

いちのみやの環境

平成 25 年 版

一 宮 市

一宮市民憲章

わたしたちのまち一宮市は、木曾の清流と豊かな濃尾平野にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力により、繊維を中心として発展してきました。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、互いに手をたずさえ、未来へはばたく「心ふれあう躍動のまち一宮」をつくることをめざし、ここにこの憲章を定めます。

1. いのちを大切にし、

だれもが安心して暮らせる 福祉のまちをつくります。

1. ちきゅうを愛し、

自然も人も共生できる 住みよいまちをつくります。

1. のびやかに青少年が育ち、

個性を生かす 教育と文化のまちをつくります。

1. みどり豊かなふるさとを守り、

活力ある産業のまちをつくります。

1. やさしさと思いやりに満ち、

夢と希望があふれるまちをつくります。

(平成19年3月28日制定)

は じ め に



今日の環境問題は、自動車排気ガスによる大気汚染や生活排水による河川の水質汚濁など日常生活や事業活動に起因するもの、地球温暖化をはじめとする地球規模の問題など多種多様なものとなっております。それらは私たちの生活スタイルや行動に大きく起因しており、一人ひとりがこれまでの行動を見直し、それぞれの立場で環境保全に努めていく必要があります。日々の生活の中で、節電や省エネ行動はごく自然な行動となっております。

このような私たちの小さな取り組みが広がり、環境問題への更なる関心を持ち、自発的な行動につながることによって、将来の地球環境がよりよい方向に向かうものと思います。

本市では、平成23年4月に改訂した地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「第3次エコアクション一宮」に基づき、一事業者の立場から地球温暖化対策を推進し、二酸化炭素等の温室効果ガス削減に関するさまざまな取り組みを継続して行なっています。また、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成16年度に「一宮市環境基本計画」を策定していますが、その計画期間終了に伴い「第2次一宮市環境基本計画」の策定作業を進めてまいりました。市民が、安心、安全かつ快適に暮らしをする中で環境に負担の少ない持続可能な社会づくりに向け、様々な取り組みを今後も進めてまいります。

本報告書は平成24年度の環境保全に関する施策等を取りまとめたものであり、本市の環境問題に対するご理解、ご認識を深めていただき、取り組みがより一層推進されるための一助となれば幸いです。

平成26年2月

一宮市長 谷 一 夫

目 次

1. 一宮市の概況	1
(1) 一宮市の位置	1
(2) 面 積	1
(3) 人 口	1
(4) 都市計画用途地域	1
(5) 自然条件	1
2. 公害の概況	3
平成24年度環境行政の主なあゆみ	4
3. 公害対策組織	9
(1) 組 織	9
(2) 事 務	9
4. 公害等に関する苦情	11
(1) 苦情件数の状況	11
(2) 種類別の苦情件数	11
(3) 用途地域別の苦情状況	11
(4) 地区別の苦情件数	11
(5) 苦情の解決状況	11
(6) 月別の苦情状況	11
(7) 発生源別の苦情状況	11
苦情の種類別割合	図-1 12
用途地域別の苦情状況	図-2 12
苦情の地区別・種類別件数	表-1 13
苦情の月別・種類別件数	表-2 14
公害の種類別・発生源別苦情件数	表-3 15
5. 騒音・振動	17
(1) 騒音・振動の規制	19
① 規制対象施設	19
② 規制対象施設届出状況	19
騒音規制法に係る届出状況	表-4 20
振動規制法に係る届出状況	表-5 20

	県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況	表-6	21
③	特定建設作業		22
④	特定建設作業実施届出状況		22
	特定建設作業届出件数	表-7	22
	規制対象建設作業	表-8	23
(2)	騒音・振動の調査		24
①	自動車騒音		24
②	道路交通振動		25
	自動車騒音調査結果（環境基準）	表-9	26
	自動車騒音調査結果（要請限度）	表-10	27
	道路交通振動調査結果（要請限度）	表-11	27
	自動車騒音・道路交通振動調査地点	図-3	28
③	新幹線鉄道騒音		29
	新幹線鉄道騒音調査結果	表-12	29
	新幹線鉄道騒音調査地点	図-4	29
6.	大気汚染		31
	愛知県一般環境大気測定局	表-13	32
	大気関係施設の届出状況	表-14	34
	大気汚染防止法に係る届出状況	表-15	35
	県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況	表-16	35
	大気汚染防止法に係る立入調査状況	表-17	35
	県民の生活環境の保全等に関する条例に係る立入調査状況	表-18	35
(1)	硫黄酸化物(SO _x)		36
	二酸化硫黄(SO ₂)測定結果	表-19	37
	年度別二酸化硫黄(SO ₂)測定結果(1時間値の月平均値)	表-20	37
	二酸化硫黄(SO ₂)の推移	図-5	37
(2)	浮遊粒子状物質(SPM)		38
	浮遊粒子状物質(SPM)測定結果	表-21	39
	年度別SPM測定結果(1時間値の月平均値)	表-22	39
	SPMの推移	図-6	40
(3)	窒素酸化物(NO _x)		41
①	一酸化窒素		41

②	二酸化窒素	41
	窒素酸化物(NO+NO ₂)測定結果	表-23 42
	一酸化窒素(NO)測定結果	表-24 42
	二酸化窒素(NO ₂)測定結果	表-25 43
	年度別NO ₂ 測定結果(1時間値の月平均値)	表-26 43
	NO ₂ の推移	図-7 44
(4)	光化学オキシダント(O _x)	45
	光化学オキシダント(O _x)測定結果	表-27 46
(5)	微小粒子状物質(PM _{2.5})	47
	微小粒子状物質(PM _{2.5})測定結果	表-28 47
(6)	降下ばいじん	48
	降下ばいじん測定結果	表-29 48
	降下ばいじん全地点平均値経年経月変化	表-30 48
	降下ばいじんの推移	図-8 49
(7)	大気中の重金属	50
	大気中の重金属測定結果	表-31 50
(8)	炭化水素(HC)	51
	全炭化水素(T-HC)測定結果	表-32 51
7.	水質汚濁	53
	水質汚濁防止法に係る届出状況	表-33 54
	水質汚濁防止法に係る立入調査状況	表-34 55
(1)	日光川・五条川及び市内主要河川における水質測定	55
	公共用水域水質測定計画に基づく測定結果	表-35 56
	市内主要河川水質測定結果	表-36 58
	日光川・五条川水質経年変化(年平均値)	図-9 62
	河川水質測定地点	図-10 65
(2)	地下水質測定	66
	地下水質測定結果(メッシュ調査)	表-37 66
	地下水質測定結果(汚染井戸周辺地区調査)	表-38 67
	地下水質測定結果(定期モニタリング調査)	表-39 68
(3)	河川底質測定	69
	河川底質測定結果	表-40 69

(4) 生活排水対策	70
8. 悪臭	73
悪臭関係工場等届出状況	表-41 74
悪臭関係業種	表-42 74
臭気強度と濃度の関係	表-43 75
臭気の種類と主要発生源事業場	表-44 76
9. 土壌汚染	79
土壌汚染対策法に係る届出状況	表-45 80
県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況	表-46 80
10. 地盤沈下	83
地下水揚水規制	表-47 84
井戸・揚水設備の届出状況	表-48 84
地下水位測定結果(平成24年度)	表-49 85
一宮市における地盤沈下状況	表-50 87
11. ダイオキシン類	91
ダイオキシン類対策特別措置法対象施設の届出状況	表-51 91
(1) 水環境調査	92
水環境(公共用水域・水質)におけるダイオキシン類調査結果	表-52 92
水環境(公共用水域・底質)におけるダイオキシン類調査結果	表-53 92
12. 地球温暖化対策	95
(1) エコアクション一宮	96
① 温室効果ガスの排出状況	96
② グリーン購入の実施状況	96
資源及びエネルギーの使用状況	表-54 97
温室効果ガス排出状況	表-55 97
品目別グリーン購入状況	表-56 98
(2) 一宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	99
① 温室効果ガスの排出状況	99
一宮市域内の温室効果ガス排出量(推計量)	表-57 99
13. 一宮市環境基本計画	101
会議開催状況	表-58 101
14. こどもエコクラブ	103

こどもエコクラブ登録状況	表-59	103
15. 公害防除施設整備資金利子補給制度		105
利子補給実績	表-60	105
一宮市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱		106
16. 公害防止管理者等		111
(1) 選任		111
(2) 届出		111
騒音・振動・水質・一般粉じん関係の公害防止管理者を 選任しなければならない特定工場	表-61	112
公害防止管理者等選任状況	表-62	113
17. 住宅用太陽光発電システム設置補助		115
補助実績	表-63	115
一宮市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱		116
18. 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助		123
補助実績	表-64	123
一宮市家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付要綱		124
参 考 資 料		
一宮市環境基本条例		129
一宮市環境審議会の運営に関する規則		137
一宮市公害対策協議会設置規程		138
一宮市公害対策協議会委員名簿		140
一宮市公害対策会議要綱		142
環 境 法 の 体 系		144
公害関係の主な基準について		145
公 害 関 係 の 用 語		168

<おことわり>

本文中の「県条例」は全て「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年10月1日施行、それ以前は愛知県公害防止条例）の略です。

1. 一宮市の概況

1. 一宮市の概況

- (1) 一宮市の位置 東経136度48分 北緯35度18分
 (2) 面積 113.91km² (東西 約15.3km 南北 約13.3km)
 (3) 人口

(各年4月1日現在)

種別 \ 年	平成23年	平成24年	平成25年
人口(人)	386,132	386,390	386,447
世帯数	146,178	147,585	148,759
人口密度(人/km ²)	3,390	3,392	3,393

- (4) 都市計画用途地域

(平成24年4月1日現在)

用途地域	面積(ha)	構成比(%)
第1種低層住居専用地域	54	0.47
第1種中高層住居専用地域	208	1.83
第1種住居地域	1,010	8.87
第2種住居地域	43	0.38
準住居地域	53	0.46
近隣商業地域	206	1.81
商業地域	204	1.79
準工業地域	1,615	14.18
工業地域	363	3.19
工業専用地域	46	0.40
市街化調整区域	7,589	66.62
計	11,391	100.00

- (5) 自然条件

一宮市は、愛知県の北西部にあり、名古屋市と岐阜市のほぼ中間に位置している。市域面積は、113.91km²で、江南市、岩倉市、北名古屋市、清須市、稲沢市の各市と境を接している。

濃尾平野のほぼ中央にあたり、木曽川の形成した犬山扇状地の末端部に立地し、地質はほとんど沖積地で、上層は粘土質、下層は概ね砂れき層となっている。

標高は、平均8.57mで、平坦なところである。

河川は、市域の北部から西部にかけて木曽川が約18km、中心部には日光川が約17km、東部には五条川が約2kmにわたり流れている。

2. 公害の概況



2. 公害の概況

本市は、伝統ある「せんいのまち」として発展し、紡績、撚糸、染色、織布、整理、修整、縫製、卸などの各工程の企業が集積し、一貫生産の基地を形成している。

このため、それらの工場からの水質汚濁、大気汚染、騒音、振動などの公害問題が一時は苦情として多く発生していた。

最近は、このような公害規制のかかる工場についてはかなり改善されてきている一方、規制のない、あるいは規制のかかりにくい雑草苦情や屋外燃焼行為などの典型七公害以外の苦情が多くなってきている。

また、河川の水質汚濁については、消費生活の多様化に伴い、生活排水による汚濁負荷が高くなってきており、浄化が進まない状況にある。

さらに、音響機器等が普及し、住環境が過密化したことにより、生活騒音苦情も目立ってきている。

これらは、従来のイメージである公害＝企業ではなく、個人の日常生活、営みが快適な環境の妨げの一部になってきていることを示しており、行政の対応も苦慮しているところである。

こうした状況の中、平成5年11月に制定された環境基本法には、「日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない」ことが新たに国民の責務としてうたわれた。

平成24年度環境行政の主なあゆみ

- 4月 2日 地下水位調査
9日 公共用水域及び地下水の水質測定計画に関する担当者会議出席(名古屋市)
11日 光化学スモッグ緊急時対策に関する説明会出席(名古屋市)
16日 地下水位調査
20日 日光川北今橋、板倉橋水質調査
「国連持続可能な開発のための教育の10年」最終年会合支援市町村連絡会議
23日 一宮市環境審議会開催
24日 大気環境調査(～5月16日)
月間 悪臭関係工場の届出受付
大気汚染調査
- 5月 1日 地下水位調査
7日 再生可能エネルギー等導入推進基金事業に係る説明会(名古屋市)
14日 尾張地区環境行政連絡協議会連絡会議出席(名古屋市)
さわやかエコスタイルキャンペーン実施(～10月31日)
15日 地下水位調査
16日 尾張西部環境保全連絡協議会総会及び協議会出席(稲沢市)
18日 日光川北今橋、板倉橋水質調査
自然環境関係事務研修会(名古屋市)
21日 環境基礎研修出席(名古屋市)
月間 大気汚染調査
- 6月 1日 地下水位調査
大気関係政令市連絡会議(豊橋市)
6日 日光川北今橋、板倉橋水質調査
主要河川水質調査＝尾張西部
11日 環境月間「県民のつどい」参加(名古屋市)
13日 尾張地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会出席(名古屋市)
尾張地域環境保全連絡会議出席(名古屋市)
14日 環境教育講座「緑のカーテンについて考えよう」開催(中島小)
愛知県新幹線公害対策連絡会議出席(名古屋市)
15日 地下水位調査
水道法の一部改正等に伴う権限委譲に関する説明会(名古屋市)
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度説明会
18日 環境教育講座「緑のカーテンについて考えよう」開催(木曾川東小)
19日 環境月間講演会(名古屋市)
21日 省エネ・節電対策に係る県・市町村連絡会議(名古屋市)
愛知県フロン回収処理推進協議会総会出席(名古屋市)
27日 環境教育講座「緑のカーテンについて考えよう」開催(千秋東小)
29日 自動車面的評価説明会(名古屋市)
月間 大気汚染調査
- 7月 2日 地下水位測定
6日 環境教育講座「緑のカーテンについて考えよう」開催(浅野小)
10日 環境教育講座「緑のカーテンについて考えよう」開催(千秋南小)
生物多様性国家戦略の改定に係る説明会(名古屋市)

- 13日 日光川北今橋、板倉橋水質調査
- 17日 地下水位測定
- 24日 環境関連部課長会議出席（名古屋市）
水環境研修参加(埼玉県所沢市)（～7月27日）
- 27日 七夕まつり「打ち水大作戦」事業開催
- 31日 県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン研修会（名古屋市）
- 月間 大気汚染調査
- 8月 1日 地下水位調査
- 2日 日光川北今橋、板倉橋水質調査
- 3日 県有施設における農薬殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン研修会（名古屋市）
- 10日 尾張西部環境保全連絡協議会出席(岩倉市)
- 15日 地下水位調査
- 16日 一宮市環境審議会開催
- 21日 環境循環型農業普及啓発事業報告会
- 29日 環境マネジメントシステム普及促進セミナー（名古屋市）
- 31日 地下水位調査
- 月間 大気汚染調査
- 9月 6日 日光川北今橋、板倉橋水質調査
- 11日 土壌・地下水環境研修（～14日）（埼玉県所沢市）
市町村ゼミナール「エネルギーの地産地消」（名古屋市）
- 12日 環境教育講座「緑のカーテンについて考えよう」開催（奥小）
- 13日 カーボンオフセット実務者研修（名古屋市）
- 14日 地下水位調査
あいち生物多様性フォーラム（名古屋市）
- 19日 水道法の一部改正に等に伴う権限委譲に関する説明会（名古屋市）
- 24日 平成24年度大気環境行政に係る自治体ブロック会議（名古屋市）
- 25日 キソガワフユユスリカ対策協議会（稲沢市）
- 26日 環境教育講座「緑のカーテンについて考えよう」開催（小信中島小）
- 27日 オゾン層保護推進大会（名古屋市）
- 29日 国連生物多様性の10年日本委員会「生物多様性セミナー」（名古屋市）
- 月間 大気汚染調査
- 10月 1日 地下水位調査
- 2日 尾張西部環境保全連絡協議会臭気指数実測調査（岩倉市）
キソガワフユユスリカ対策協議会（稲沢市）
- 4日 日光川北今橋、板倉橋水質調査
尾張西部環境保全連絡協議会臭気指数実測調査（岩倉市）
日光川・五条川底質調査
公害防止協定工場水質調査
- 12日 東海ブロック騒音・振動・悪臭連絡会議（静岡県富士市）
- 15日 地下水位調査
- 16日 地球温暖化対策事業スキーム構築・推進力強化研修（名古屋市）
平成24年度環境放射能基礎研修（名古屋市）
環境教育講座「緑のカーテンについて考えよう」開催（瀬部小）
- 17日 平成24年度水質事故対策訓練（岐阜県岐阜市）
- 18日 公害苦情相談員等ブロック会議（名古屋市）
- 20日 第2次一宮市環境基本計画市民会議（全体会）

	24日	地球温暖化対策計画書制度の改正に係る説明会（名古屋市） 新幹線鉄道騒音調査
	25日	新幹線鉄道騒音調査
	26日	アクション油ヶ淵（碧南市）
	29日	平成24年度東海三県一市グリーン購入説明会（名古屋市）
	31日	愛知県CO2削減ポテンシャル診断事業「省エネ講習会」（名古屋市）
	月間	大気汚染調査
11月	1日	地下水位調査 化学物質適正管理セミナー（名古屋市） 日光川北今橋、板倉橋水質調査
	2日	尾張西部環境保全連絡協議会行政視察参加(京都府京都市)
	5日	自動車騒音、道路交通振動調査（～1月25日）
	8日	化学物質セミナー（名古屋市）
	9日	愛知県フロン回収・処理推進協議会視察参加(滋賀県草津市)
	15日	地下水位調査
	22日	地球温暖化対策計画書制度の改正に係る説明会（名古屋市）
	月間	大気汚染調査
12月	3日	地下水位調査
	5日	日光川北今橋、板倉橋水質調査 主要河川水質調査＝尾張西部 第2回あいち生物多様性自治体ミーティング（名古屋市）
	8日	第2次一宮市環境基本計画市民会議（全体会）
	13日	あいち地球温暖化防止戦略、あいち新世紀自動車環境戦略推進大会（名古屋市） 第2次一宮市環境基本計画市民会議（地球温暖化作業部会）
	17日	第2次一宮市環境基本計画市民会議（自然共生化業部会） 尾張地域水循環再生地域協議会行動計画フォローアップチーム会議(名古屋市) 地下水位調査
	19日	尾張西部環境保全連絡協議会出席(岩倉市)
	20日	第2次一宮市環境基本計画市民会議（生活環境作業部会）
	22日	第2次一宮市環境基本計画市民会議（循環社会作業部会、地球温暖化作業部会）
	25日	第2次一宮市環境基本計画市民会議（自然共生化業部会）
	26日	平成24年度あいち新世紀自動車戦略会議総合調整会議（第2回）・平成24年度愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会幹事会（第2回）合同会議
	月間	大気汚染調査
1月	4日	地下水位調査
	6日	第2次一宮市環境基本計画市民会議（生活環境作業部会）
	9日	平成24年度水・地盤環境行政に係る愛知県政令市連絡会議（名古屋市）
	10日	日光川北今橋、板倉橋水質調査
	12日	第2次一宮市環境基本計画市民会議（循環社会作業部会） 第2次一宮市環境基本計画市民会議（部会長・副部会長会）
	14日	第2次一宮市環境基本計画市民会議（自然共生化業部会）
	15日	地下水位調査
	16日	地球温暖化対策事業スキーム構築・推進力強化研修（名古屋市）
	17日	第2次一宮市環境基本計画市民会議（地球温暖化作業部会）
	19日	第2次一宮市環境基本計画市民会議（循環社会作業部会）

	23日	尾張西部環境保全連絡協議会出席(岩倉市)
	26日	一宮市消費生活フェア環境コーナー参加 (～27日)
	27日	第2次一宮市環境基本計画市民会議 (生活環境作業部会)
	30日	第2次一宮市環境基本計画市民会議 (地球温暖化作業部会)
	31日	大気中の重金属調査 (～2月14日)
	月間	大気汚染調査
2月	1日	地下水位調査 省エネルギー月間特別講演会 (名古屋市)
	2日	なごや生物多様性フォーラム (名古屋市)
	3日	第2次一宮市環境基本計画市民会議 (生活環境作業部会)
	4日	第2次一宮市環境基本計画市民会議 (自然共生化作業部会) 地球温暖化対策研修 (～2月8日) (埼玉県所沢市)
	6日	尾張東部・西尾張環境保全連絡協議会合同会議 (名古屋市)
	7日	日光川北今橋、板倉橋水質調査 公害防止協定工場水質調査
	8日	第7回尾張地域水循環再生地域協議会 (名古屋市)
	9日	第2次一宮市環境基本計画市民会議 (循環社会作業部会)
	10日	第2次一宮市環境基本計画市民会議 (部会長・副部会長会)
	14日	国内クレジット制度に代わる新制度説明会 (名古屋市)
	15日	地下水位調査 環境配慮契約法基本方針説明会(名古屋市) グリーン購入法基本方針説明会 (名古屋市)
	17日	あいち森と緑づくり環境活動学習推進事業交付金に係る成果報告会 (名古屋市)
	18日	一宮市公害対策協議会開催
	19日	環境基本計画推進市町村会議(名古屋市)
	21日	第2次一宮市環境基本計画市民会議 (地球温暖化作業部会) 木曾川ユスリカ対策連絡会議出席 (一宮市)
	23日	第2次一宮市環境基本計画市民会議 (自然共生化作業部会、循環社会作業部会)
	26日	アスベスト対策に関する講習会(名古屋市)
	28日	平成24年度あいち新世紀自動車戦略会議総合調整会議 (第2回)・平成24年度 愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会幹事会 (第2回) 合同会議
	月間	大気汚染調査
3月	1日	地下水位調査 日光川北今橋、板倉橋水質調査
	2日	第2次一宮市環境基本計画市民会議 (循環社会作業部会)
	3日	第2次一宮市環境基本計画市民会議 (生活環境作業部会)
	9日	第2次一宮市環境基本計画市民会議 (部会長・副部会長会)
	11日	微小粒子状物質 (PM2.5) に関する連絡会議 (名古屋市)
	14日	第2次一宮市環境基本計画市民会議 (地球温暖化作業部会)
	15日	地下水位調査
	18日	伊勢湾総合対策協議会環境問題研究会現地研修 (名古屋市)
	22日	地球温暖化対策実行計画検討委員会開催
	25日	愛知県フロン回収処理推進協議会理事会出席 (名古屋市)
	30日	第2次一宮市環境基本計画市民会議 (全体会)
	月間	大気汚染調査

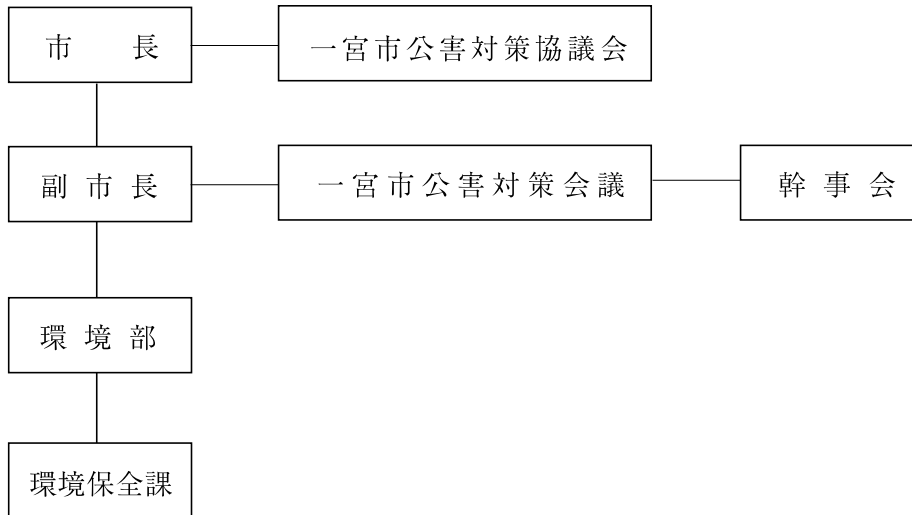
3. 公害対策組織



3. 公害対策組織

本市の公害対策組織及び概要は次のとおりである。（平成24年4月1日現在）

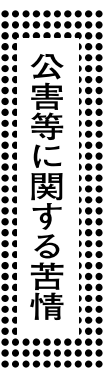
(1) 組 織



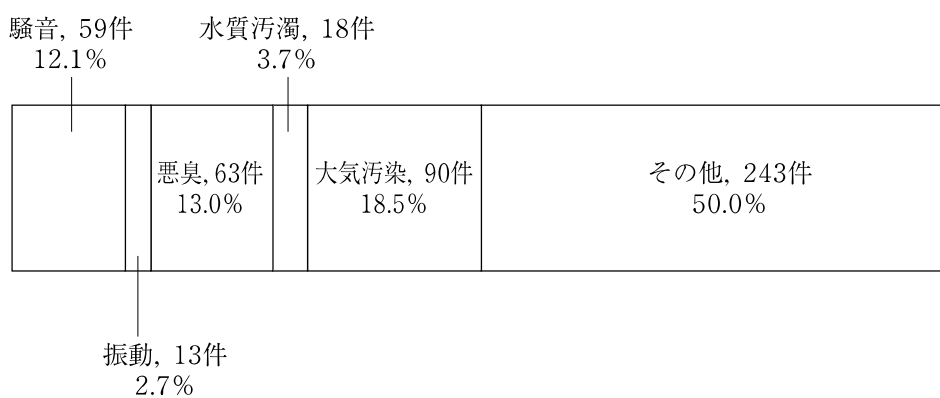
(2) 事 務

- ① 環境基本計画に関する事務
- ② 環境審議会に関する事務
- ③ 環境保全の啓発に関する事務
- ④ 騒音、振動、悪臭、水質汚濁及び土壌汚染の防止 その他公害対策に関する事務
- ⑤ 公害防除施設整備費の助成に関する事務
- ⑥ 公害に係る苦情相談に関する事務
- ⑦ 不快害虫の駆除に関する事務
- ⑧ 地域温暖化対策に関する事務

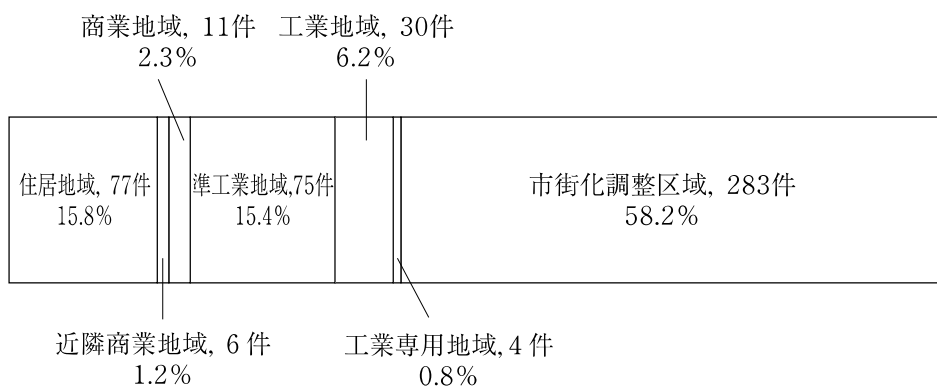
4. 公害等に関する苦情



図一1 苦情の種類別割合



図一2 用途地域別の苦情状況



表－1 苦情の地区別・種類別件数

種類 地区	騒音	振動	悪臭	水質汚濁	大気汚染	その他	計
宮西	3		1		2	4	10
貴船	1		1	1	1	5	9
神山	2		1	1	2	2	8
大志	2					1	3
向山			2	1		4	7
富士	1	1	2			6	10
葉栗	4		4		6	21	35
西成	1		6	5	10	33	55
丹陽	4	2	6	2	4	14	32
浅井	2		2	1	10	22	37
北方			2		2	7	11
大和	9	1	3		5	23	41
今伊勢	6		2	1	2	7	18
奥	2	3			1	6	12
萩原	3		6	3	11	21	44
千秋	5		7	1	10	13	36
起	2		1	1	1	2	7
小信中島	3				1	1	5
三条	1	2	1		3	6	13
大徳	1		1		2	4	8
朝日	2		5		7	6	20
開明	2	1	6	1	2	10	22
木曾川	3	2	4		8	25	42
計	58/59	13/13	63/63	18/18	90/90	243/243	485/486

※
解決件数/受付件数

表-2 苦情の月別・種類別件数

種類 月	騒音	振動	悪臭	水質汚濁	大気汚染	その他	計	月別比率 (%)
4	10	1	4	1	6	12	34	7.0
5	6	3	6		12	19	46	9.5
6	8	2	2	1	11	19	43	8.8
7	7	1	5	2	4	38	57	11.7
8	4	1	7	1	10	52	75	15.4
9	3	1	5	1	6	39	55	11.3
10	6	1	10	3	8	31	59	12.1
11	3		5	6	7	10	31	6.4
12	3		7	1	7	5	23	4.7
1	3	2	3		6	1	15	3.1
2	3	1	7	2	6	6	25	5.1
3	3		2		7	11	23	4.7
計	59	13	63	18	90	243	486	100.0
比率(%)	12.1	2.7	13.0	3.7	18.5	50.0	100.0	

表-3 公害の種類別・発生源別苦情件数

区分	合計	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給水道業	運輸業	情報通信業	卸売・小売業	飲食店宿泊業
大気汚染	90	14				19	8			1	3	
水質汚濁	18					1	3		2			2
土壌汚染	0											
騒音	59	2				27	17		1			
振動	13					10						
地盤沈下	0											
悪臭	63	5				2	9		1		1	2
典型7公害計	243	21	0	0	0	59	37	0	4	1	4	4
その他	243	1				6	9	1	1		1	3
合計	486	22	0	0	0	65	46	1	5	1	5	7

区分	サービス業	不動産業	医療、福祉	教育、学習支援業	公務	金融、保険業	複合サービス業	家庭生活(機器)	家庭生活(その他)	家庭生活(ペット)	その他	不明
大気汚染	5						1		8		7	24
水質汚濁	1	1			2				1			5
土壌汚染												
騒音	5	2									4	1
振動	1				1						1	
地盤沈下												
悪臭		1	1						8		5	28
典型7公害計	12	4	1	0	3	0	1	0	17	0	17	58
その他	7	6	4		2		1	1	24		24	125
合計	19	10	5	0	5	0	2	1	41	0	41	210

5. 騒音・振動

5. 騒音・振動

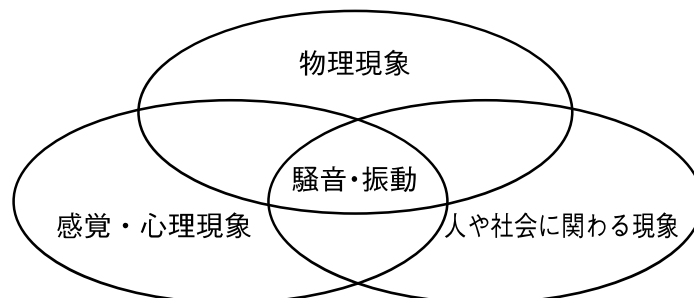
概況

音には情報を伝え、コミュニケーションに役立つ機能的な側面と、心に安らぎを与え、時には、不快を与えるなどの感覚的な側面があるが、物理的現象の音（大気に生じた音圧の微小な乱れによる波）を、人が「音」として知覚し、私たちの生活の中で不必要で好ましくない音と感じたとき、その音は騒音となる。

騒音には、工場・事業場の機械音、建設作業音、鉄道・飛行機・自動車等の騒音、飲食店などの深夜営業騒音、市民の日常生活が発生源ともなる近隣騒音などがある。騒音は、「好ましくない音」とか「無い方がよい音」といわれるように、心理的な評価を含んだ言葉で表現され、音の印象は、聞く人の状態によって大きく左右される。心理状態、音の発生源との関係や社会的立場、生活歴など、さまざまな要因の影響で、物理的には同じ音であっても、それぞれの状況によって異なる影響を生じることがある。

一方、振動とは、地面や建物等の物体が上下方向、横方向に揺れることをいうが、公害としての振動は、「人為的に発生する好ましくない振動、不快な振動」を示す。発生源には工場や建設作業、交通機関などがあり、騒音と類似した特性を持つ。大気汚染や水質汚濁とは異なり、その物理的性質から生活環境に及ぼす影響範囲はかなり限定されており直接に人の健康を損なうことは、きわめて稀であるという性格を有する。住民からの苦情としては、気分がいらいらする、戸や障子が揺れて気になる、不快に感じる、睡眠の妨げになる等の生活妨害が主であるが、大きな振動の発生源に近接している場合には、家屋の建付けの狂いやひび割れ等の物的被害を訴える例もある。

騒音・振動を形成している3つの要因



●騒音の大きさ

人間の耳で感じる大きさは、同じ物理的な音でも周波数の高低により、異なった大きさに聞える性質がある。そこで、人間の耳に感じる音の大きさに近似させた量を測定できる騒音計を用いて数値（騒音レベル）を測る。単位としては「dB」が使われる。

●振動の大きさ

振動の大きさは、その振幅や速度等で決まる。人体の感じ方は複雑なので、人体に合うように補正した振動計が定められており、単位として「dB」を用いる。

●騒音の大きさのめやす

(単位：dB)

120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛（前方2m）
100	電車の通るときのガード下
90	騒々しい工場の中、カラオケ（客席中央）
80	地下鉄の車内、ピアノ
70	騒々しい事務所、ステレオ
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所の中
40	深夜の市内、図書館の中
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉の触れ合う音

●振動の大きさのめやす

(単位：dB)

90	吊り下げ物は大きく揺れ、食器類は音を立てる。眠っている人のほとんどが目を覚まし、歩行者も揺れを感じる。（震度4）
80	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。（震度3）
70	屋内にいる人の多くが揺れを感じ、眠っている人の一部が目を覚ます。電灯等の吊り下げ物がわずかに揺れる。（震度2）
60	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。（震度1）
50	人体に感じない程度。（震度0）

(1) 騒音・振動の規制

① 規制対象施設

著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）から発生する騒音・振動については、騒音規制法及び振動規制法により規制がされている。また、県条例において、法律を補うために施設の横出しや原動機の定格出力等の上乗せの規制がされている。

特定工場等の事業者は、敷地境界における騒音・振動の規制基準を遵守する義務があり、また、工場又は事業場に新たに規制対象施設を設置しようとするなどの事由が生じた場合には、騒音規制法、振動規制法又は県条例に基づき届出が義務付けられている。

なお、特定工場等において発生する騒音又は振動が基準に適合しないことにより、周辺の生活が損なわれていると認められる場合には、その事態を除去するために必要な勧告又は命令が発動されることがあり、改善命令に違反した場合には、罰則が科せられることになっている。

② 規制対象施設届出状況（平成25年3月31日現在）

・市内で法律に基づく特定工場等及び特定施設の数、

騒音規制法	4,576（特定工場等）	21,831（特定施設）	
振動規制法	4,359（特定工場等）	20,822（特定施設）	となっている。

このうち、本市の産業形態の特色である織機について、騒音では、3,899事業所（85.2%）、18,881特定施設（86.5%）で全体の8割以上を占めている。また、振動では、3,909事業所（89.7%）、18,956特定施設（91.0%）で9割ほどを占めている。

（表－4、表－5）

・市内で条例に基づく特定工場等及び特定施設の数、

県条例〔騒音〕	583（特定工場等）	2,902（特定施設）	
県条例〔振動〕	601（特定工場等）	3,994（特定施設）	となっている。

（表－6）

表 - 4 騒音規制法に係る届出状況

平成25年3月31日現在

	特定工場等数	前年度比較増減	特定施設数	前年度比較増減
1. 金属加工機械	142	1	571	4
2. 空気圧縮機等	312	3	1,539	30
3. 土石用破碎機等	3	1	4	2
4. 織機	3,899	0	18,881	0
5. 建設用資材製造機械	9	0	11	0
6. 穀物用製粉機	1	0	1	0
7. 木材加工機械	70	0	154	0
8. 抄紙機	0	0	0	0
9. 印刷機械	60	0	184	0
10. 合成樹脂用射出成形機	78	1	475	7
11. 鋳型造型機	2	0	11	0
合 計	4,576	6	21,831	43

平成24年度届出数(種類別内訳)

設置(使用)	数変更	氏名等変更	使用全廃	承 継	合 計
8	4	18	2	1	33

表 - 5 振動規制法に係る届出状況

平成25年3月31日現在

	特定工場等数	前年度比較増減	特定施設数	前年度比較増減
1. 金属加工機械	144	1	683	4
2. 圧縮機	181	2	533	12
3. 土石用破碎機等	4	1	6	2
4. 織機	3,909	0	18,956	0
5. コンクリートブロックマシン等	4	0	8	0
6. 木材加工機械	4	0	3	0
7. 印刷機械	24	0	66	0
8. ロール機	2	0	4	0
9. 合成樹脂用射出成形機	84	1	546	7
10. 鋳型造型機	3	0	17	0
合 計	4,359	5	20,822	25

平成24年度届出数(種類別内訳)

設置(使用)	数変更	氏名等変更	使用全廃	承 継	合 計
6	3	3	1	0	13

表 - 6 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況

平成25年3月31日現在

	騒音			
	特定工場等数	前年度比較増減	特定施設数	前年度比較増減
1. 金属加工機械	89	0	305	3
2. 空気圧縮機等	326	17	1,648	93
3. 土石用破碎機等	1	0	2	0
4. 織機	3	0	17	0
5. 建設用資材製造機械	2	0	2	0
6. 穀物用製粉機	0	0	0	0
7. 木材加工機械	5	0	8	0
8. 抄紙機	0	0	0	0
9. 印刷機械	1	0	101	0
10. 合成樹脂用射出成形機	6	0	68	0
11. 鋳型造型機	1	0	1	0
12. ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	60	1	97	2
13. 送風機及び排風機	74	-1	596	-2
14. 走行クレーン	5	0	23	0
15. 洗びん機	1	0	1	0
16. 真空ポンプ	9	0	33	0
合計	583	17	2,902	96

	振動			
	特定工場等数	前年度比較増減	特定施設数	前年度比較増減
1. 金属加工機械	16	0	167	0
2. 圧縮機等	352	17	2,360	136
3. 土石用破碎機等	0	0	0	0
4. 織機	3	0	17	0
5. コンクリートブロックマシン等	0	0	0	0
6. 木材加工機械	0	0	0	0
7. 印刷機械	1	0	101	0
8. ロール機	0	0	0	0
9. 合成樹脂用射出成形機	4	0	41	0
10. 鋳型造型機	1	0	22	0
11. 穀物用製粉機	1	0	1	0
12. ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	66	1	125	2
13. 送風機及び排風機	157	0	1,160	9
合計	601	18	3,994	147

平成24年度届出数(種類別内訳) [上段:騒音関係、下段:振動関係]

設置(使用)	数変更	氏名等変更	使用全廃	承継	合計
21	3	12	4	0	40
23	7	21	5	1	57

③ 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業（以下「特定建設作業」という。）を行うときには、騒音規制法、振動規制法又は県条例による規制が行われている。（表－８）

④ 特定建設作業実施届出状況

平成24年度に市内で行われた建設作業の中で、法律・県条例に該当する特定建設作業の届出件数は、騒音関係は5,751件、振動関係は448件であった。

作業別でみると、騒音関係では、県条例のブルドーザー・バックホウ等を用いる作業が1,672件、次いでロードローラー・てん圧機等を用いる作業が1,321件と多く、合わせると全体の52.0%を占めた。

振動関係では、ブレーカーを使用する作業が396件と最も多く、全体の88.4%を占めた。（表－７）

表－７ 特定建設作業届出件数

		騒					音					合計			
法律		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧						
県条例										⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
件数		17	1	530	83	1	426	14	29	90	438	1,129	1,672	1,321	5,751

		振				動
法律		①	②	③	④	合計
県条例						
件数		30	0	22	396	448

(注) 丸数字は、作業の種類

表 - 8 規制対象建設作業

騒音関係	法律	県条例
	種類の番号	種類の番号
くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	①	①
びょう打機を使用する作業	②	②
さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	③	③
空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	④	④
コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	⑤	⑤
バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	⑥	
トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	⑦	
ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	⑧	
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業		⑥
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		⑦
コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）		⑧
ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレイパー・トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業		⑨
ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		⑩

- (注) 1 騒音規制法の種類の番号⑥、⑦及び⑧については、当該作業に使用する機械が一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合は、規制対象から除外する。
 2 くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・バイプロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。
 また圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。
 3 びょう打ち機はリベッティングハンマによるリベット打ちが対象。インパクトレンチは対象外。
 4 さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレイカー・コールピックハンマ等がある。

振動関係	法律	県条例
	種類の番号	種類の番号
くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	①	①
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	②	②
舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	③	③
ブレイカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	④	④

- (注) 1 アースオーガーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが振動関係では対象となる。
 2 舗装版破砕機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破砕する専用機である。

(2) 騒音・振動の調査

平成24年度は、自動車騒音、道路交通振動及び新幹線鉄道騒音についての調査を実施した。

① 自動車騒音

経済社会の発展により主要幹線道路が整備され、これに伴い輸送体系も自動車輸送が中心となり自動車も大型化し、また、市民生活においても乗用車の普及はめざましく、社会的効用をもたらした反面、各地で交通公害問題を惹起した。

(ア) 環境基準達成状況の評価（面的評価）

騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視は、法定受託事務となっている。これは、道路に面する地域において、「騒音に係る環境基準」の達成状況を把握するものであり、一定地域内の住居等のうち環境基準を達成する戸数及びその割合により評価するものである。

平成24年度は、市内幹線道路沿いの8区間で面的評価を行い、評価区間内の全戸数3,563戸のうち3,489戸で環境基準を達成し、達成率97.9%であった。（表－9）

(イ) 要請限度

騒音規制法第17条第1項には、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度（要請限度）を超えていることにより道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする旨が規定されている。

平成24年度は、市内8地点で調査を実施した。

調査結果は、調査した全地点で要請限度内であった。（表－10）

② 道路交通振動

道路を走行する自動車等により発生する地盤振動であり、大型車を含む交通量が比較的多い場合の道路交通振動は、不規則かつ大幅に変動する振動となる。

騒音と並んで、道路沿線住民の生活環境に及ぼす影響が問題となっている。

要請限度

振動規制法第16条第1項には、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度（要請限度）を超えていることにより道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し、当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請するものとするなどの旨が規定されている。

平成24年度は、市内8地点で調査を実施した。

調査結果は、全地点で要請限度内であった。（表-11）

表-9 自動車騒音調査結果(環境基準)

NO.	道路名	調査地点	評価区間		環境基準 (dB)		騒音レベル LAeq (dB)		環境基準達成戸数			調査区間内			環境基準達成率 (%)				
			起点	終点	延長 (km)	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道22号	高畑町2丁目	観音町	高田	3.2	70	65	66	63	405	404	404	405	100	99.8	99.8	100	99.8	99.8
2	県道一宮清須線	西萩原字上沼	西萩原	明地	1.0	70	65	68	62	76	76	76	76	100	100	100	100	100	100
3	県道一宮清須線	萩原町萩原字替土	明地	萩原町萩原	0.9	70	65	68	63	130	130	130	130	100	100	100	100	100	100
4	県道大垣一宮線	東出町	籠屋3丁目	音羽3丁目	2.1	70	65	73	68	313	286	286	352	88.9	81.3	81.3	81.3	81.3	81.3
5	県道西萩原北方線	小信中島字川東	西萩原	木曾川町玉ノ井	5.1	70	65	67	62	1356	1354	1354	1358	99.9	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7
6	県道萩原三条北方線	開明字新田郷	萩原町花井方	奥町	3.1	70	65	64	57	617	616	616	618	99.8	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7
7	県道一宮西中野線	明地字南古城	明地	明地	0.3	70	65	67	61	32	32	32	32	100	100	100	100	100	100
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	大和町妙興寺	千秋町浅野羽根	3.5	70	65	70	62	592	591	591	592	100	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
合 計					19.2	-				3,521	3,489	3,489	3,563	98.8	97.9	97.9	98.8	97.9	97.9

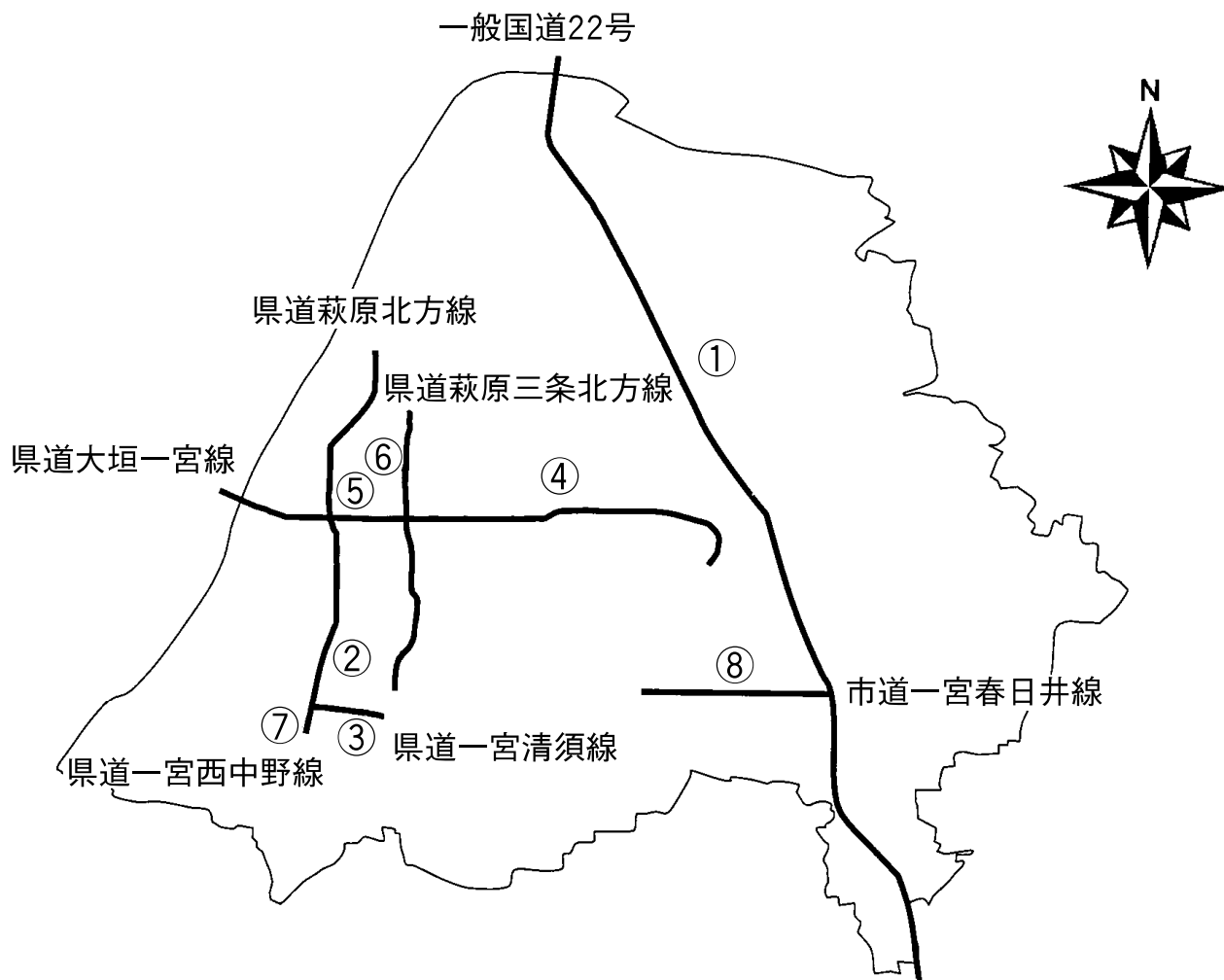
表 - 10 自動車騒音調査結果（要請限度）

No.	道路名	調査地点	用途地域	車線	調査期間	要請限度		騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)	適否
						時間区分	(dB)		
1	一般国道22号	高畑町2丁目	準工業	6	11/6~11/9	昼	75	66	○
						夜	70	63	○
2	県道一宮清須線	西萩原字上沼	未指定	2	12/18~12/21	昼	75	68	○
						夜	70	62	○
3	県道一宮清須線	萩原町萩原 字替土	未指定	2	12/11~12/14	昼	75	68	○
						夜	70	63	○
4	県道大垣一宮線	東出町	工業	4	10/30~11/2	昼	75	72	○
						夜	70	68	○
5	県道西萩原北方線	小信中島字川東	工業	2	1/27~11/30	昼	75	67	○
						夜	70	62	○
6	県道萩原三条北方線	開明字新田郷	未指定	2	1/22~1/25	昼	75	65	○
						夜	70	57	○
7	県道一宮西中野線	明地字南古城	未指定	2	12/4~12/7	昼	75	67	○
						夜	70	61	○
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	4	11/13~11/16	昼	75	69	○
						夜	70	62	○

表 - 11 道路交通振動調査結果（要請限度）

No.	道路名	調査地点	用途地域	車線	調査期間	要請限度		振動レベル (L ₁₀) (dB)	適否
						時間区分	(dB)		
1	一般国道22号	高畑町2丁目	準工業	6	11/6~11/7	昼	70	45	○
						夜	65	42	○
2	県道一宮清須線	西萩原字上沼	未指定	2	12/18~12/19	昼	70	48	○
						夜	65	40	○
3	県道一宮清須線	萩原町萩原 字替土	未指定	2	12/12~12/13	昼	70	51	○
						夜	65	41	○
4	県道大垣一宮線	東出町	工業	4	10/30~10/31	昼	70	43	○
						夜	65	37	○
5	県道西萩原北方線	小信中島字川東	工業	2	11/28~11/29	昼	70	49	○
						夜	65	38	○
6	県道萩原三条北方線	開明字新田郷	未指定	2	1/23~1/24	昼	70	43	○
						夜	65	29	○
7	県道一宮西中野線	明地字南古城	未指定	2	12/5~12/6	昼	70	45	○
						夜	65	40	○
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	4	11/15~11/16	昼	65	43	○
						夜	60	36	○

図-3 自動車騒音・道路交通振動調査地点



③ 新幹線鉄道騒音

新幹線鉄道の沿線における騒音について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年7月29日付環境庁告示第46号)に定められた調査方法により、環境基準の達成状況を把握するために、平成24年度は、4地区(それぞれ25m地点及び50m地点の合計8地点)で調査を実施した。

調査結果は、8地点のうち、5地点で環境基準を超過した。(表-12)

表-12 新幹線鉄道騒音調査結果

No.	調査日	調査地点	用途地域 (類型)	軌道 構造	環境 基準 (dB)	調査結果 (dB)	
						25m	50m
1	H24.10.24	萩原町築込字野中	市街化調整 (I)	盛土	70	72	70
2	H24.10.24	萩原町戸苧字杉林	市街化調整 (I)	高架	70	71	70
3	H24.10.25	明地字寺浦	市街化調整 (I)	高架	70	73	69
4	H24.10.25	祐久字屋敷裏	市街化調整 (I)	高架	70	74	71

図-4 新幹線鉄道騒音調査地点



6. 大 氣 污 染

6. 大気汚染

概 況

大気汚染の原因物質として代表的なものは、工場、事業場等の固定発生源からばい煙として排出される硫黄酸化物、浮遊粉じん、窒素酸化物及び自動車等の移動発生源からの排出ガスに含まれる窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素等がある。さらに、窒素酸化物と炭化水素が共存する場合、太陽光線（紫外線）の作用を受けて光化学反応を起こすことにより、二次的に生成される光化学オキシダントがある。

これらの物質のうち、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、一酸化炭素（CO）、光化学オキシダント（Ox）、浮遊粒子状物質（SPM）及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）の6物質について、大気保全 環境行政の目標として環境基準が定められており、維持・達成するために大気汚染防止 法、県条例により排出規制が行われている。

さらに本市では各種調査を行い、市内の大気汚染状況の把握に努めている。

また、市内には愛知県一般環境大気測定局が設置されており、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質等、市内の大気を常時監視している。（表-13）

表 - 13 愛知県一般環境大気測定局

測定局	愛知県一宮市松降通測定局 一宮市松降通 7-27-1		
測定機	硫黄酸化物・粉じん自動測定記録計 窒素酸化物自動測定記録計 オキシダント自動測定記録計 微小粒子状物質自動計測器 炭化水素自動測定記録計 気象観測自動測定記録計	測定項目	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質 窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素） オキシダント 微小粒子状物質 炭化水素（メタン、非メタン炭化水素） 風向・風速、湿度、温度

測定局	愛知県一宮市小信中島測定局 一宮市小信中島字川南12-3		
測定機	粉じん自動測定記録計 窒素酸化物自動測定記録計 オキシダント自動測定記録計 気象観測自動測定記録計	測定項目	浮遊粒子状物質 窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素) オキシダント 風向・風速

測定局	愛知県一宮市木曾川消防署測定局 一宮市木曾川町黒田字北宿二の切247-1		
測定機	粉じん自動測定記録計 窒素酸化物自動測定記録計 オキシダント自動測定記録計 気象観測自動測定記録計	測定項目	浮遊粒子状物質 窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素) オキシダント 風向・風速

大気関係の規制対象となる事業所・施設は次のような現況にある。

大気汚染防止法

ばい煙発生施設	173事業所	439施設
粉じん発生施設	2事業所	2施設
揮発性有機化合物排出施設	2事業所	4施設

県条例

ばい煙発生施設	37事業所	58施設
粉じん発生施設	20事業所	38施設
炭化水素系物質発生施設	22事業所	24施設

内容については、表-14のとおりである。

また、本市の一般粉じんに係る大気汚染防止法、県条例に基づく平成24年度の届出状況は、表-15、表-16のとおりである。事業所への立入調査状況は、表-17、表-18のとおりである。

表-14 大気関係施設の現況

平成25年3月31日現在

	施設名	事業所数	施設数	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	1. ボイラー	335	
		5. 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	3	
		11. 乾燥炉	8	
		13. 廃棄物焼却炉	11	
		29. ガスタービン	16	
		30. ディーゼル機関	58	
		31. ガス機関	8	
		計	173	439
	粉じん発生施設	2. 鉱物又は土石の堆積場		1
		3. ベルトコンベア及びバケットコンベア		1
		計	2	2
	揮発性有機化合物排出施設	2. 塗装施設 (吹付塗装を行うものに限る)		2
		5. 印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る)		2
計		2	4	
県民の生活環境の保全等に関する条例	ばい煙発生施設	1. ボイラー	41	
		14. 廃棄物焼却炉	1	
		32. 金属製品の熱処理施設	1	
		33. 繊維の表面加工の用に供する蒸絨施設	8	
		35のハ. 粘着テープ又はフィルム製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設	2	
		35のホ. 油脂又は油脂製品の製造の用に供する抽出施設及び蒸溜施設	1	
		35のヘ. 金属の表面加工の用に供する脱脂施設	3	
		44. ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	1	
		計	37	58
	粉じん発生施設	2. 鉱物、土石又はチップの堆積場		1
		3. ベルトコンベア及びバケットコンベア		6
		4. 破碎機・粉碎機・摩砕機及び研磨機		25
		5. ふるい		1
		6. 打綿機及び混打綿機		2
		7. チッパー及び碎木機		2
8. 吹付け塗装機			1	
	計	20	38	
炭化水素系物質発生施設	2. ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設	21	21	

(愛知県環境部資料)

表 - 15 大気汚染防止法に係る届出状況

設置(使用)	構造等の変更	氏名等変更	使用廃止	承継	合計
0	0	0	0	0	0

表 - 16 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況

設置(使用)	構造等の変更	氏名等変更	使用廃止	承継	合計
3	1	0	1	0	5

表 - 17 大気汚染防止法に係る立入調査状況

立入調査内容	件数
特定事業場立入調査	0
行政指導	0

表 - 18 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る立入調査状況

立入調査内容	件数
特定事業場立入調査	6
行政指導	0

(1) 硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄酸化物は、主として石油などの化石燃料の燃焼に伴い発生するものであり、硫黄酸化物による大気汚染は、経済成長下における石油系燃料の大量消費により急速に拡大した。

硫黄酸化物の排出規制は、施設単位に排出基準を定める方法（K値規制）と高汚染地域に対して更に工場単位に総排出量基準を定める方法（総量規制）とが併用されている。

これらの規制に併せて、重油脱硫処理技術、排煙脱硫技術の向上により二酸化硫黄の環境基準の確保が図られている。

表-19は、平成24年度の二酸化硫黄（SO₂）の測定結果である。これによると、年平均値は0.001ppm（前年度0.002ppm）であった。

測定結果は、環境基準に適合した。

表-19 二酸化硫黄 (SO₂) 測定結果

測定局	項 目	平成 24 年										平成 25 年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市 松降通	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
	測定時間 (時間)	713	735	713	734	737	712	731	710	736	737	665	737	8,660	
	月平均値 (ppm)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.009	0.012	0.009	0.011	0.013	0.007	0.010	0.008	0.013	0.011	0.010	0.009	0.013	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.004	0.004	

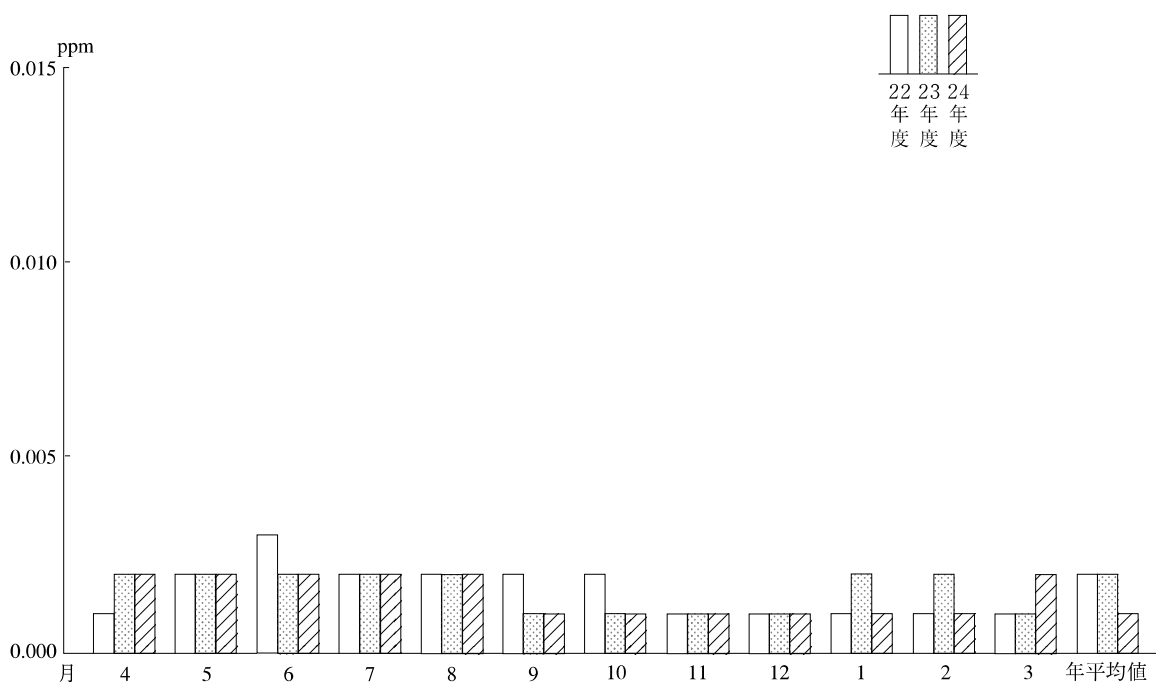
(愛知県環境部資料)

表-20 年度別二酸化硫黄 (SO₂) 測定結果 (1時間値の月平均値) (ppm)

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均値
平成22年度	0.001	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002
平成23年度	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002
平成24年度	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001

(愛知県環境部資料)

図-5 二酸化硫黄 (SO₂) の推移



(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中の粒子状物質は、「降下ばいじん」と「浮遊粉じん」に大別され、更に浮遊粉じんは環境基準の設定されている粒径10マイクロメートル以下の「浮遊粒子状物質」とそれ以外に区別される。これらの粒子状物質の発生源は工場、事業所等事業活動に係るものだけではなく、自動車の運行に伴い発生するもの、風による土壌粒子の舞い上がり等の自然現象によるものもある。

これらの各種発生源のうち、工場・事業所における事業活動及び自動車の運行に伴い発生するものについては、各種規制が行われているが、浮遊粒子状物質の原因としては、土砂のまき上げなど自然現象に起因するものも相当あることから、工場等固定発生源に対する規制強化とともに検討する必要があると思われる。

表-21は、平成24年度の浮遊粒子状物質の測定結果である。これによると、松降通測定局の年平均値は $0.024\text{mg}/\text{m}^3$ （前年度 $0.025\text{mg}/\text{m}^3$ ）、小信中島測定局の年平均値は $0.019\text{mg}/\text{m}^3$ （前年度 $0.020\text{mg}/\text{m}^3$ ）、木曾川消防署測定局の年平均値は $0.019\text{mg}/\text{m}^3$ （前年度 $0.018\text{mg}/\text{m}^3$ ）であった。

測定結果は、環境基準に適合した。

表-21 浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果

測定局	項目	日	平成24年												平成25年			年間値
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
一宮市松降通	有効測定日数 (日)		30	31	30	31	31	31	30	31	31	26	31	31	28	31	361	
	測定時間 (時間)		718	742	718	743	743	743	716	739	743	643	743	742	669	740	8,656	
	月平均値 (mg/m ³)		0.032	0.032	0.030	0.032	0.032	0.032	0.025	0.024	0.013	0.017	0.013	0.016	0.015	0.028	0.024	
	1時間値が0.20 mg/m ³ を越えた日数 (時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.10 mg/m ³ を越えた日数 (日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値 (mg/m ³)		0.105	0.111	0.075	0.081	0.056	0.090	0.072	0.072	0.088	0.077	0.088	0.064	0.087	0.117	0.117	
	日平均値の最高値 (mg/m ³)		0.081	0.072	0.048	0.064	0.040	0.038	0.044	0.034	0.028	0.028	0.034	0.036	0.042	0.062	0.081	
	有効測定日数 (日)		30	31	30	31	31	31	30	31	28	30	28	31	28	31	362	
	測定時間 (時間)		719	743	719	742	740	718	735	717	691	717	691	739	670	742	8,675	
	月平均値 (mg/m ³)		0.023	0.023	0.019	0.026	0.017	0.020	0.020	0.016	0.011	0.016	0.011	0.013	0.013	0.024	0.019	
1時間値が0.20 mg/m ³ を越えた日数 (時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日平均値が0.10 mg/m ³ を越えた日数 (日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1時間値の最高値 (mg/m ³)		0.097	0.076	0.051	0.061	0.049	0.080	0.067	0.084	0.074	0.084	0.074	0.069	0.068	0.141	0.141		
日平均値の最高値 (mg/m ³)		0.061	0.051	0.030	0.048	0.029	0.034	0.034	0.031	0.026	0.031	0.026	0.031	0.032	0.063	0.063		
有効測定日数 (日)		30	29	30	31	31	28	31	28	28	30	28	31	28	31	358		
測定時間 (時間)		718	708	717	742	741	693	738	717	691	717	691	741	667	742	8,615		
月平均値 (mg/m ³)		0.025	0.026	0.022	0.030	0.019	0.021	0.017	0.013	0.010	0.013	0.010	0.010	0.012	0.022	0.019		
1時間値が0.20 mg/m ³ を越えた日数 (時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日平均値が0.10 mg/m ³ を越えた日数 (日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1時間値の最高値 (mg/m ³)		0.110	0.123	0.074	0.084	0.062	0.129	0.084	0.083	0.093	0.083	0.093	0.060	0.083	0.103	0.129		
日平均値の最高値 (mg/m ³)		0.065	0.062	0.040	0.063	0.040	0.035	0.033	0.025	0.033	0.025	0.033	0.030	0.033	0.059	0.065		

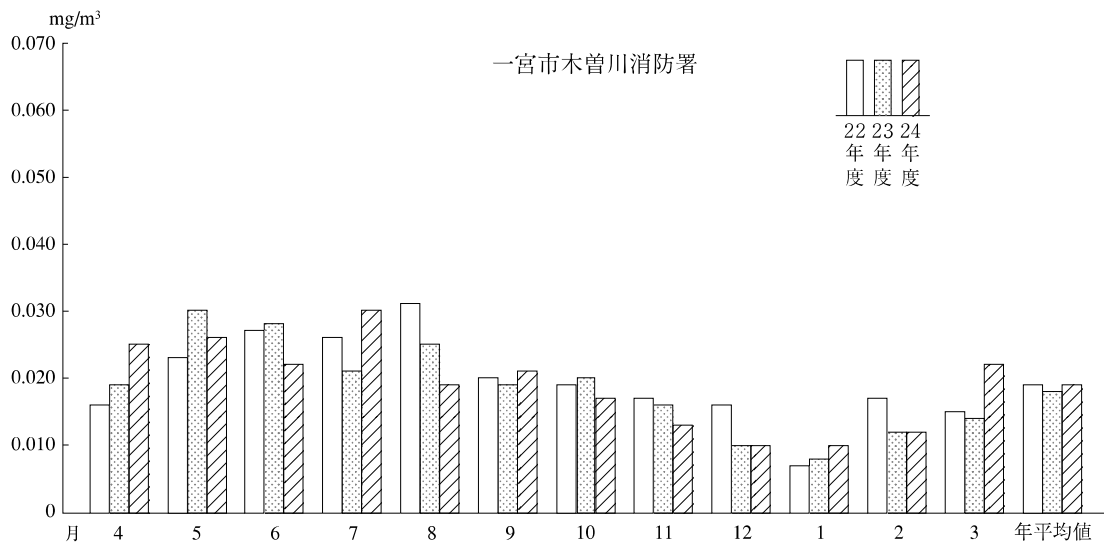
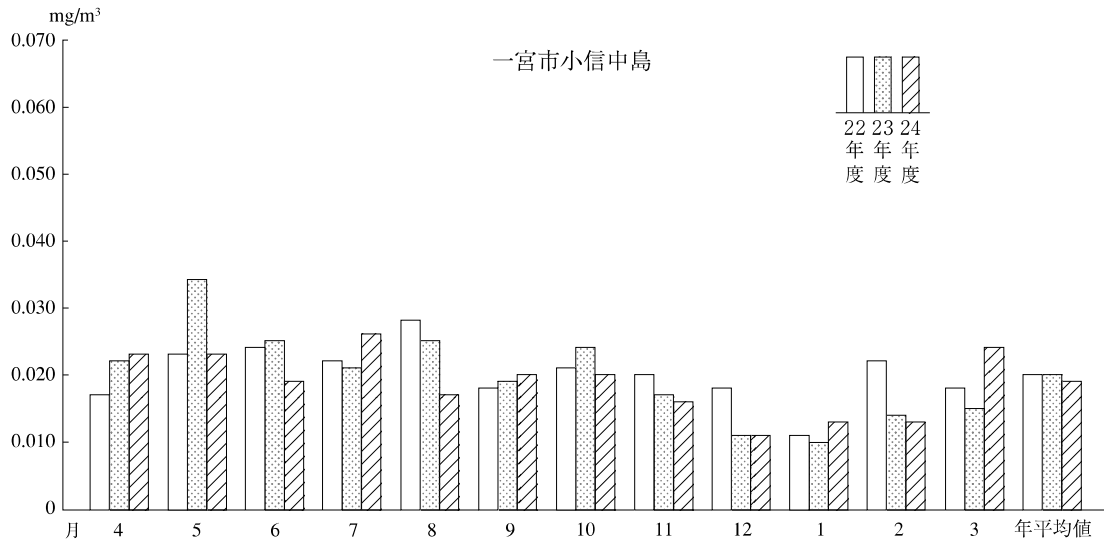
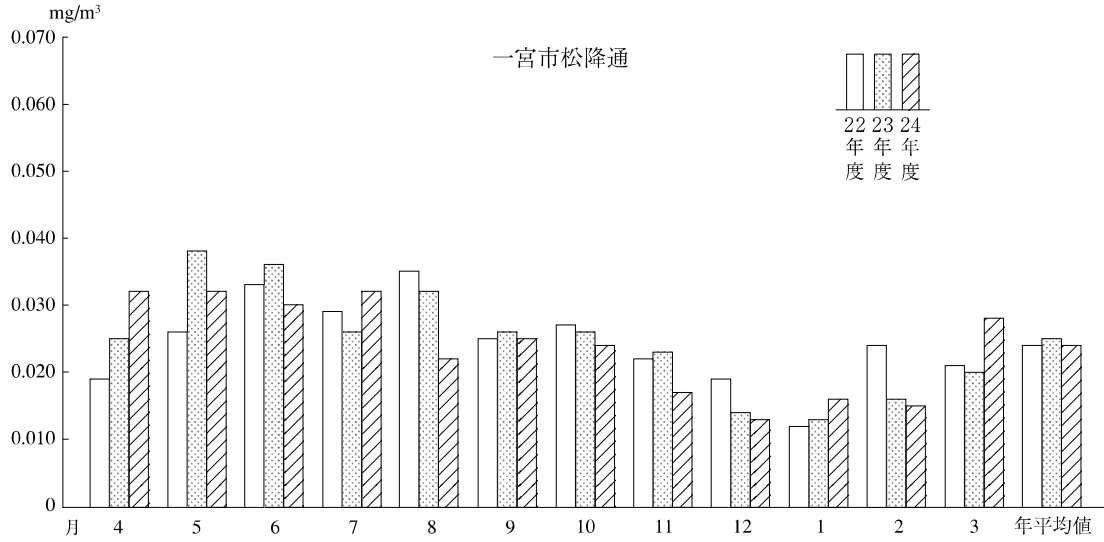
(愛知県環境部資料)

表-22 年度別SPM測定結果 (1時間値の月平均値)

測定局	年度	月												年平均値		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
一宮市松降通	平成22年度	0.019	0.026	0.033	0.029	0.035	0.025	0.027	0.022	0.019	0.022	0.019	0.012	0.024	0.021	0.024
	平成23年度	0.025	0.038	0.036	0.026	0.032	0.026	0.026	0.023	0.014	0.023	0.014	0.013	0.016	0.020	0.025
	平成24年度	0.032	0.032	0.030	0.032	0.022	0.025	0.024	0.024	0.017	0.013	0.013	0.016	0.015	0.028	0.024
一宮市小信中島	平成22年度	0.017	0.023	0.024	0.022	0.028	0.018	0.021	0.020	0.018	0.022	0.018	0.011	0.022	0.018	0.020
	平成23年度	0.022	0.034	0.025	0.021	0.025	0.019	0.024	0.017	0.011	0.014	0.011	0.010	0.014	0.015	0.020
	平成24年度	0.023	0.023	0.019	0.026	0.017	0.020	0.020	0.016	0.011	0.013	0.011	0.013	0.013	0.024	0.019
一宮市木曾川消防署	平成22年度	0.016	0.023	0.027	0.026	0.031	0.020	0.019	0.017	0.016	0.017	0.016	0.007	0.017	0.015	0.019
	平成23年度	0.019	0.030	0.028	0.021	0.025	0.019	0.020	0.016	0.010	0.016	0.010	0.008	0.012	0.014	0.018
平成24年度	0.025	0.026	0.022	0.030	0.019	0.021	0.017	0.017	0.013	0.010	0.010	0.010	0.010	0.022	0.019	

(愛知県環境部資料)

図-6 SPMの推移



(3) 窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物は、燃焼一般により広く発生する。その発生源としては、工場、事業所等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。

また、大気中の窒素酸化物は、光化学大気汚染の原因物質の一つでもある。

工場、事業所等固定発生源に対しては、施設単位の排出規制と高汚染地域に対して、更に、工場単位の総量規制が併用されている。

また、自動車等移動発生源に対しては、数次にわたる排出ガス規制によりエンジン改良等の対策がとられている。

窒素酸化物の測定値は、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) の測定値を合計したものであり、環境基準は二酸化窒素についてのみ設定されている。

表-23は、平成24年度の窒素酸化物の測定結果である。

これによると、松降通測定局の年平均値は0.018ppm (前年度0.019ppm) であり、窒素酸化物と二酸化窒素の割合 (NO₂ / (NO+NO₂)) は80.2% (前年度78.8%) であった。小信中島測定局の年平均値は0.016ppm (前年度0.019ppm) であり、窒素酸化物と二酸化窒素の割合 (NO₂ / (NO+NO₂)) は80.9% (前年度72.9%) であった。木曾川消防署測定局の年平均値は0.012ppm (前年度0.013ppm) であり、窒素酸化物と二酸化窒素の割合 (NO₂ / (NO+NO₂)) は74.1% (前年度72.4%) であった。

① 一酸化窒素

松降通測定局の年平均値は0.004ppm (前年度0.004ppm) であった。
小信中島測定局の年平均値は0.003ppm (前年度0.005ppm) であった。
木曾川消防署測定局の年平均値は0.003ppm (前年度0.004ppm) であった。
(表-24)

② 二酸化窒素

松降通測定局の年平均値は0.015ppm (前年度0.015ppm) であった。
小信中島測定局の年平均値は0.013ppm (前年度0.014ppm) であった。
木曾川消防署測定局の年平均値は0.009ppm (前年度0.009ppm) であった。
測定結果は、3測定局とも環境基準に適合した。(表-25)

表-23 窒素酸化物 (NO+NO₂) 測定結果

測定局	項目	平成 24 年										平成 25 年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市松降通	有効測定日数 (日)	28	29	30	31	30	28	31	29	31	31	28	31	357	
	測定時間 (時間)	668	698	713	735	717	687	734	702	736	737	666	738	8,531	
	月平均値 (ppm)	0.017	0.015	0.015	0.015	0.012	0.015	0.017	0.025	0.026	0.023	0.019	0.019	0.018	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.056	0.071	0.045	0.044	0.036	0.043	0.067	0.146	0.140	0.093	0.092	0.102	0.146	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.026	0.036	0.024	0.027	0.019	0.021	0.029	0.054	0.060	0.045	0.048	0.044	0.060	
	月平均値 NO ₂ / (NO + NO ₂) (%)	88.7	92.0	89.9	85.0	79.9	84.6	83.7	69.5	66.7	75.1	79.7	84.8	80.2	
一宮市小信中島	有効測定日数 (日)	18	31	30	23	31	30	31	30	31	31	28	31	345	
	測定時間 (時間)	432	731	709	555	733	710	723	709	731	733	662	734	8,162	
	月平均値 (ppm)	0.015	0.014	0.014	0.015	0.012	0.013	0.015	0.021	0.021	0.019	0.016	0.017	0.016	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.045	0.081	0.051	0.058	0.033	0.047	0.056	0.120	0.126	0.090	0.077	0.112	0.126	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.021	0.036	0.021	0.032	0.017	0.022	0.024	0.050	0.056	0.037	0.042	0.043	0.056	
	月平均値 NO ₂ / (NO + NO ₂) (%)	90.2	91.0	88.9	81.8	82.1	86.6	85.9	71.4	69.3	75.2	79.9	84.8	80.9	
一宮市木曾川消防署	有効測定日数 (日)	26	23	29	28	29	30	31	30	30	31	28	31	346	
	測定時間 (時間)	671	616	700	693	713	715	733	712	729	737	666	738	8,423	
	月平均値 (ppm)	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007	0.008	0.010	0.018	0.021	0.019	0.016	0.016	0.012	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.044	0.059	0.032	0.040	0.029	0.028	0.056	0.092	0.117	0.089	0.093	0.080	0.117	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.018	0.027	0.012	0.019	0.011	0.012	0.020	0.039	0.051	0.039	0.048	0.043	0.051	
	月平均値 NO ₂ / (NO + NO ₂) (%)	83.3	83.8	82.1	70.6	65.4	73.5	73.4	61.5	65.1	75.7	80.1	85.0	74.1	

(愛知県環境部資料)

表-24 一酸化窒素 (NO) 測定結果

測定局	項目	平成 24 年										平成 25 年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市松降通	有効測定日数 (日)	28	29	30	31	30	28	31	29	31	31	28	31	357	
	測定時間 (時間)	668	698	713	735	717	687	734	702	736	737	666	738	8,531	
	月平均値 (ppm)	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.003	0.008	0.009	0.006	0.004	0.003	0.004	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.030	0.020	0.017	0.026	0.017	0.026	0.047	0.100	0.098	0.048	0.060	0.058	0.100	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.006	0.004	0.004	0.009	0.008	0.005	0.009	0.029	0.030	0.017	0.014	0.009	0.030	
	月平均値 NO ₂ / (NO + NO ₂) (%)	88.7	92.0	89.9	85.0	79.9	84.6	83.7	69.5	66.7	75.1	79.7	84.8	80.2	
一宮市小信中島	有効測定日数 (日)	18	31	30	23	31	30	31	30	31	31	28	31	345	
	測定時間 (時間)	432	731	709	555	733	710	723	709	731	733	662	734	8,162	
	月平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.006	0.007	0.005	0.003	0.003	0.003	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.009	0.025	0.022	0.042	0.015	0.031	0.031	0.076	0.088	0.044	0.035	0.047	0.088	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.003	0.005	0.005	0.014	0.006	0.006	0.006	0.025	0.029	0.012	0.012	0.010	0.029	
	月平均値 NO ₂ / (NO + NO ₂) (%)	90.2	91.0	88.9	81.8	82.1	86.6	85.9	71.4	69.3	75.2	79.9	84.8	80.9	
一宮市木曾川消防署	有効測定日数 (日)	26	23	29	28	29	30	31	30	30	31	28	31	346	
	測定時間 (時間)	671	616	700	693	713	715	733	712	729	737	666	738	8,423	
	月平均値 (ppm)	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.003	0.007	0.007	0.005	0.003	0.002	0.003	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.017	0.017	0.016	0.031	0.020	0.015	0.045	0.065	0.084	0.059	0.063	0.034	0.084	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.004	0.004	0.004	0.009	0.005	0.003	0.009	0.022	0.023	0.014	0.016	0.010	0.023	
	月平均値 NO ₂ / (NO + NO ₂) (%)	83.3	83.8	82.1	70.6	65.4	73.5	73.4	61.5	65.1	75.7	80.1	85.0	74.1	

(愛知県環境部資料)

表-25 二酸化窒素（NO₂）測定結果

測定局	項目	平成24年										平成25年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市松降通	有効測定日数	(日)	28	29	30	31	30	28	31	29	31	31	28	31	357
	測定時間	(時間)	668	698	713	735	717	687	734	702	736	737	666	738	8,531
	月平均値	(ppm)	0.015	0.014	0.013	0.013	0.010	0.012	0.015	0.017	0.017	0.017	0.015	0.016	0.015
	1時間値の最高値	(ppm)	0.052	0.057	0.036	0.034	0.034	0.031	0.042	0.047	0.046	0.051	0.052	0.066	0.066
	日平均値の最高値	(ppm)	0.024	0.032	0.021	0.021	0.014	0.018	0.023	0.026	0.030	0.028	0.034	0.035	0.035
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮市小信中島	有効測定日数	(日)	18	31	30	23	31	30	31	30	31	31	28	31	345
	測定時間	(時間)	432	731	709	555	733	710	723	709	731	733	662	734	8,162
	月平均値	(ppm)	0.013	0.012	0.012	0.012	0.010	0.011	0.013	0.015	0.015	0.014	0.013	0.014	0.013
	1時間値の最高値	(ppm)	0.043	0.056	0.034	0.036	0.024	0.031	0.040	0.050	0.048	0.051	0.053	0.065	0.065
	日平均値の最高値	(ppm)	0.018	0.031	0.019	0.018	0.014	0.017	0.021	0.025	0.027	0.025	0.030	0.033	0.033
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮市木曾川消防署	有効測定日数	(日)	26	23	29	28	29	30	31	30	30	31	28	31	346
	測定時間	(時間)	671	616	700	693	713	715	733	712	729	737	666	738	8,423
	月平均値	(ppm)	0.008	0.008	0.006	0.006	0.004	0.006	0.008	0.011	0.014	0.014	0.013	0.014	0.009
	1時間値の最高値	(ppm)	0.039	0.043	0.023	0.026	0.021	0.024	0.026	0.034	0.046	0.048	0.050	0.058	0.058
	日平均値の最高値	(ppm)	0.013	0.023	0.010	0.012	0.009	0.010	0.014	0.017	0.028	0.025	0.032	0.033	0.033
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

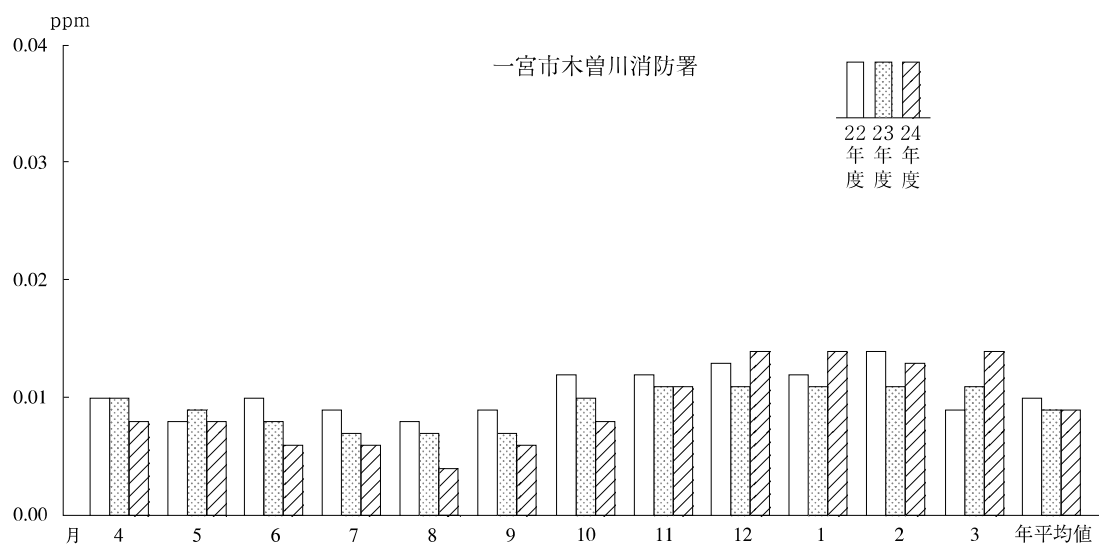
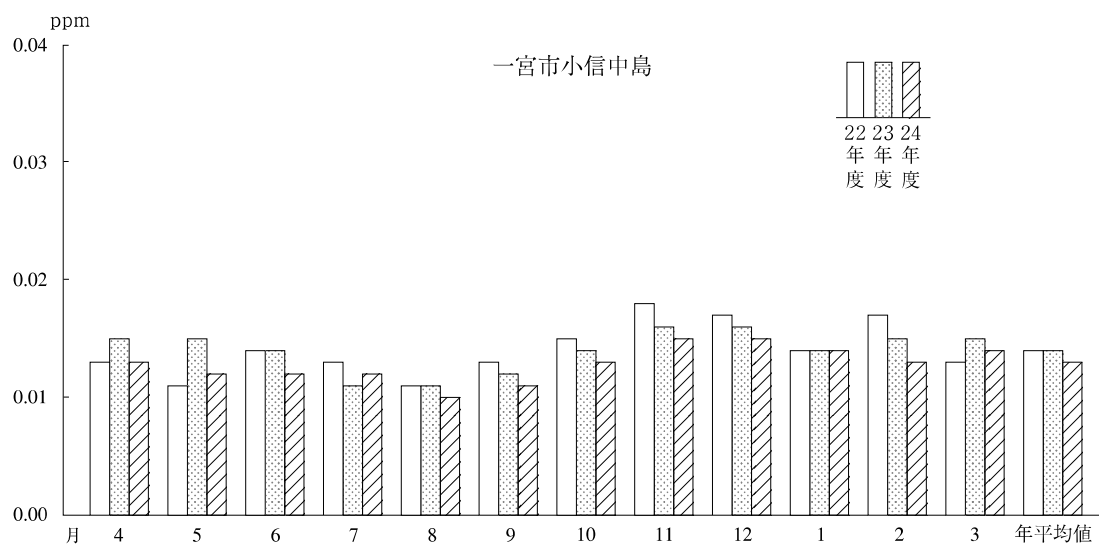
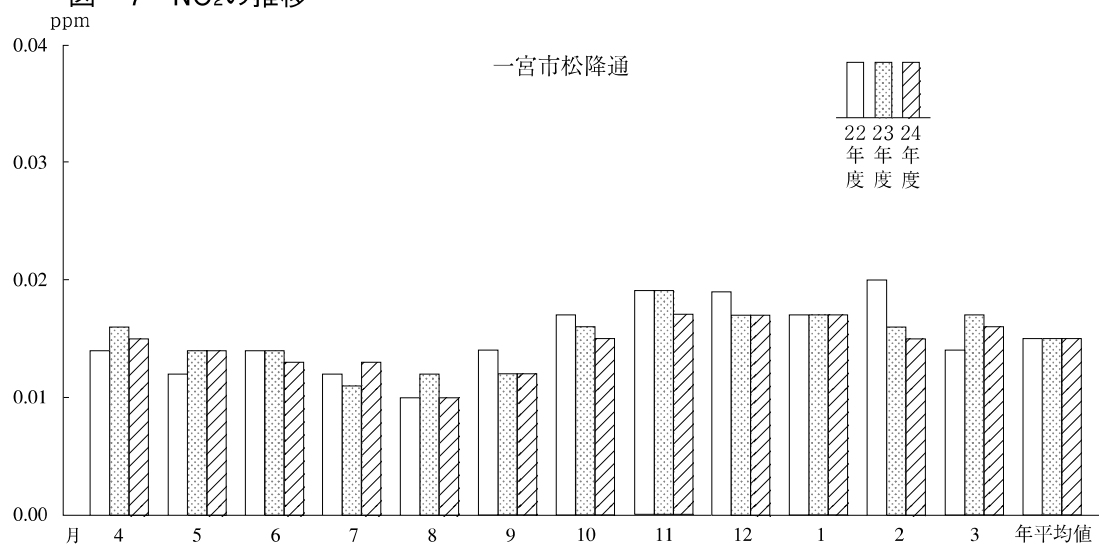
(愛知県環境部資料)

表-26 年度別NO₂測定結果（1時間値の月平均値）

測定局	年度	月												年平均値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
一宮市松降通	平成22年度	0.014	0.012	0.014	0.012	0.010	0.014	0.017	0.019	0.019	0.017	0.020	0.014	0.015
	平成23年度	0.016	0.014	0.014	0.011	0.012	0.012	0.016	0.019	0.017	0.017	0.016	0.017	0.015
	平成24年度	0.015	0.014	0.013	0.013	0.010	0.012	0.015	0.017	0.017	0.017	0.015	0.016	0.015
一宮市小信中島	平成22年度	0.013	0.011	0.014	0.013	0.011	0.013	0.015	0.018	0.017	0.014	0.017	0.013	0.014
	平成23年度	0.015	0.015	0.014	0.011	0.011	0.012	0.014	0.016	0.016	0.014	0.015	0.015	0.014
一宮市木曾川消防署	平成22年度	0.010	0.008	0.010	0.009	0.008	0.009	0.012	0.012	0.013	0.012	0.014	0.009	0.010
	平成23年度	0.010	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.010	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.009
	平成24年度	0.008	0.008	0.006	0.006	0.004	0.006	0.008	0.011	0.014	0.014	0.013	0.014	0.009

(愛知県環境部資料)

図-7 NO₂の推移



(4) 光化学オキシダント (O_x)

光化学大気汚染は、大気中の窒素酸化物と炭化水素の混合系が太陽光線の照射を受け、オゾンを中心とする光化学オキシダント等の二次汚染物質が生成されることによって生ずるものであり、その反応過程は極めて複雑である。

しかし、オゾン以外の光化学反応による二次生成物質であるパーオキシアセチルナイトレートやアルデヒドについても健康影響の点から重要視されており、オゾン低減対策のみでは光化学大気汚染の防止対策としては十分ではない。また、広域的な光化学大気汚染の問題に対処するためには、光化学反応系における原因物質の総量を削減することは必要である。

表-27は、平成24年度の光化学オキシダントの測定結果である。

これによると、松降通測定局の昼間1時間値が0.06ppmを超えた時間は361時間（前年度333時間）及び日数は75日（前年度71日）であり、環境基準に不適合であった。小信中島測定局の昼間1時間値が0.06ppmを超えた時間は375時間（前年度323時間）及び日数は84日（前年度72日）であり、環境基準に不適合であった。木曾川消防署測定局の昼間1時間値が0.06ppmを超えた時間は363時間（前年度440時間）及び日数は78日（前年度89日）であり、環境基準に不適合であった。

表-27 光化学オキシダント (Ox) 測定結果

測定局	項目	平成24年												平成25年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
一宮市	昼間測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	30	31	31	28	31	356	
	昼間測定時間 (時間)	447	462	435	462	462	447	462	445	461	445	461	461	412	463	5,419	
	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.041	0.047	0.039	0.032	0.027	0.030	0.030	0.019	0.019	0.019	0.019	0.024	0.029	0.037	0.031	
	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数と時間数 (日)	10	19	13	11	12	6	1	0	0	0	0	0	0	0	3	75
	昼間の1時間値が0.12 ppm以上の日数と時間数 (時間)	53	115	64	53	35	24	4	0	0	0	0	0	0	0	13	361
	昼間の1時間値が0.12 ppm以上の日数と時間数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.086	0.087	0.092	0.110	0.089	0.092	0.067	0.044	0.041	0.044	0.048	0.044	0.048	0.076	0.110	
	昼間の日最高1時間値の月間平均値 (ppm)	0.057	0.064	0.058	0.52	0.054	0.051	0.046	0.033	0.030	0.037	0.040	0.037	0.040	0.052	0.048	
	昼間測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	28	31	365	
	昼間測定時間 (時間)	447	462	438	459	460	423	457	441	461	454	418	457	457	457	5,377	
一宮市小	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.042	0.048	0.041	0.033	0.028	0.032	0.033	0.022	0.022	0.030	0.027	0.030	0.030	0.039	0.033	
信	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数と時間数 (日)	10	20	13	13	10	10	3	0	0	0	0	0	0	0	5	84
中	昼間の1時間値が0.12 ppm以上の日数と時間数 (時間)	48	116	66	62	29	31	8	0	0	0	0	0	0	0	15	375
島	昼間の1時間値が0.12 ppm以上の日数と時間数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.082	0.088	0.096	0.114	0.094	0.100	0.071	0.053	0.044	0.047	0.051	0.081	0.081	0.114		
	昼間の日最高1時間値の月間平均値 (ppm)	0.057	0.065	0.060	0.054	0.054	0.053	0.050	0.036	0.032	0.039	0.040	0.053	0.053	0.050		
一宮市木曾川消防署	昼間測定日数 (日)	30	31	25	25	31	31	30	31	30	31	31	28	31	354		
	昼間測定時間 (時間)	447	462	357	346	462	448	461	446	461	461	409	463	463	5,223		
	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.041	0.047	0.041	0.034	0.029	0.032	0.031	0.020	0.021	0.028	0.030	0.038	0.038	0.032		
	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数と時間数 (日)	9	19	13	11	12	6	4	0	0	0	0	0	0	4	78	
	昼間の1時間値が0.12 ppm以上の日数と時間数 (時間)	52	110	62	54	36	24	9	0	0	0	0	0	0	16	363	
	昼間の1時間値が0.12 ppm以上の日数と時間数 (日)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.085	0.087	0.099	0.122	0.096	0.104	0.074	0.048	0.041	0.045	0.047	0.076	0.076	0.122		
	昼間の日最高1時間値の月間平均値 (ppm)	0.057	0.064	0.061	0.054	0.57	0.053	0.047	0.034	0.031	0.039	0.039	0.052	0.052	0.049		

(愛知県環境部資料)

(5) 微小粒子状物質(PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質のうち特に小さな物質（粒径2.5 μ m以下）のことで、工場や自動車などから出るほか、ガス状で出たものが大気中で反応してできることもある。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。

表-28は、平成24年度の測定結果である。これによると、年平均値は15.2 μ g/m³で、日平均値が35 μ g/m³を超えた日数は7日であった。

測定結果は、環境基準に不適合であった。ただし、名古屋で黄砂が観測された日を除いて評価した場合は、環境基準に適合した。

表-28 微小粒子状物質(PM_{2.5})測定結果

測定局	項目	平成24年										平成25年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市松降通	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	28	31	26	31	31	28	31	359	
	測定時間 (時間)	718	741	718	743	742	688	741	645	743	743	671	742	8,635	
	月平均値 (μ g/m ³)	21.6	21.3	15.8	16.9	10.3	11.8	13.3	12.8	10.4	13.7	13.5	20.2	15.2	
	日平均値が35 μ g/m ³ を超えた日数 (日)	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	

(愛知県環境部資料)

(6) 降下ばいじん

降下ばいじんは、大気中の粒子状物質のうち自己重量または雨によって降下するばいじん、粉じん等である。

表-29は平成24年度の市内8地点の降下ばいじんの測定結果である。これによると、年平均値は2.04t/km²・月（前年度1.78t/km²・月）であった。

なお、降下ばいじんの発生源は工場、事業場等事業活動に係るものだけでなく、工事や砂じん等のまき上げによる影響が大きいと考えられるので、今後これらの対策が必要となってくる。

表-29 降下ばいじん測定結果

(t/km²・月)

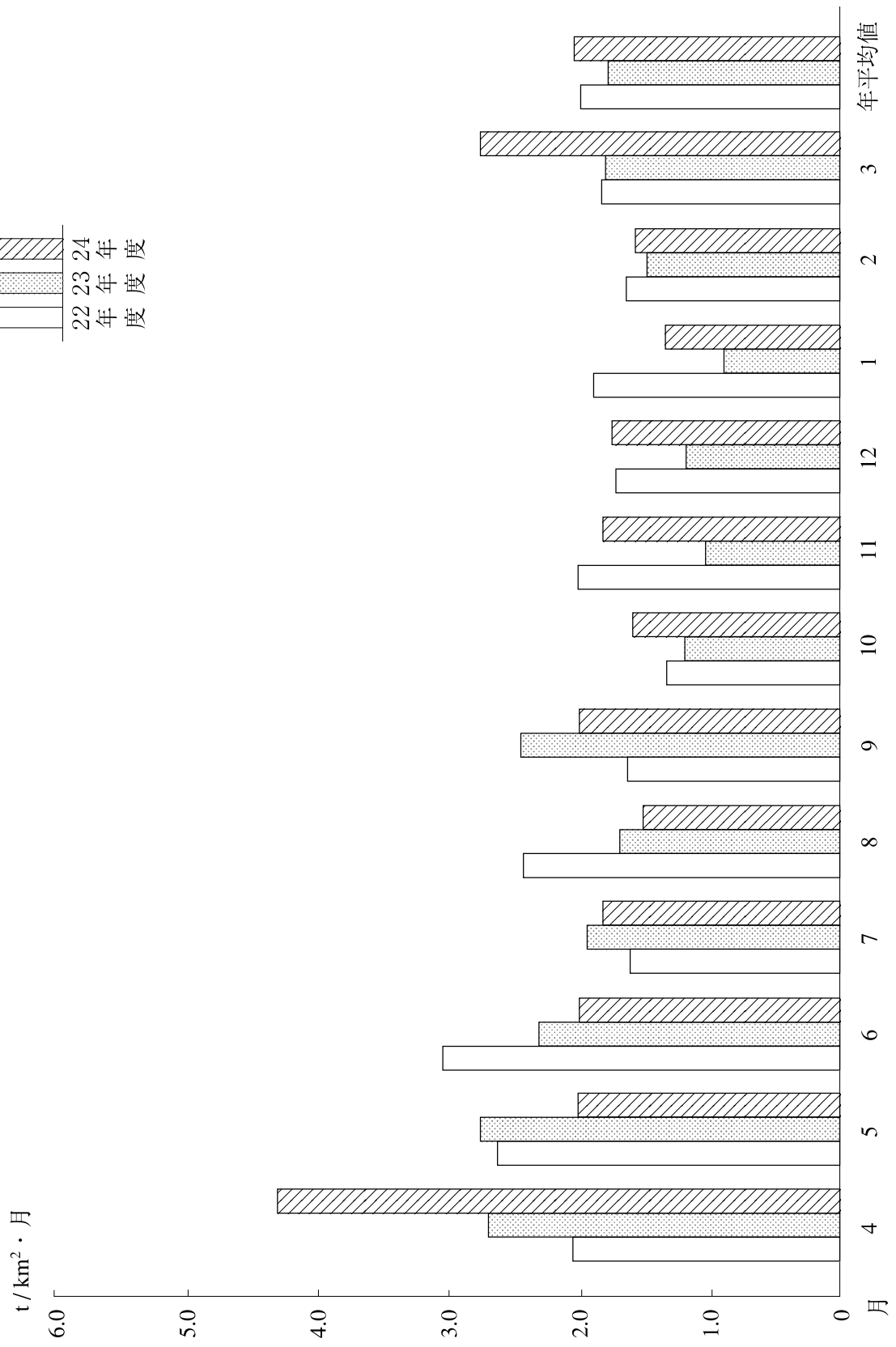
測定地点	用途地域	平成24年										平成25年			平均	最高値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
中部中学校	準工業	4.47	1.94	1.86	1.46	1.48	1.51	1.41	1.23	1.40	1.16	1.60	2.73	1.85	4.47	
一宮市役所 一宮庁舎	商業	5.02	2.93	3.27	2.42	2.21	2.72	1.91	1.65	2.21	2.04	1.90	3.54	2.65	5.02	
中部電力(株) 一宮営業所	工業	4.37	2.21	1.90	1.41	1.07	2.24	1.14	1.70	1.68	1.37	1.60	2.61	1.94	4.37	
西成東小学校	未指定	3.95	2.21	1.92	3.08	1.75	2.04	1.68	1.37	1.55	1.26	1.48	3.61	2.16	3.95	
今伊勢西小学校	未指定	3.86	1.56	1.74	1.51	2.13	2.12	2.43	3.69	1.78	1.43	1.77	2.41	2.20	3.86	
萩原小学校	未指定	4.03	1.65	1.54	1.42	1.04	1.70	1.29	1.30	1.66	1.14	1.34	2.12	1.69	4.03	
一宮市役所 尾西庁舎	商業	4.58	1.72	1.81	1.44	1.26	1.82	1.23	1.53	1.84	1.08	1.40	2.55	1.86	4.58	
一宮市役所 木曾川庁舎	未指定	4.25	1.85	1.98	-	1.16	1.87	1.59	2.07	1.84	1.21	1.45	2.54	1.98	4.25	
平均		4.32	2.01	2.00	1.82	1.51	2.00	1.59	1.82	1.75	1.34	1.57	2.76	2.04	4.32	

表-30 降下ばいじん全地点平均値経年経月変化

(t/km²・月)

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均値
平成22年度	2.05	2.63	3.05	1.61	2.43	1.63	1.33	2.01	1.72	1.89	1.64	1.83	1.99
平成23年度	2.70	2.76	2.31	1.94	1.69	2.45	1.19	1.03	1.18	0.89	1.48	1.80	1.78
平成24年度	4.32	2.01	2.00	1.82	1.51	2.00	1.59	1.82	1.75	1.34	1.57	2.76	2.04

図-8 降下ばいじんの推移



(7) 大気中の重金属

工場、事業場並びに自動車の影響による粉じん中の重金属類の汚染状況を把握するため、市内5地点で測定を行った。

表-31は、平成24年度の測定結果である。これによると、重金属5成分とも「重金属に係る環境上の目安」と比較して低い数値となっている。

表-31 大気中の重金属測定結果

No.	測定地点 (用途地域)	年度	測定月日	浮遊粉 じん量 (mg/m ³)	重金属成分(μg/m ³)				
					鉛 (Pb)	カドミウム (Cd)	マンガン (Mn)	鉄 (Fe)	銅 (Cu)
1	奥町東保育園 (準工業)	22	H23.3. 9 ~ H23.3.10	0.024	0.006	0.0003	0.011	0.354	0.056
		23	H24.2. 7 ~ H24.2. 8	0.021	0.010	0.0001	0.019	0.320	0.058
		24	H25.2.13 ~ H25.2.14	0.026	0.001	0.0001	0.012	0.320	0.039
2	神山としよりの家 (近隣商業)	22	H23.3.14 ~ H23.3.15	0.130	0.072	0.0021	0.057	1.866	0.124
		23	H24.2. 2 ~ H24.2. 3	0.027	0.004	0.0001	0.010	0.290	0.062
		24	H25.2. 6 ~ H25.2. 7	0.022	0.005	0.0001	0.012	0.340	0.064
3	一宮市役所 一宮庁舎 (商業)	22	H23.3. 7 ~ H23.3. 8	0.043	0.035	0.0006	0.020	0.631	0.044
		23	H24.1.30 ~ H24.1.31	0.003	0.001	<0.0001	0.004	0.037	0.005
		24	H25.2. 4 ~ H25.2. 5	0.020	0.006	0.0001	0.008	0.260	0.023
4	中部電力(株) 一宮営業所 (工業)	22	H23.3. 2 ~ H23.3. 3	0.020	0.051	0.0001	0.008	0.240	0.026
		23	H24.2. 1 ~ H24.2. 2	0.019	0.005	<0.0001	0.007	0.190	0.015
		24	H25.1.31 ~ H25.2. 1	0.049	0.014	0.0004	0.025	0.620	0.044
5	丹陽保育園 (準工業)	22	H23.3. 3 ~ H23.3. 4	0.026	0.010	0.0002	0.015	0.590	0.060
		23	H24.2. 1 ~ H24.2. 2	0.019	0.005	<0.0001	0.007	0.190	0.015
		24	H25.2.12 ~ H25.2.13	0.026	0.009	0.0002	0.012	0.300	0.049
平均値		平成22年度		0.049	0.035	0.0007	0.022	0.736	0.062
		平成23年度		0.018	0.005	0.0001	0.009	0.205	0.031
		平成24年度		0.029	0.007	0.0002	0.014	0.368	0.044
環境上の目安				—	1~3	0.88	50	100	10

(8) 炭化水素 (HC)

炭化水素とは、炭素原子と水素原子から成り立っている化合物の総称である。

発生源として、有機溶剤を使用する工場、事業場や石油類のタンク等固定発生源から、また自動車排出ガス等の移動発生源からも排出されるなど、多種多様に及んでいる。

固定発生源対策として、非メタン炭化水素の現況濃度の測定体制の充実に努めるとともに、規制手法、発生源の測定方法等の検討が進められている。

移動発生源対策として、乗用車、トラック、バス等から排出される炭化水素類に対しては、排気管から発生される炭化水素の規制が実施され、また軽油を燃料とするディーゼル車についても規制が実施されている。

表-32は、平成24年度の測定結果で、6～9時における月平均値は2.10ppmC(前年度2.10ppmC)であった。

表-32 全炭化水素 (T-HC) 測定結果

測定局	項 目		平 成 24 年									平 成 25 年			年間値
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一宮市松降通	測 定 時 間	(時間)	687	710	684	709	709	686	707	686	706	706	640	709	8.339
	月 平 均 値	(ppmC)	2.06	2.04	2.04	2.05	1.96	2.03	2.07	2.15	2.11	2.09	2.06	2.09	2.06
	6～9時における月平均値	(ppmC)	2.10	2.03	2.08	2.10	2.00	2.04	2.12	2.16	2.15	2.18	2.09	2.14	2.10
	6～9時における測定日数	(日)	30	31	30	31	31	29	31	30	31	31	28	31	364
	6～9時3時間平均値	最高値 (ppmC)	2.40	2.30	2.52	2.68	2.37	2.28	2.78	2.38	2.54	2.72	2.42	2.47	2.78
	最低値 (ppmC)	1.96	1.90	1.92	1.83	1.84	1.89	1.94	1.98	1.92	1.93	1.94	1.97	1.83	

(愛知県環境部資料)

7. 水 質 污 濁



7. 水 質 汚 濁

概 況

水質汚濁は、昭和30年以降の都市化や工業化の急激な進行により表面化し、昭和40年代には深刻な状況となった。

そこで、昭和46年に水質汚濁防止法が施行され、工場・事業場の排水規制を実施することにより、当初の危機的状況にあった公共用水域の水質は大幅に改善された。

しかしながら、現在でも閉鎖性水域における水質環境基準の達成が未だ十分でないことや、地下水の汚染などさまざまな問題が発生している。そのため、水質汚濁防止法においては、水質総量規制の導入を始め、新たに規制対象物質を加えるなどの改正が繰り返され、排水規制の強化が図られてきている。

愛知県では伊勢湾の浄化対策として、昭和53年6月より水質総量削減制度を導入し、現在では第7次水質総量削減計画を策定し、各種施策を推進している。

また、近年では、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を取り扱う工場・事業場に対し、種々の義務等が規定された。

水質に係る環境基準は、水質保全行政の目標として、公共用水域の水質について達成し、維持することが望ましい基準を定めたものであり、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する基準の二つからなっている。

健康項目についてはカドミウム、全シアン、揮発性有機化合物等が公共用水域一律に定められている。

生活環境項目については、pH、SS、BOD、DO等について河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定め、各公共用水域について水域類型の指定を行うことにより環境基準が定められている。

また、有害物質を含む河川の底質に関しては、水銀及びPCBを含む底質について、それぞれ暫定除去基準が定められている。

本市では、公共用水域水質測定計画に基づく日光川北今橋・板倉橋の常時監視による水質測定や、日光川・五条川等主要河川の水質測定及び地下水質測定計画に基づく地下水の常時監視を実施している。

平成24年度における市内の水質汚濁防止法に係る届出状況、事業場への立入調査状況については、表-33、表-34のとおりである。

表-33 水質汚濁防止法に係る届出状況

平成25年3月31日現在

特 定 施 設	特定事業場数	未規制事業場数	規制事業場数	総量規制対象事業場数	
蓄 房	1-2	3	1	2	0
食 料 品 等 製 造 業	2	3	1	2	2
	3	2	1	1	1
	4	6	3	3	2
	5	1	1	0	0
	9	1	1	0	0
	10	1	1	0	0
	12	1	0	1	1
	16	3	2	1	0
	17	8	7	1	0
	18-2	2	2	0	0
計	28	19	9	6	
織 維 工 業	19	55	20	35	10
	20	1	0	1	1
	計	56	20	36	11
合 板 製 造 業	21-3	1	1	0	0
印 刷	23-2	3	2	1	0
窯 業	53	1	0	1	0
	54	2	2	0	0
	55	1	1	0	0
	計	4	3	1	0
金 属 機 械	63	7	6	1	0
水 道 業	64-2	1	1	0	0
表 面 処 理 銅 材	65	6	4	2	1
	66	2	0	2	1
	計	8	4	4	2
旅 館	66-3	23	14	9	7
飲 食 店 等	66-4	2	0	2	2
	66-5	7	3	4	4
	66-6	10	9	1	1
	66-7	1	1	0	0
	計	20	13	7	7
洗 たく 業	67	69	68	1	1
現 像 洗 浄	68	20	18	2	0
病 院	68-2	1	1	0	0
地 方 卸 売 業	69-3	1	0	1	1
自 動 車 分 解 整 備 事 業	70-2	2	1	1	0
車 両 洗 浄	71	94	94	0	0
科 学 研 究	71-2	9	1	8	0
ご み 処 理	71-3	2	2	0	0
産 廃 処 理	71-4	1	0	1	1
トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	71-5	3	0	3	0
し 尿 処 理	72	26	1	25	21
下 水 道	73	2	0	2	2
小 計	384	270	114	59	
指 定 地 域 特 定 施 設	100	86	14	14	
合 計	484	356	128	73	

表-34 水質汚濁防止法に係る立入調査状況

立 入 調 査 内 容	件 数
特 定 事 業 場 立 入 調 査	1 6 4
規 制 対 象 事 業 場 採 水 検 査	3 9
行 政 指 導	1 4

(1) 日光川・五条川及び市内主要河川における水質測定

全流域が生活環境の保全に関する環境基準E類型の指定を受けている日光川については、常時監視地点の北今橋（萩原町）と板倉橋（三条）で毎月水質測定を実施し、測定結果は表-35のとおりである。環境基準に照らすと生活環境項目・健康項目のいずれも満足していた。

また、環境基準E類型に指定されている日光川上流の田待橋（浅井町）から下流の萩原橋（萩原町）までの4地点及び五条川五六橋（丹陽町）で水質測定を実施し、測定結果は表-36のとおりである。環境基準に照らすと生活環境項目のいずれも満足していた。BOD、SS、DOの年平均値による経年変化は、図-9のとおりである。

その他、大江川、青木川等の市内主要河川について、10河川18地点で6月（灌漑期）及び12月（非灌漑期）に水質測定を実施し、各河川別の測定結果は表-31のとおりである。このうち、環境基準の適用のある健康項目について3河川3地点でカドミウム、全シアン、六価クロム等の測定を実施したがいずれも満足していた。

表 - 35 公共用水域水質測定計画に基づく測定結果

地 点		日光川・北今橋（萩原）													
項 目	単位	年 度	月												
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
生活環境項目	pH	22	6.7	6.6	6.6	6.3	6.4	6.6	6.6	7.2	7.1	6.9	7.0	7.0	
		23	6.9	7.0	6.9	6.8	7.0	6.8	6.9	7.2	7.0	7.0	6.9	6.9	
		24	7.1	6.9	7.0	6.9	6.9	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0	6.7	6.9	
	BOD	mg/l	22	3.6	2.9	3.4	2.8	3.5	1.6	2.9	3.8	3.8	4.3	5.3	10
			23	7.1	4.4	5.3	3.1	2.4	3.0	3.9	4.6	4.5	10	8.2	11
			24	3.8	3.0	2.2	1.5	2.2	2.8	2.4	2.9	4.7	8.2	8.1	6.5
	COD	mg/l	22	8.2	5.7	6.5	7.5	7.6	8.1	12	14	16	18	15	14
			23	16	9.2	5.7	9.0	6.5	6.7	15	13	18	16	14	12
			24	12	5.7	4.4	8.2	4.8	8.2	8.8	10	12	13	12	15
	SS	mg/l	22	6	5	2	5	4	12	5	2	3	9	3	9
			23	9	8	25	7	2	7	4	4	6	8	7	8
			24	7	16	5	6	3	1	3	4	4	6	6	11
	DO	mg/l	22	6.4	7.6	7.1	6.4	5.3	5.8	4.5	5.9	5.9	6.4	5.9	5.9
			23	6.1	5.6	6.9	5.6	5.9	5.5	5.6	5.6	5.3	5.9	6.1	4.9
			24	5.6	6.8	6.4	5.3	5.8	5.8	4.9	5.3	7.4	6.5	6.7	4.0
n-ヘキサン抽出物質	mg/l	22	-	-	ND	-	-	-	-	-	ND	-	-	-	
		23	-	-	ND	-	-	-	-	-	ND	-	-	-	
		24	-	-	ND	-	-	-	-	-	ND	-	-	-	
全窒素	mg/l	22	2.4	2.7	2.1	1.4	1.9	1.4	2.1	2.6	2.6	6.9	4.5	2.6	
		23	2.6	1.9	2.7	1.4	1.4	1.6	2.6	3.1	3.1	4.2	4.4	3.4	
		24	3.2	1.8	1.5	2.1	1.5	2.0	3.0	3.4	3.9	5.4	3.6	4.2	
全燐	mg/l	22	0.49	0.32	0.35	0.39	0.40	0.30	0.28	0.35	0.50	0.72	0.53	0.54	
		23	0.68	0.32	0.22	0.21	0.20	0.17	0.38	0.34	0.43	0.49	0.37	0.66	
		24	0.33	0.22	0.27	0.24	0.20	0.25	0.19	0.29	0.31	0.37	0.38	0.25	
全亜鉛	mg/l	22	0.029	0.026	0.040	0.024	0.029	0.020	0.038	0.040	0.064	0.063	0.067	0.042	
		23	0.078	0.042	0.042	0.022	0.030	0.028	0.045	0.035	0.038	0.044	0.068	0.035	
		24	0.036	0.025	0.021	0.036	0.015	0.025	0.028	0.029	0.032	0.035	0.042	0.036	
健康項目	カドミウム	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	全シアン	mg/l	24	-	-	ND	-	-	ND	-	-	ND	-	-	ND
	鉛	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	六価クロム	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	砒素	mg/l	24	-	-	NF	-	-	-	-	-	NF	-	-	-
	総水銀	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	アルキル水銀	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	ND	-	-	-
	ジクロロメタン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	四塩化炭素	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	トリクロロエチレン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	テトラクロロエチレン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	チウラム	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	シマジン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	チオベンカルブ	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
ベンゼン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	
セレン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	
硝酸・亜硝酸性窒素	mg/l	24	-	-	1.0	-	-	-	-	-	2.1	-	-	-	
ふっ素	mg/l	24	-	-	0.21	-	-	-	-	-	0.12	-	-	-	
ほう素	mg/l	24	-	-	0.03	-	-	-	-	-	0.06	-	-	-	
1,4-ジオキサン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	
その他項目	フェノール類	mg/l	24	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-	-	
	銅	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	0.01	-	-	NF
	電気伝導率	mS/m	24	56	31	32	40	24	41	60	78	67	79	75	65
	塩化物イオン	mg/l	24	29	15	14	19	15	14	28	28	26	32	29	27
	陰イオン界面活性剤	mg/l	24	0.03	-	0.01	-	0.03	-	0.04	-	0.09	-	0.07	-
	流量	m³/h	24	7,900	20,000	28,000	17,000	20,000	22,000	10,000	6,900	5,900	8,300	8,000	7,000
	透視度	度	24	61	78	74	68	100以上	92	72	56	39	39	36	32

地 点		日光川・板倉橋（三条）													
項 目	単位	年度	月												
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
生活環境項目	pH	22	6.7	6.6	6.6	6.3	6.4	6.3	6.5	6.9	6.9	6.9	7.0	6.8	
		23	6.8	6.9	6.8	6.8	6.9	6.7	6.8	7.0	6.9	6.8	6.8	6.9	
		24	7.0	6.9	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.9	6.8	6.5	6.9
	BOD	mg/l	22	3.9	3.4	1.8	2.3	3.5	1.7	2.1	2.7	3.1	5.5	8.7	4.5
		23	4.5	3.9	3.3	3.4	2.5	3.0	1.8	2.1	3.5	6.0	5.8	12	
		24	4.3	3.2	2.5	1.8	2.4	3.5	2.4	1.7	3.6	5.4	4.0	8.0	
	COD	mg/l	22	4.1	3.5	2.6	4.8	3.5	4.4	4.1	4.1	4.9	7.2	7.8	6.0
		23	6.7	5.5	4.2	4.4	3.1	3.3	3.5	4.2	5.0	7.0	6.0	7.6	
		24	5.6	3.2	3.9	4.5	2.9	4.8	4.0	4.5	3.5	6.7	4.9	9.2	
	SS	mg/l	22	5	5	3	10	4	10	3	5	5	9	11	6
		23	8	5	16	5	4	11	3	6	9	8	6	8	
		24	10	18	3	9	5	3	3	9	5	7	6	9	
	DO	mg/l	22	5.6	7.5	7.2	5.8	5.2	5.7	3.1	4.5	4.3	3.8	3.1	4.2
		23	4.9	5.5	7.1	5.6	5.5	5.3	3.9	3.8	3.8	3.5	4.2	3.4	
		24	4.2	6.8	6.4	4.6	5.7	5.5	3.5	3.8	5.7	4.9	4.8	2.0	
n-ヘキサン抽出物質	mg/l	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
全窒素	mg/l	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
全燐	mg/l	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
全亜鉛	mg/l	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健康項目	カドミウム	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全シアン	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉛	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	六価クロム	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	砒素	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	総水銀	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	アルキル水銀	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ジクロロメタン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	-	-	-	NF	-	-	
	四塩化炭素	mg/l	24	-	-	NF	-	-	-	-	-	NF	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	-	-	-	NF	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	-	-	-	NF	-	-	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	-	-	-	NF	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	-	-	-	NF	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	-	-	-	NF	-	-	
	トリクロロエチレン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	-	-	-	NF	-	-	
	テトラクロロエチレン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	-	-	-	NF	-	-	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	-	-	-	NF	-	-	
	チウラム	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	シマジン	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	チオベンカルブ	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ベンゼン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	-	-	-	NF	-	-	
	セレン	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	硝酸・亜硝酸性窒素	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ふっ素	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ほう素	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,4-ジオキサン	mg/l	24	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	NF		
その他項目	フェノール類	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	銅	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気伝導率	mS/m	24	23	13	12	16	13	13	25	27	24	31	24	31
	塩化物イオン	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	陰イオン界面活性剤	mg/l	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	流量	m³/h	24	5,100	17,000	21,000	13,000	16,000	18,000	6,000	3,600	4,400	4,100	4,200	3,700
	透視度	度	24	83	100以上	83	85	100以上	100以上	66	68	54	56	58	51

表 - 36 市内主要河川水質測定結果

単位:mg/l(pH・透視度・流量を除く)

項目	河川 地点 年度	日光川												五条川			大江川			
		田待橋(浅井)			日光橋(宮西)			大和橋(神山)			萩原橋(萩原)			五六橋(丹陽)			瑞穂橋(浅井)			
		22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	
生活環境項目	pH	6	6.9	7.0	7.5	6.6	6.8	7.0	6.5	6.7	6.9	6.6	6.8	7.0	6.8	6.9	7.3	6.7	7.1	7.5
		12	7.4	7.3	7.2	7.0	7.0	6.9	6.8	6.9	6.9	7.1	7.0	7.0	7.2	7.1	7.2	7.6	7.5	7.0
	BOD	6	5.5	7.1	5.5	3.8	4.4	3.2	2.6	3.4	2.9	3.6	2.4	2.3	2.2	2.4	2.7	7.5	11	7.0
		12	9.9	6.2	12	3.5	2.6	2.8	2.9	2.3	3.1	4.6	7.9	3.8	1.9	2.7	2.7	25	25	8.2
	COD	6	6.1	6.9	6.9	3.3	5.7	3.9	2.9	4.6	3.4	5.0	5.5	4.3	4.3	4.5	4.5	10	9.2	18
		12	10	8.9	13	4.0	3.4	1.7	3.4	2.6	4.8	12	11	8.4	5.7	6.3	5.6	21	19	7.4
	SS	6	12	9	5	2	22	4	4	21	4	4	20	4	7	17	5	1	11	8
		12	2	2	4	1	3	1	8	7	2	5	8	4	2	1	2	8	8	2
	DO	6	8.4	6.9	7.7	8.1	8.1	7.5	7.7	7.4	7.3	7.0	7.0	6.1	8.8	8.0	8.2	8.6	5.4	2.8
		12	4.6	4.1	3.8	6.8	6.6	6.5	5.0	4.8	7.1	5.2	4.8	6.2	11.1	8.9	9.9	3.6	4.4	7.5
	n-ヘキサン抽出物質	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全窒素	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全燐	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全亜鉛	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
フェノール類	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
透視度(度)	6	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
	12	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	28	30以上	
流量(m³/h)	6	1,500	2,500	1,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,000	38,000	29,000	75	360	67	
	12	370	280	530	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,400	5,900	7,400	23	32	210	

項目	河川 地点 年度	大江川						青木川						新般若用水						
		天王橋(西成)			森本橋(丹陽)			五千橋(千秋)			吉根橋(丹陽)			行人橋(丹陽)			吉島橋(丹陽)			
		22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	
生活環境項目	pH	6	6.7	6.8	7.3	7.1	6.9	7.7	7.2	7.3	7.5	6.8	6.9	7.2	6.7	6.9	7.2	6.9	7.0	7.3
		12	7.4	7.3	7.3	7.8	9.0	7.8	7.4	7.8	7.5	7.4	7.5	7.2	7.3	7.4	7.3	7.6	7.5	7.2
	BOD	6	4.0	5.2	5.0	2.6	4.8	3.7	3.5	5.4	3.1	2.6	3.2	4.0	2.4	4.4	3.8	4.0	6.9	7.7
		12	7.6	4.8	6.1	4.1	4.1	3.1	5.1	8.4	7.2	5.5	6.5	4.4	3.7	5.1	4.3	7.4	22	2.4
	COD	6	3.5	4.4	5.2	5.4	4.6	4.4	4.4	7.1	4.4	3.6	5.1	4.7	4.4	6.6	6.9	9.1	12	12
		12	8.2	5.4	7.0	6.7	5.4	5.4	7.8	9.3	6.7	8.2	5.4	5.6	9.6	9.7	5.9	21	25	8.2
	SS	6	4	19	4	2	23	3	3	6	3	4	15	3	2	24	4	2	13	4
		12	6	4	3	3	2	1	1	2	1	8	2	1	3	1	2	2	4	1
	DO	6	9.7	7.7	9.4	13.1	8.1	10.7	10.8	7.8	8.9	8.6	7.5	9.9	7.8	7.3	7.9	11.1	7.2	9.5
		12	8.6	8.3	9.6	15.4	20.3	11.5	8.1	6.3	8.7	9.4	10.9	9.6	7.3	6.9	7.5	12.6	11.2	8.8
	n-ヘキサン抽出物質	6	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-
		12	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-
	全窒素	6	-	-	-	2.3	2.1	1.4	-	-	-	-	-	-	2.7	2.2	1.9	-	-	-
		12	-	-	-	6.1	5.8	3.0	-	-	-	-	-	-	5.2	4.8	6.8	-	-	-
	全燐	6	-	-	-	0.24	0.35	0.32	-	-	-	-	-	-	0.27	0.35	0.42	-	-	-
		12	-	-	-	0.58	0.66	0.31	-	-	-	-	-	-	0.56	0.49	0.54	-	-	-
全亜鉛	6	-	-	-	0.009	0.037	0.014	-	-	-	-	-	-	0.040	0.046	0.025	-	-	-	
	12	-	-	-	0.039	0.014	0.019	-	-	-	-	-	-	0.062	0.052	0.053	-	-	-	
フェノール類	6	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	
	12	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	
透視度(度)	6	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
	12	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
流量(m³/h)	6	-	-	-	6,600	9,700	5,300	2,700	3,800	2,700	-	-	-	23,000	23,000	17,000	-	-	-	
	12	-	-	-	950	920	46	880	590	680	-	-	-	5,600	5,400	5,200	-	-	-	

単位:mg/l (pH・透視度・流量を除く)

項目	河川 地点 年度	野府川												北古川						
		文化橋(木曾川)			川田橋(木曾川)			内沼橋(開明)			江向橋(三条)			オリザ下橋(北方)			頼朝橋(木曾川)			
		22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	
生活環境項目	pH	6	8.0	6.9	7.3	7.0	6.9	7.1	6.8	6.9	7.2	6.6	6.9	7.0	6.5	6.9	7.3	6.7	7.0	7.2
		12	7.3	7.2	7.1	7.1	7.0	7.0	7.2	7.1	7.1	6.9	6.9	6.8	7.4	7.3	7.4	7.3	7.1	6.9
	BOD	6	4.0	4.2	3.4	5.5	4.8	4.2	3.6	4.7	3.6	3.5	4.4	2.9	4.6	6.4	5.4	5.6	5.4	4.7
		12	3.6	3.5	3.4	5.9	4.9	4.9	2.4	5.7	5.5	4.6	4.0	3.4	6.5	6.0	5.4	4.6	9.4	4.8
	COD	6	4.1	4.6	3.7	4.4	6.0	4.8	4.5	4.3	4.7	4.2	5.6	4.4	4.9	6.7	3.2	5.2	5.5	3.9
		12	6.4	6.3	4.8	7.2	7.2	5.9	12	8.0	6.2	6.4	6.0	4.8	4.4	150	3.7	4.7	21	5.0
	SS	6	2	15	3	2	17	4	3	18	3	4	16	4	4	14	3	4	20	5
		12	2	1	2	8	18	6	4	7	7	10	8	8	1未満	5	2	1	4	2
	DO	6	9.0	8.3	8.8	7.8	7.3	6.8	7.7	7.3	6.5	7.3	7.2	6.3	7.2	6.8	6.5	6.5	6.9	5.9
		12	4.2	3.7	4.6	3.0	2.1	3.9	3.2	3.9	5.1	3.6	3.3	4.5	6.2	4.2	7.1	2.8	1.6	4.1
	n-ヘキサン抽出物質	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全窒素	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全燐	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
全亜鉛	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
フェノール類	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
透視度(度)	6	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
	12	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
流量(m³/h)	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目	河川 地点 年度	般若用水			縁葉川			千間堀川			光堂川			領内川			
		牛洗橋(西成)			小縁葉橋(丹陽)			外崎橋(丹陽)			高木橋(萩原)			上須橋(上祖父江)			
		22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	
生活環境項目	pH	6	7.7	7.3	7.9	6.8	7.0	7.1	7.1	6.9	7.2	6.3	6.8	7.0	6.3	6.6	6.6
		12	7.7	7.9	7.7	7.7	7.5	7.2	7.8	7.9	7.2	6.9	7.0	6.9	6.8	6.8	6.8
	BOD	6	12	15	6.7	3.1	3.7	2.6	3.2	3.8	3.1	2.0	2.4	2.4	3.4	2.9	3.0
		12	21	22	7.8	5.1	5.6	5.4	4.7	5.8	3.3	3.5	3.6	3.1	5.7	4.7	4.9
	COD	6	19	18	24	3.5	5.5	4.4	4.7	5.9	5.8	4.6	4.1	4.9	3.9	5.1	4.5
		12	55	48	26	4.7	5.4	4.8	6.8	7.2	4.3	5.5	4.0	3.8	6.5	6.2	5.9
	SS	6	8	9	4	4	18	4	2	21	6	15	24	12	4	9	6
		12	2	1	3	2	2	3	2	2	1	8	39	7	10	11	6
	DO	6	10.2	5.8	9.2	8.2	7.9	7.2	9.4	7.5	6.8	7.1	8.3	6.8	4.0	5.4	6.0
		12	2.4	6.9	7.0	7.8	12.3	9.3	11.0	12.8	9.0	6.1	7.1	7.3	2.8	3.0	4.1
	n-ヘキサン抽出物質	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-
	全窒素	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.7	1.1	0.9	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.1	3.3	3.2	-	-	-
全燐	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.28	0.20	0.28	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.49	0.57	0.33	-	-	-	
全亜鉛	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.016	0.028	0.012	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.038	0.027	0.017	-	-	-	
フェノール類	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	
透視度(度)	6	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	29	30以上	22	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
	12	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	15	30以上	28	29	30以上	
流量(m³/h)	6	3,200	5,700	2,400	-	-	-	-	-	-	2,000	8,400	2,700	810	1,100	770	
	12	830	940	1,100	-	-	-	-	-	-	190	330	300	210	80	220	

単位:mg/l

項目	河川 地点 年度	大江川			青木川			光堂川		
		森本橋(丹陽)			行人橋(丹陽)			高木橋(萩原)		
		22	23	24	22	23	24	22	23	24
カドミウム	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
全シアン	6	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	12	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
六価クロム	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
砒素	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
総水銀	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
アルキル水銀	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	12	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
トリクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
テトラクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
1,1,1-トリクロロエタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
四塩化炭素	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
ジクロロメタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
1,2-ジクロロエタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
1,1,2-トリクロロエタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
1,1-ジクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
シス-1,2-ジクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
1,3-ジクロロプロペン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
ベンゼン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
シマジン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
チオベンカルブ	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
チウラム	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
セレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
ふっ素	6	0.16	0.14	0.12	0.19	0.15	0.12	0.26	0.14	0.18
	12	0.15	0.18	0.09	0.20	0.15	0.17	0.21	0.24	0.13
硝酸・亜硝酸性窒素	6	1.4	1.1	1.1	1.7	1.7	1.6	0.56	0.56	0.46
	12	6.0	5.1	2.5	4.3	3.6	3.6	2.5	2.5	1.1
ほう素	6	NF	0.02	0.03	0.02	0.03	0.03	NF	NF	NF
	12	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06	0.06	0.04	0.03	0.03
1,4-ジオキサン	6	-	NF	NF	-	NF	NF	-	NF	NF
	12	-	NF	NF	-	NF	NF	-	NF	NF

※1 「ND」とは定量限界未満をいい、各物質の値は下表のとおりである。

単位:mg/l

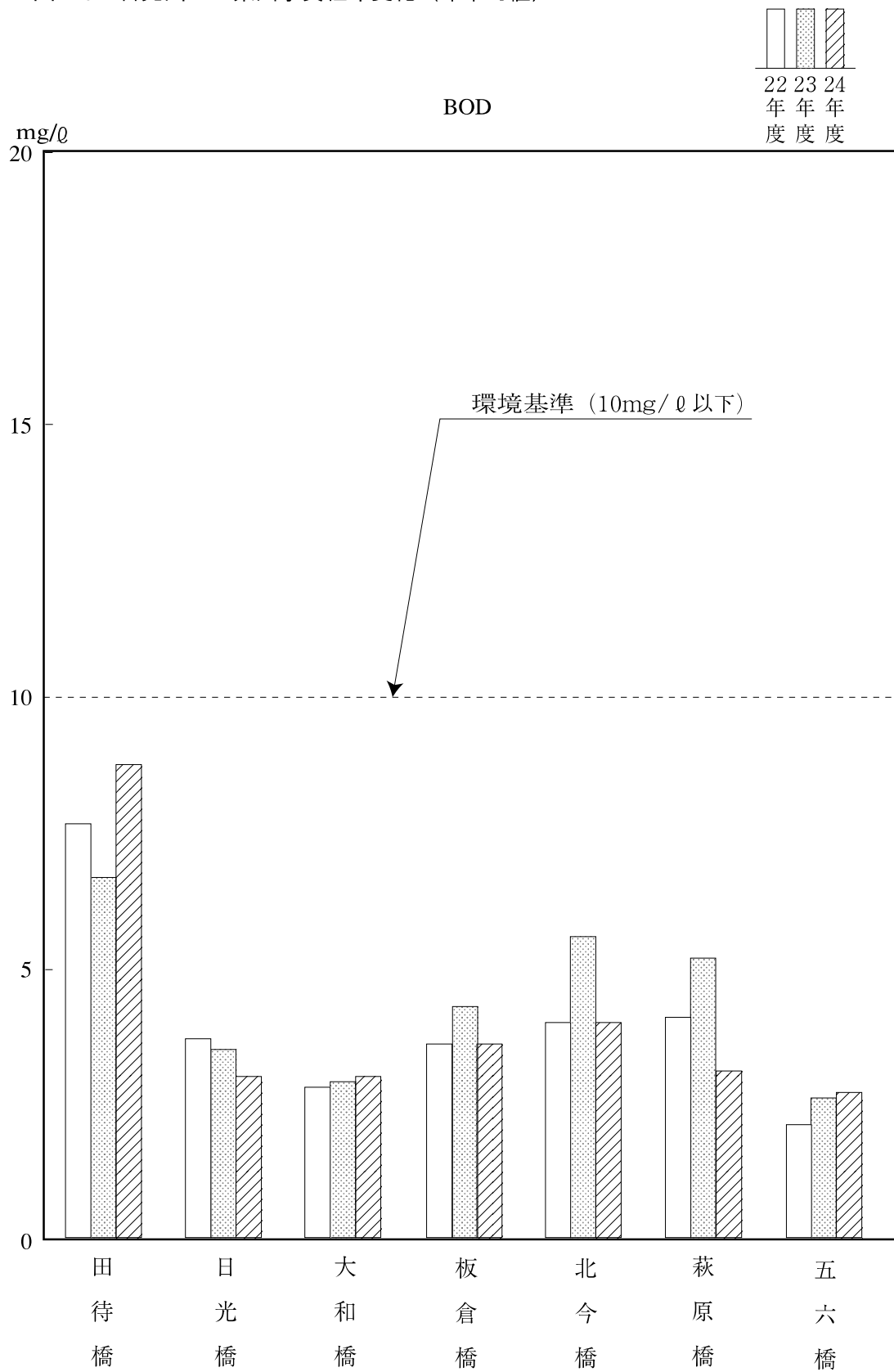
全シアン	0.1未満	n-ヘキサン抽出物質	0.5未満	アルキル水銀	0.0005未満
------	-------	------------	-------	--------	----------

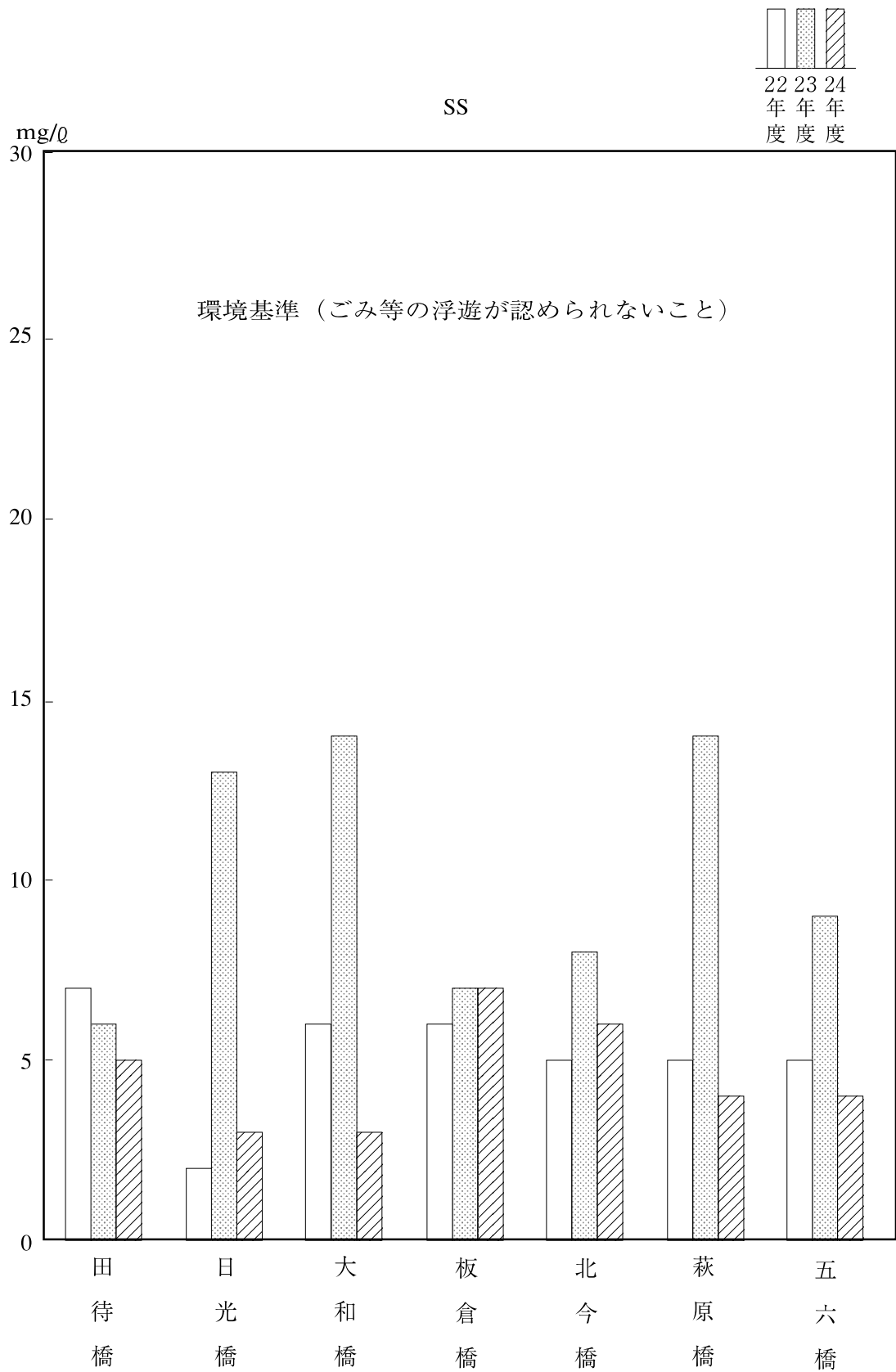
※2 「NF」とは報告下限値未満をいい、各物質の値は下表のとおりである。

単位:mg/l

SS	1未満	1,1-ジクロロエチレン	0.01未満	ベンゼン	0.001未満
全亜鉛	0.001未満	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	セレン	0.002未満
カドミウム	0.0005未満	1,1,1-トリクロロエタン	0.1未満	硝酸・亜硝酸性窒素	0.02未満
鉛	0.005未満	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	ふっ素	0.08未満
六価クロム	0.01未満	トリクロロエチレン	0.002未満	ほう素	0.02未満
砒素	0.005未満	テトラクロロエチレン	0.0005未満	1,4-ジオキサン	0.005未満
総水銀	0.0005未満	1,3-ジクロロプロパン	0.0002未満	フェノール類	0.01未満
ジクロロメタン	0.002未満	チウラム	0.0006未満	銅	0.01未満
四塩化炭素	0.0002未満	シマジン	0.0003未満		
1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	チオベンカルブ	0.002未満		

図-9 日光川・五条川水質経年変化（年平均値）





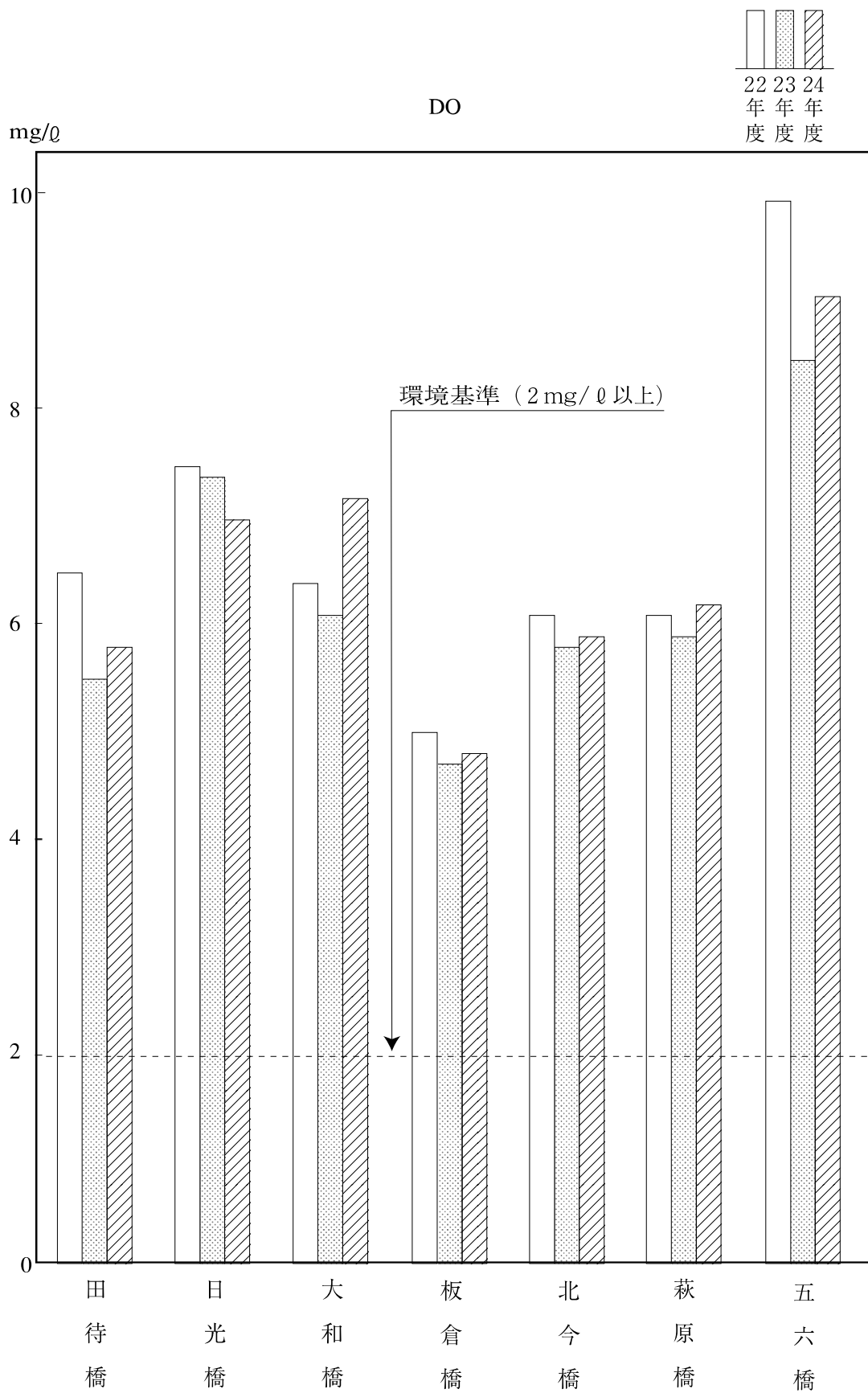
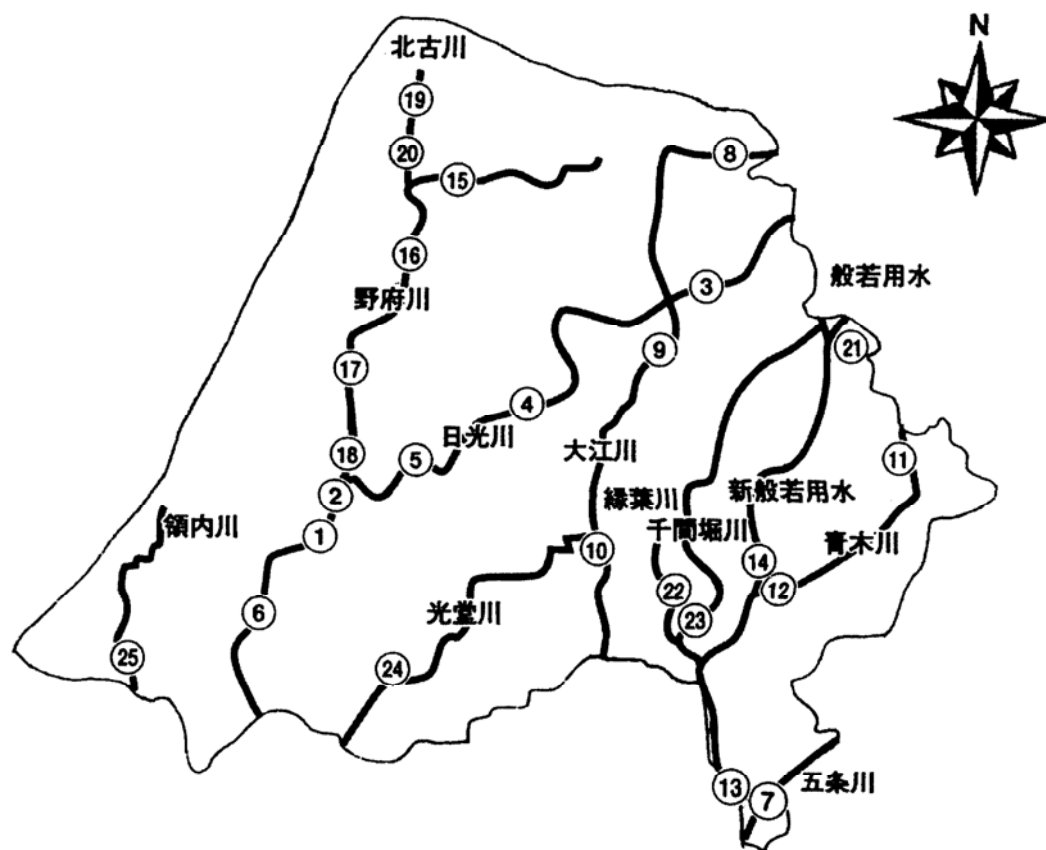


図-10 河川水質測定地点



1	北今橋 (日光川)	9	天王橋 (大江川)	17	内沼橋 (野府川)
2	板倉橋 (日光川)	10	森本橋 (大江川)	18	江向橋 (野府川)
3	田待橋 (日光川)	11	五千橋 (青木川)	19	おろ下橋 (北古川)
4	日光橋 (日光川)	12	吉根橋 (青木川)	20	頼朝橋 (北古川)
5	大和橋 (日光川)	13	行人橋 (青木川)	21	牛洗橋 (般若用水)
6	萩原橋 (日光川)	14	吉島橋 (新般若用水)	22	小緑葉橋 (緑葉川)
7	五六橋 (五条川)	15	文化橋 (野府川)	23	外崎橋 (千間堀川)
8	瑞穂橋 (大江川)	16	川田橋 (野府川)	24	高木橋 (光堂川)
				25	上須橋 (領内川)

(2) 地下水質測定

地下水質測定計画に基づいて、地下水の水質汚濁の常時監視を行い、環境基準項目等について測定を実施した。

測定結果は、表-37,38,39のとおりであり、いずれの項目も基準を満足していた。

表-37 地下水質測定結果（メッシュ調査）

設置場所	大和町荻安賀字上東出			
使用用途	その他 ^(注)			
不圧/被圧帯水層の別	不明			
採水年月日	平成24年8月2日			
測定項目	環境基準項目	カドミウム	(mg/l)	<0.001
		全シアン	(mg/l)	検出されず
		鉛	(mg/l)	<0.005
		六価クロム	(mg/l)	<0.01
		砒素	(mg/l)	<0.005
		総水銀	(mg/l)	<0.0005
		PCB	(mg/l)	検出されず
		ジクロロメタン	(mg/l)	<0.002
		四塩化炭素	(mg/l)	<0.0002
		塩化ビニルモノマー	(mg/l)	<0.0002
		1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	<0.0004
		1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	<0.002
		1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	<0.004
		1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	<0.0005
		1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	<0.0006
		トリクロロエチレン	(mg/l)	<0.002
		テトラクロロエチレン	(mg/l)	<0.0005
		1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	<0.0002
		チウラム	(mg/l)	<0.0006
		シマジン	(mg/l)	<0.0003
		チオベンカルブ	(mg/l)	<0.002
		ベンゼン	(mg/l)	<0.001
		セレン	(mg/l)	<0.002
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)	0.14
	ふっ素	(mg/l)	0.15	
	ほう素	(mg/l)	<0.02	
	1,4-ジオキサン	(mg/l)	<0.005	
その他項目	気温	(℃)	31	
	水温	(℃)	19	
	外観		無色透明	
	臭気		なし	
	pH		7.7	
	電気伝導率	(mS/m)	13	

(注) その他とは水道水源、一般飲用、生活用、工業用以外の用途を指す。

表 - 38 地下水質測定結果(汚染井戸周辺地区調査)

設置場所		丹陽町五日市場字天上	
使用用途		工業用水	
不圧/被圧帯水層の別		不明	
採水年月日		平成25年3月26日	
測定項目	環境基準項目	塩化ビニルモノマー (mg/l)	<0.0002
		1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004
		1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002
		1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006
		トリクロロエチレン (mg/l)	<0.002
		テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005
	その他項目	水温 (°C)	12
		pH	7.8
		電気伝導率 (mS/m)	21

表-39 地下水質測定結果(定期モニタリング調査)

設置場所	小信中島字南平口	起字与三ヶ巻	東五城字備前	三条字野間
使用用途	生活用水	工業用水	生活用水	生活用水
不圧/被圧帯水層の別	不明	不明	不明	不明
採水年月日	平成24年9月13日	平成24年9月13日	平成24年9月13日	平成24年9月13日
測定項目	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004	<0.004	<0.004
	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002
	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	水温 (℃)	18.0	18.0	22.0
その他項目	pH	7.7	7.3	7.3
	電気伝導率 (mS/m)	12	46	12

設置場所	今伊勢町新神戸字乾	今伊勢町本神戸字立切	今伊勢町本神戸字宮山	今伊勢町本神戸字河原
使用用途	その他(注)	生活用水	生活用水	工業用水
不圧/被圧帯水層の別	不明	不明	不明	不明
採水年月日	平成24年9月13日	平成24年9月13日	平成24年9月13日	平成24年9月13日
測定項目	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004	<0.004	<0.004
	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002
	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	水温 (℃)	18.5	17.5	19.0
その他項目	pH	7.6	7.7	7.7
	電気伝導率 (mS/m)	30	33	29

(注)その他とは水道水源、一般飲用、生活用、工業用以外の用途を指す。

(3) 河川底質測定

河川の水質汚濁の現況把握として、川底に堆積された泥に含まれる物質についても監視する必要があり、一般項目、健康項目等について測定を実施した。

このうち、総水銀については「水銀を含む底質の暫定除去基準」に定められた基準(25ppm以上)を超えていなかった。(表-40)

表 - 40 河川底質測定結果

測定地点		大和橋(日光川)		
測定方法		河川の中央、右岸、左岸の各地点で1回採取し、混合して試料分析を実施した。		
測定結果		測定年月		
		平成22年10月	平成23年10月	平成24年10月
一般項目	含水率(%)	21.5	25.8	26.7
	強熱減量(%)	0.7	1.6	1.1
	硫化物(mg/g)	0.013	0.008	0.013
	過マンガン酸カリウム消費量(mg/g)	1.9	2.0	1.9
健康項目	総水銀(mg/kg)	0.005未満	0.008	0.018
	砒素(mg/kg)	2.7	3.5	5.9
	カドミウム(mg/kg)	0.09	0.11	0.04
	六価クロム(mg/kg)	2未満	0.5未満	0.5未満
	全シアン(mg/kg)	0.5未満	1未満	1未満
特殊項目	全窒素(mg/g)	0.11	0.23	0.22
	全燐(mg/g)	0.55	0.78	0.90

(4) 生活排水対策

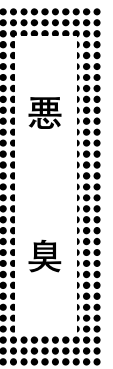
川や海などの水の汚れは、かつては産業排水が主な原因であったが、工場などに対する規制が強化され、排水処理対策の進んだ今日では、生活排水が汚れの大きな要因となっている。その対策として、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、地域住民による実践活動を計画的に、広域的に進めていくことが必要である。

そこで、平成3年度から一宮市生活排水クリーン推進員を設置し、地域住民に対して啓発活動を実施するとともに、リーフレットや水切りネット等啓発資材の配布を行ったりして、市民に生活排水対策への協力を呼び掛けている。

平成25年1月26日・27日に、尾張一宮駅前ビル（i-ビル）において開催された消費生活フェアに参加し、パネル展示や、生活排水対策用品を配布するなど、生活排水対策の必要性を市民に訴えた。

8. 悪

臭



悪
臭

8. 悪 臭

概 況

臭気が悪臭苦情となって現れる要因は、その臭気の感知回数と継続時間が引きがねとなり、臭気強度の変化や人間の感情という内的条件、時には利害などが関与して表面化する場合が多い。

そして、一度表面化すると解決するまでに長時間を要し、防止対策に苦慮するものが多い。

昭和 40 年代に環境汚染が社会の重大な関心を呼び、悪臭も生活環境阻害の因子として受止められた。このため、悪臭防止法が公布（昭和 46 年 6 月 1 日）され、特定悪臭物質の濃度にもとづく規制、発生源に対する防除技術の開発も行われている。しかし、悪臭はほとんどが低濃度の物質の複合臭気であり、悪臭物質の 90%以上を除去しても人の感覚では無臭とならず、完全な対策となると困難な面もある。

本市における平成 24 年度の悪臭苦情は 63 件であり、発生源の内訳は製造業 9 件、家庭生活 8 件、農業 5 件などとなっている。

表－41 は、県条例に基づく本市における業種別届出であり、豚房施設 2 件、牛房施設 2 件、養鶏施設 3 件と、総全体の約 32%となっている。

表 - 41 悪臭関係工場等届出状況

(単位：件)

悪臭関係業種	年 度		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
豚房施設（豚房の総面積が50m ² 未満を除く。）	4	3	2
牛房施設（牛房の総面積が200m ² 未満を除く。）	2	2	2
鶏を3,000羽以上飼育するもの	5	5	3
飼料又は有機質肥料の製造業（乾燥施設を有するものに限る。）	4	4	4
ゴム製品製造業（加硫施設を有するものに限る。）	1	1	2
し尿処理場	2	2	2
ごみ処理場	5	5	5
終末処理場	3	3	2
計	26	25	22

表 - 42 悪臭関係業種

<p>1. 畜産農業のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満のものを除く。）を有するもの</p> <p>ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満のものを除く。）を有するもの</p> <p>ハ 鶏を3,000羽以上飼育するもの</p> <p>ニ うずらを20,000羽以上飼育するもの</p> <p>2. 飼料又は有機質肥料の製造業（乾燥施設を有するものに限る。）</p> <p>3. コーンスターチ製造業</p> <p>4. レーヨン製造業（紡糸施設を有するものに限る。）</p> <p>5. クラフトパルプ製造業</p> <p>6. セロファン製造業（製膜施設を有するものに限る。）</p> <p>7. ゴム製品製造業（加硫施設を有するものに限る。）</p> <p>8. 石油化学工業（カプロラクタムの製造施設を有するものに限る。）</p> <p>9. 石油精製業</p> <p>10. 製鉄業（溶鉱炉を有するものに限る。）</p> <p>11. 鋳物製造業（シェルモールド法によるものに限る。）</p> <p>12. 化製場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項の化製場をいう。）</p> <p>13. し尿処理場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可又は第9条の3第1項の規定による届出がなされたし尿処理施設（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽を除く。）を有するものに限る。）</p> <p>14. ごみ処理場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可又は第9条の3第1項の規定による届出がなされたごみ処理施設を有するものに限る。）</p> <p>15. 終末処理場（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号の終末処理場をいう。）</p>
--

表 - 43 臭気強度と濃度の関係

(単位：ppm)

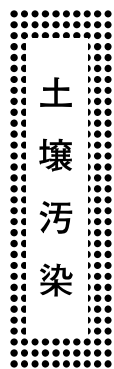
6段階臭気強度	0	1	2	2.5	3	3.5	4	5
内容 特定悪臭物質	無臭	やっと感知できる臭い	何の臭いであるかわかる弱い臭い		楽に感知できる臭い		強い臭い	強烈な臭い
アンモニア				1	2	5		
メチルメルカプタン				0.002	0.004	0.01		
硫化水素				0.02	0.06	0.2		
硫化メチル				0.01	0.05	0.2		
二硫化メチル				0.009	0.03	0.1		
トリメチルアミン				0.005	0.02	0.07		
アセトアルデヒド				0.05	0.1	0.5		
プロピオンアルデヒド				0.05	0.1	0.5		
ノルマルブチルアルデヒド				0.009	0.03	0.08		
イソブチルアルデヒド				0.02	0.07	0.2		
ノルマルバレルアルデヒド				0.009	0.02	0.05		
イソバレルアルデヒド				0.003	0.006	0.01		
イソブタノール				0.9	4	20		
酢酸エチル				3	7	20		
メチルイソブチルケトン				1	3	6		
トルエン				10	30	60		
キシレン				1	2	5		
スチレン				0.4	0.8	2		
プロピオン酸				0.03	0.07	0.2		
ノルマル酪酸				0.001	0.002	0.006		
ノルマル吉草酸				0.0009	0.002	0.004		
イソ吉草酸				0.001	0.004	0.01		

表 - 44 臭気の種類と主要発生源事業場

特定悪臭物質	臭気の種類	主要発生源事業場
アンモニア NH ₃	し尿のような臭い	畜産事業場、鶏糞乾燥場、複合肥料製造工場、でん粉製造工場、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン CH ₃ SH	腐ったたまねぎ臭	クラフトパルプ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素 H ₂ S	腐った卵臭	畜産事業場、クラフトパルプ製造工場、でん粉製造工場、セロファン製造工場、ビスコースレーヨン製造工場、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル (CH ₃) ₂ S	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル CH ₃ SSCH ₃	〃	クラフトパルプ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン (CH ₃) ₃ N	腐魚臭	畜産事業場、複合肥料製造工場、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造工業等
アセトアルデヒド CH ₃ CHO	刺激的な青ぐさい臭い	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド CH ₃ CH ₂ CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド CH ₃ (CH ₂) ₂ CHO	〃	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
イソブチルアルデヒド (CH ₃) ₂ CHCHO	〃	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルバレルアルデヒド CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
イソバレルアルデヒド (CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO	〃	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等

特定悪臭物質	臭気の種類	主要発生源事業場
イソブタノール (CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH	刺激的な発酵した臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル CH ₃ COOC ₂ H ₅	刺激的なシンナーのような臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
メチルイソブチル ケトン (CH ₃) ₂ CHCH ₂ COCH ₃	〃	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
トルエン C ₆ H ₅ CH ₃	ガソリンのような臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
キシレン C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	〃	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
スチレン C ₆ H ₅ CH=CH ₂	都市ガスのような臭い	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、合成ゴム製造工場、強化プラスチック製品製造工場、化粧合板製造工場等
プロピオン酸 CH ₃ CH ₂ COOH	酸っぱいような刺激的な臭い	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸 CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	汗くさい臭い	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸 CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	むれたくつ下臭	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
イソ吉草酸 (CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH	〃	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等

9. 土 壤 污 染



9. 土 壤 汚 染

概 況

土壤汚染は、大気汚染や水質汚濁等と異なり、発生源を断てば汚染が解消する汚染ではなく、一旦汚染されると除去しない限り、その影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染といわれている。

そのため、土壤汚染の状況を把握して、人への健康被害を防止するために対策を行うことにより、人の健康を保護する目的とする土壤汚染対策法が平成14年5月に制定され、平成15年2月15日から施行された。この法律では、揮発性有機化合物、重金属・農薬等の25物質を特定有害物質と定め、これらを取り扱っていた工場を廃止する場合や、工場跡地などで土壤汚染のおそれが高く人の健康へ被害を及ぼすおそれのある場合には、土地の所有者等がその汚染の状況を調査することになる。この調査で土に含まれている特定有害物質が基準を超えていることがわかった場合は、本市がその土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定する。指定された区域では、汚染原因者（汚染原因者などが不明の場合は土地所有者）が汚染された土をきれいな土で覆ったり、封じ込めたり、浄化するなどの対策をとる必要がある。

また、平成21年4月に公布された土壤汚染対策法の改正により汚染土壤の適正管理の観点から、汚染土壤の処理を業として行う者は、許可が必要となった。

県条例においても土壤・地下水汚染の未然防止から、調査義務、汚染土壤の拡散防止や土地改変時の義務について規定されている。

本市における土壤汚染対策法、県条例の届出状況は、表－45と表－46のとおりで、平成24年度に指定された区域及び指定解除された区域はそれぞれ1件となっている。

表 - 45 土壌汚染対策法に係る届出状況

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法第3条第1項			
有害物質使用特定施設の廃止	5	3	5
土壌汚染状況調査の結果報告	4	3	5
土壌汚染状況調査の調査実施中	0	2	0
法第3条第1項ただし書き			
土壌汚染状況調査の調査猶予	3	1	6
土壌汚染状況調査の調査猶予取消	0	0	1
土壌汚染状況調査の調査猶予の手段中	0	1	0
法第4条※1			
一定の規模以上の土地の形質の変更	15	14	5
土壌汚染状況調査の調査命令	0	0	0
法第5条※2			
土壌汚染状況調査の調査命令	0	0	0
法第6条※1			
要措置区域の指定	1	0	1
要措置区域の指定解除	0	0	1
法第11条※1			
形質変更時要届出区域の指定	2※3	0	0
形質変更時要届出区域の指定解除	0	0	0

※1 法改正(平成22年4月1日施行)により新たに追加された条項

※2 旧法の法第4条と同じ

※3 旧法第5条の規定により指定されている土地は形質変更時要届出区域とみなす

表 - 46 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
条例第39条※1			
土壌汚染状況調査の結果報告	0	1	2
条例第39条の2※2			
過去の有害物質取扱事業所の設置状況調査結果	16	14	5
土壌汚染状況調査の結果報告	0	1	1
条例第40条			
汚染拡散防止の応急措置等	4	0	0
条例第45条※1			
土壌又は地下水の汚染の状況等報告	1	0	0

※1 条例改正(平成22年10月1日施行)により新たに追加された条項

※2 旧条例の条例第42条と同じ

10. 地 盤 沈 下



10. 地 盤 沈 下

概 況

地盤沈下とは、地表面が徐々に低下していく現象のことであり、沈下地域が非常に広く、進行が人体に感知できない程度であることが特徴である。

この原因については、古くから調査研究がなされており、一般には地下水の過剰揚水が主因とされ、地下水の過剰揚水→地下水位の低下→地層の圧密収縮→地盤沈下という理論が定説となっている。

地盤沈下により、多くの地域で建造物、治水施設、港湾施設、農地及び農業用施設に被害が生じている。さらに、地形、地質、土地利用等の状況の差異によって、また地域によって沈下の程度及び被害の状況が大きく異なるという極めて地域的特性の強い公害となっている。

愛知県では、地盤沈下に対処するため、昭和49年からは県条例により地下水揚水規制を実施し、本市も昭和51年より規制対象地域となった。さらに、規制対象用途のうち工業用については、昭和59年7月から工業用水法による地下水揚水規制が実施された。(表-47)

また、地下水位の変動と地盤の変動は相関関係にあるといわれ、地盤沈下の予測手段として地下水位の把握が重要である。表-49は、平成24年度の地下水位の測定結果である。

本市における地盤沈下状況は、表-50のとおりである。

表－47 地下水揚水規制

県民の生活環境の保全等に関する条例	
経過	S49. 9. 30 揚水規制 S51. 4. 1 地域拡大
規制地域 (工業用水法の指定地域を除く)	第1規制区域 (稲沢市以南) 第2 " (一宮市等) 第3 " (春日井市等)
規制内容	適用業種 一般家庭用を除く全用途
	揚水設備の許可基準 ストレーナーの位置…………… 10m以浅であること 吐出口の断面積…………… 19cm ² 以下であること 原動機の定格出力…………… 2. 2kW以下であること 一日の総揚水量…………… 350m ³ 以下であること
	既設の経過措置 みなし許可。ただし、1日当たり350m ³ をこえるもので工業用、建築物用、温泉用、鉱業用、工業用水道事業用は、第1規制区域ではS51. 1. 1以後、第2規制区域ではS52. 4. 1以後総揚水量を20%削減
その他	吐出口の断面積19cm ² をこえるものは、水量測定器設置、揚水量報告義務

工業用水法(昭和31年法律第146号)	
経過	S59. 6. 5 地域指定
規制地域	一宮市はじめ尾張11市町村
規制内容	適用業種 工業用途
	井戸の許可基準 ストレーナーの位置…………… 10m以浅又は2, 000m以深であること 吐出口の断面積…………… 19cm ² 以下であること

表－48 井戸・揚水設備の届出状況

平成25年3月31日現在

区分	工業用水法		県民の生活環境の保全等に関する条例	
	工場等	井戸	工場等	揚水設備
許可工場・設備数	64	79	349	608

(愛知県環境部資料)

表 - 49 地下水位測定結果

観測所記号	所在地	観測所名	ストレーナー位置(m)	固定点標高(m)		
					4月	5月
A1801	一宮市千秋町浮野字西望戸6番1	一宮地盤沈下観測所	176~196	11.04	5.81	5.86
A1802			76~96	11.05	5.74	5.80
A1803			28~38	11.04	2.34	2.57
A1201	一宮市三条字芦山10番地1	尾西地盤沈下観測所	184~194	7.01	4.27	4.34
A1202			135~155	7.01	5.06	5.42
A1203			28~38	7.01	4.32	4.29
A1601	一宮市木曾川町里小牧字南青木39番	木曾川地盤沈下観測所	125~147	8.83	4.27	4.79
A1602			78~88	8.83	4.30	4.81
203001	一宮市千秋町穂積塚本字宮西223番	千秋北部水源	29~45 51~62	12.70	4.10	4.20
203003	一宮市浅井町尾関字長田3番1	尾関水源	72~84 110~126	13.20	7.60	7.40
203009	一宮市浅井町極楽寺字池624番	極楽寺水源3号	114~126 147~153	13.30	9.10	9.59
203010	一宮市島村字西山105番4	葉栗南部水源	55~69 78~83	11.10	4.01	4.40
203011	一宮市佐千原字椿19番1	佐千原1号井	41~47 56~67	11.30	6.12	6.19
203012	一宮市本町2丁目5番1	一宮市役所一宮庁舎	113~135	9.10	6.45	6.59
203017	一宮市大和町馬引字郷未申2236番1	馬引 (簡易水道水源)	167~178	7.40	4.80	4.80
203018	一宮市住吉1丁目3番6	西部浄水場	186~192 213~259	10.60	8.76	9.01
203019	一宮市大和町戸塚字西浦109番2	大和南部水源	83~91 122~130	5.30	4.13	4.14
203022	一宮市せんい3丁目1番1	丹陽西部水源	111~126	7.60	5.74	5.79
203042	一宮市浅井町西浅井字郷裏20番	浅井南部水源	58~85	11.50	4.06	4.17
203230	一宮市萩原町花井方字宮前通855番1	萩原西部水源	147~161 187~195 206~230	-	3.61	3.54
218001	一宮市開明字西屋敷38番	開明配水場	137~154	5.60	3.64	3.91
218002	一宮市東五城字若宮7番1	起配水場	140~146 162~178	5.40	3.53	3.74
218004	一宮市富田字渡所118番1	旧通産省観測井戸	292~304 343~352	6.80	4.01	3.97
218006	一宮市上祖父江字江北116番	旧本郷西水源	116~129	4.20	2.05	2.17
381001	一宮市木曾川町黒田字北野黒165番	木曾川市民病院	32~40	9.80	4.35	4.77

地下水位（静水位）〔単位：m〕											
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	変動幅
5.93	5.58	5.59	5.72	5.70	5.83	5.81	5.75	5.89	6.06	5.79	0.48
5.87	5.51	5.53	5.65	5.64	5.78	5.75	5.69	5.83	6.01	5.73	0.50
2.27	2.11	1.95	2.01	2.59	2.53	2.47	2.50	2.64	22.77	2.40	0.82
4.70	4.14	4.30	4.48	4.24	4.36	4.28	4.21	4.37	4.47	4.35	0.56
5.92	5.07	5.00	5.56	5.07	5.29	5.04	5.04	5.27	5.44	5.27	0.92
4.37	3.95	3.98	4.18	4.36	4.46	4.44	4.48	4.58	4.64	4.34	0.69
5.48	4.27	4.57	5.05	4.36	4.71	4.35	4.36	4.71	4.72	4.64	1.21
5.50	4.30	4.60	5.07	4.39	4.73	4.37	4.38	4.73	4.74	4.66	1.20
4.20	3.83	3.85	4.50	4.37	4.05	4.13	4.11	4.27	4.38	4.17	0.67
7.52	6.76	7.20	7.19	7.02	7.05	7.12	7.10	7.22	7.18	7.20	0.84
9.88	9.35	9.81	9.70	9.57	8.79	8.91	8.75	7.83	7.87	9.10	2.05
4.23	3.55	3.74	3.78	3.68	4.01	4.34	4.15	4.32	4.04	4.05	0.88
6.10	5.59	5.80	5.86	5.61	6.13	6.00	5.96	6.23	6.40	6.00	0.81
6.85	6.30	6.38	6.63	6.35	6.53	6.42	6.37	6.56	6.71	6.51	0.55
5.00	4.80	4.80	4.80	4.40	4.80	4.80	4.60	4.70	4.95	4.77	0.60
9.17	8.70	8.90	8.96	8.88	8.95	8.86	8.71	8.94	9.12	8.91	0.47
4.46	4.15	4.25	4.44	4.27	4.12	4.03	3.99	7.12	4.29	4.20	0.47
5.82	5.90	6.00	6.00	5.99	5.98	5.88	5.81	5.77	5.94	5.89	0.26
4.14	3.37	3.70	4.03	3.99	3.96	4.13	4.10	4.30	4.39	4.03	1.20
3.97	3.56	6.73	4.03	3.77	3.77	3.42	3.33	3.39	3.54	3.64	0.70
4.32	3.52	3.69	4.14	4.27	3.77	3.90	3.78	3.80	3.81	3.88	0.80
4.17	3.45	4.11	4.37	4.15	4.13	3.95	3.71	3.77	3.75	3.90	0.92
4.31	3.92	4.05	4.15	3.98	4.03	4.02	3.94	4.01	4.14	4.04	0.39
2.87	2.20	2.45	2.83	2.22	2.25	2.06	2.06	2.24	2.33	2.31	0.82
5.38	4.18	4.49	4.95	4.43	4.77	4.45	4.48	4.78	4.83	4.66	1.20

表 - 50 一宮市における地盤沈下状況

水準点番号	管理機関	所在地	累積開始年 (年)	23年標高 (m)	24年標高 (m)	24年変動量 (cm)	24年累積 (cm)
A47	愛知県	中島通5丁目86-1番地先	昭和38年	9.6274	9.6265	-0.09	-4.53
A49	愛知県	大字島村字岩畑55の1番地先	昭和38年	11.1260	11.1261	0.01	-5.14
A102	愛知県	今伊勢町馬寄字六地藏46-1	昭和46年	8.1720	8.1702	-0.18	-5.39
A103	愛知県	木曾川町黒田大通り51	昭和46年	8.9048	8.9032	-0.16	-8.30
A104	愛知県	浅井町東浅井	昭和46年	12.3844	12.3827	-0.17	-5.38
A105	愛知県	千秋町町屋字端畑	昭和46年	平成21年移設	11.6756	平成21年移設	-3.16
A110	愛知県	萩原町萩原字河原崎1544	昭和46年	4.7477	4.7465	-0.12	-7.34
A111	愛知県	木曾川町玉ノ井字寺東27-1	昭和46年	7.4957	7.4923	-0.34	-10.14
A114	愛知県	大和町苅安賀字川田46-2	昭和46年	6.0033	6.0011	-0.22	-9.03
A281	愛知県	木曾川町玉ノ井字穴太郎	昭和47年	7.5769	7.5735	-0.34	-8.60
A282	愛知県	小信中島南平口96番地の2	昭和47年	6.1052	6.1034	-0.18	-6.04
A283	愛知県	三条宮西12番地の1	昭和47年	5.2715	5.2698	-0.17	-5.46
A284	愛知県	西萩原中道26番地	昭和47年	5.6995	5.6984	-0.11	-5.18
A285	愛知県	明池江端23番地	昭和47年	4.0876	4.0853	-0.23	-2.85
A286	愛知県	上祖父江道福辺30番地の1	昭和47年	4.0466	4.0430	-0.36	-4.70
A289	愛知県	花池2丁目9番	昭和47年	7.1880	7.1868	-0.12	-3.19
A290	愛知県	大和町南高井字腰の宮751	昭和47年	4.4960	4.4933	-0.27	-6.93
A303	愛知県	大字春明字裏山15	昭和50年	12.9464	12.9456	-0.08	-2.21
A367	愛知県	三条芦山10-1	昭和53年	5.5729	5.5709	-0.20	-6.61
A369	愛知県	木曾川町里小牧字北青木25	昭和54年	8.2708	8.2682	-0.26	-5.13
A373(BM5)	愛知県	木曾川町里小牧字新田207	昭和51年	9.0899	9.0855	-0.44	-9.96
A408	愛知県	浅井町黒石刀塚46地先	昭和62年	16.5558	16.5576	0.18	-1.92
一宮市気象水象観測所	愛知県	大字高田字郷廻り59-2	昭和52年	10.2549	10.2539	-0.10	-3.36
木庄流11	愛知県	木曾川町外割田西郷東63	昭和51年	7.5585	7.5557	-0.28	-4.10
180-1	国土地理院	牛野通3丁目25-2	昭和36年	7.9596	7.9577	-0.19	-16.24
181	国土地理院	本町通一丁目3	昭和36年	8.6929	8.6915	-0.14	-5.65
181-1	国土地理院	今伊勢町新神戸字新開915	昭和38年	8.0342	8.0328	-0.14	-7.12
182	国土地理院	木曾川町黒田字四ノ通り65番地先	昭和38年	7.7746	7.7721	-0.25	-7.50

水準点番号	管理機関	所在地	累積開始年 (年)	23年標高 (m)	24年標高 (m)	24年変動量 (cm)	24年累積 (cm)
182-1	国土地理院	木曾川町黒田字西針口北切10	昭和38年	8.4876	8.4848	-0.28	-16.82
182-2	国土地理院	北方町北方字倉骨16番地先	昭和38年	16.0074	16.0037	-0.37	-15.02
1035	国土地理院	開明東沼48番地1	昭和38年	5.8603	5.8575	-0.28	-15.01
1036	国土地理院	三条古川44の1	昭和38年	5.4000	5.3981	-0.19	-18.77
3411	国土地理院	大字笹野字宮西北	昭和49年	11.7203	11.7220	0.17	-3.45
4377	国土地理院	千秋町加納馬場字清水17番地先	昭和46年	13.0474	平成24年移設	平成24年移設	-2.98
4391	国土地理院	大字春明字河戸	昭和46年	13.7687	13.7671	-0.16	-17.47
4411	国土地理院	大和町苅安賀2224	昭和47年	5.8840	5.8836	-0.04	-1.38
4687	国土地理院	小信中島字郷南3121番地1	昭和47年	5.8595	5.8581	-0.14	-4.71
上流KL 5	中部地方整備局	東加賀井町江西	昭和48年	12.4512	12.4474	-0.38	-13.70
上流KL 6	中部地方整備局	下祐久町東川田	昭和48年	8.5642	8.5616	-0.26	-5.41
上流KL 7	中部地方整備局	起町富田中町	昭和48年	15.1257	15.1232	-0.25	-6.07
上流KL 8	中部地方整備局	起町富田上町	昭和48年	13.9737	13.9699	-0.38	-10.14
上流KL24	中部地方整備局	光明寺町字石原	昭和48年	16.4397	16.4397	0.00	-6.73
上流KL25	中部地方整備局	浅井町極楽寺	昭和48年	17.0637	17.0655	0.18	-9.38
上流KL26	中部地方整備局	浅井町極楽寺	昭和48年	19.1522	19.1539	0.17	-6.72
上流KL27	中部地方整備局	浅井町字大野	昭和48年	19.1177	19.1198	0.21	-6.50

(東海三県地盤沈下調査会 提供)

※4377は平成24年に移設しました。移設後3年間は評価対象としないため、累積沈下量は平成23年値です。

※A105は平成21年に移設しました。移設後3年間は評価対象としないため、平成23年の値はありません。

11. ダイオキシン類

1 1. ダイオキシン類

概 況

ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を図るため、「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成11年7月に制定、平成12年1月に施行された。

この法律は、ダイオキシン類に関する施策の基本となる基準、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査等を定めている。この法律により、ダイオキシン類を発生し大気中に排出する施設やダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設として特定施設が定められ、特定施設を設置している者又は設置しようとしている者は届出が義務づけられた。

平成25年3月31日現在の届出数は次のとおりであり、内容については、表—51のとおりである。

大気関係特定施設	11事業所	15施設
水質関係特定施設	7事業所	9施設

表—51 ダイオキシン類対策特別措置法対象施設の届出状況

平成25年3月31日現在

施 設 名		事業所数	施設数
大気	5. 廃棄物焼却炉		15
	計	11	15
水質	15. 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等		7
	18. 水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設		2
	計	7	9

(愛知県環境部資料)

(1) 水環境調査

表－52は、平成24年度の水環境（公共用水域・水質）におけるダイオキシン類調査結果である。

これによると日光川北今橋でダイオキシン類の年平均値は、1.0pg-TEQ/ℓであり、環境基準（1 pg-TEQ/ℓ：年平均値）に適合した。

表－53は、平成24年度の水環境（公共用水域・底質）におけるダイオキシン類調査結果である。

これによると日光川北今橋でダイオキシン類は、1.2pg-TEQ/g（7月）であり、環境基準（150pg-TEQ/g）に適合した。

表－52 水環境（公共用水域・水質）におけるダイオキシン類調査結果

調査地点		調査結果 (pg-TEQ/ℓ)	調査年月日	環境基準 (pg-TEQ/ℓ)
河川名	地点名			
日光川	北今橋	1.0	1.7 平成24年 7月25日	1
			0.34 平成24年12月 14日	

※ 調査結果は年平均値に併せて右に各測定結果を記載した。

(愛知県環境部資料)

表－53 水環境（公共用水域・底質）におけるダイオキシン類調査結果

調査地点		調査結果 (pg-TEQ/g)	調査年月日	環境基準 (pg-TEQ/g)
河川名	地点名			
日光川	北今橋	1.2	平成24年 7月25日	150

(愛知県環境部資料)

12. 地球温暖化対策

12. 地球温暖化対策

概 況

地球温暖化とは、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）の大気中の濃度が高まることにより、大気中や地表にとどまる熱が多くなり、地表面の温度が上昇する現象である。地球温暖化が進行すると、海面上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行等の悪影響が考えられている。

この地球規模の問題に対し、1992年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議(地球サミット)では、世界の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効した。

1997年12月に京都市において開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（C O P 3）では、将来の地球温暖化防止について先進国における温室効果ガスの排出削減目標などを定めた法的拘束力をもつ「京都議定書」が採択され、日本は「2008年から2012年までの期間中に1990年の水準より6%削減する」ことを世界に約束している。

それを受け、国は1998年10月に国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責務と取組を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」を公布し、1999年4月に全面施行した。

(1) エコアクション一宮

一宮市では、地球温暖化対策推進法第20条の3に基づき、一宮市自らが率先して事務事業を見直し、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出の削減を行うことを目的とした、地球温暖化対策実行計画「エコアクション一宮」を策定し、平成13年4月より実施している。また、平成17年4月1日の合併による対象施設の増加などにより、平成18年には平成17年度を基準年度とする第2次計画に見直しを行い、平成23年度からは新たに「第3次エコアクション一宮」に取り組んでいる。

「第3次エコアクション一宮」では、平成27年度までに温室効果ガスの排出量を平成17年度実績より15%削減することを目標とし、一宮庁舎、尾西庁舎、木曾川庁舎、教育施設及び市民病院等関連施設を対象として、電気、ガス、水道使用量の削減を目標にした「一宮エコオフィス運動」、環境負荷の少ない製品の購入等を勧める「一宮グリーン購入推進運動」、経済運転等を勧める「一宮エコドライブ運動」、夏期期間中（5月14日から10月31日）にノーネクタイを励行する「さわやかエコスタイルキャンペーン」などを実施している。

また、毎月第2水曜日を「ノーカーデー」と定め、車通勤の職員等に対し、徒歩、自転車、公共交通機関で通勤することを呼びかけている。

① 温室効果ガスの排出状況

平成24年度中の市関連施設における資源やエネルギー使用量は、表-54のとおりである。

温室効果ガスの排出量は、約105,704 t（二酸化炭素換算値）、体積に換算するとナゴヤドーム約32杯（※）に相当する量で、基準年度比11.9%減少した。そのうち二酸化炭素は、約101,757 t、全体の96.3%を占めている。（表-55）

※ 二酸化炭素は0℃、1気圧で1kgあたり509リットル換算、ナゴヤドームの容積は170万立方メートル

② グリーン購入の実施状況

平成24年度中の物品総購入額に占めるグリーン商品購入額の割合であるグリーン購入率は、全体で88.5%である。（表-56）

表 - 54 資源及びエネルギーの使用状況

項 目 (単 位)		基準年度(H17)	平成24年度	基準年度比 増減(%)
エネルギー 使用量	電 気 (kWh)	65,834,711	61,770,550	△ 6.2
	ガソリン (ℓ)	240,854	232,050	3.7
	灯 油 (ℓ)	439,709	184,750	△ 58.0
	軽 油 (ℓ)	174,899	147,908	△ 15.4
	A重油 (ℓ)	1,523,731	905,464	△ 40.6
	液化石油ガス(LPG) (kg)	81,260	88,726	9.2
	液化天然ガス(LNG) (kg)	2,838	5,541	95.2
	都市ガス (m ³)	4,113,578	3,461,252	△ 15.9
廃プラスチック類 (t)	23,756	20,837	△ 12.3	
水道水使用量 (m ³)	1,294,218	1,118,081	△ 13.6	
コピー用紙 (枚)	13,263,065	17,147,391	29.3	

表 - 55 温室効果ガス排出状況

(トンCO₂)

温室効果ガスの種類		基準年度(H17)	平成24年度	基準年度比 増減(%)
二 酸 化 炭 素	廃プラスチック類	64,022.4	56,155.2	△ 12.3
	電気	36,538.3	34,282.7	△ 6.2
	都市ガス	8,058.9	7,198.2	△ 10.7
	A重油	4,128.7	2,453.5	△ 40.6
	灯油	1,094.6	459.9	△ 58.0
	ガソリン	559.2	538.7	△ 3.7
	軽油	458.1	387.4	△ 15.4
	液化石油ガス(LPG)	243.8	266.2	9.2
	液化天然ガス(LNG)	7.7	14.9	95.2
	(CO ₂)	115,111.7	101,756.8	△ 11.6
メタン (CH ₄)	693.7	604.0	△ 12.9	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	4,128.1	3,330.3	△ 19.3	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	6.4	8.1	26.5	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	4.5	4.5	0.0	
合 計	119,944.5	105,703.7	△ 11.9	

表 - 56 品目別グリーン購入状況

評価区分	分類		グリーン購入率	
紙類	紙類	情報用紙	93.4%	
		印刷用紙		
文具・機器類	文具類	衛生用紙	96.5%	
		筆記用具		
		印章・スタンプ台		
		函案・製函用具		
		一般事務用品		
		絵画用品等		
		事務用のり		
	ファイル・バインダー類			
	機器類	紙製品	78.8%	82.5%
		その他		
いす				
		机		
		棚		
		収納用什器（棚以外）		
		ローパーティション		
		コートハンガー		
		傘立て		
		掲示板		
		黒板		
		ホワイトボード		
家電製品等	OA機器	コピー機等	99.2%	
		電子計算機		
		プリンタ等		
		ファクシミリ		
	家電製品	スキャナ	100.0%	
		磁気ディスク装置		
		ディスプレイ		
照明	電気冷蔵庫等	73.3%	96.3%	
	蛍光灯照明器具			
繊維製品	制服・作業服	71.6%	84.8%	
	インテリア・寝装	カーテン		99.1%
		カーペット		
		毛布等		
	作業手袋	78.4%		
役務	印刷		97.3%	
合計			88.5%	

(2)一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

特例市である一宮市は、地球温暖化対策推進法律第20条の3第3項に基づき、市域内で排出される温室効果ガス削減を推進するため、平成24年4月に「一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。この計画の中で、平成32年度までの中期目標（基準年（平成2年度）比15%削減）、平成62年度までの長期目標（基準年比80%削減）を定め、市・事業者・市民の各主体がそれぞれに温室効果ガス削減行動に積極的に取り組むよう推進している。

① 温室効果ガスの排出状況

平成22年度中の市全域における温室効果ガス排出量は、表-57のとおりで、基準年比で0.6%の減少となった。

表 - 57 一宮市域内の温室効果ガス排出量（推計量） (トンCO₂)

部 門	基準年度 (平成2年度)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	前年比 (%)	基準年比 (%)
産 業	1,305,059	968,799	855,893	995,819	116.3	76.3
民 生 業 務	261,716	285,270	282,429	301,821	106.9	115.3
民 生 家 庭	328,021	492,469	472,837	499,106	105.6	152.2
運 輸	471,169	548,845	543,983	544,533	100.1	115.6
廃棄物分野	55,593	71,116	66,870	70,174	104.9	126.2
農 業 分 野	9,162	6,047	5,976	5,871	98.2	64.1
合 計	2,430,720	2,372,546	2,227,988	2,417,324	108.5	99.4

13. 一宮市環境基本計画



13. 一宮市環境基本計画

概 況

環境審議会において、環境基本計画の進行管理等について審議した。庁内の関係各課の課長で構成する環境基本計画連絡会議により、市の関連施策について、円滑な推進を図った。

アサガオやゴーヤなどのつる性植物で建物の窓辺に緑のカーテンを作り、室温の上昇を抑える「緑のカーテン」事業に引き続き取り組んでおり、18年度に2小学校で始まった「緑のカーテン」作りに、小学校42校、中学校19校、公立保育園49園、公立施設42か所の参加・協力を得た。また、環境教育を推進していくため、園児等を対象とした「環境紙芝居」の作成や外部講師による幼児環境教育を12園で実施した。

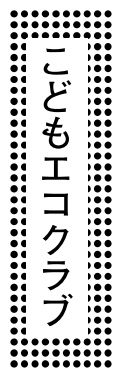
現在の計画は平成25年度で計画期間の10年間で終了するため、それに続く、第2次計画の策定に向けて、公募と無作為選出による市民参加制度で選出された市民委員20人による環境基本計画市民会議において、計画原案の検討を進めた。また、環境基本計画策定会議では、庁内の関係各課と計画の策定に向け検討を行った。

会議の開催状況は、表-58のとおりである。

表 - 58 会議開催状況

会 議 名		開催回数 (回)
環境審議会		2
環境基本計画連絡会議		1
環境基本計画市民会議	全体会	3
	部会長・副部会長会	3
	生活環境作業部会	5
	自然共生作業部会	5
	循環社会作業部会	6
	温暖化対策作業部会	6
環境基本計画策定会議		1

14. こどもエコクラブ



14. こどもエコクラブ

こどもエコクラブは子どもが誰でも参加できる環境活動クラブで、環境省が地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援している。

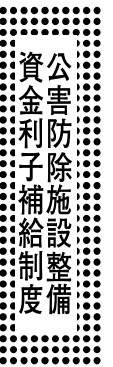
一宮市は事務局として、市内のこどもエコクラブへ情報提供等の支援をした。

平成24年度に一宮市で登録したクラブは、表-59のとおりである。

表 - 59 こどもエコクラブ登録状況

ク ラ ブ 名	クラブ員数(人)
す こ や か ク ラ ブ	3
今 伊 勢 中 ク ラ ブ	811
尾西第三中学校グリーン委員会	16
奥 小 エ コ キ ッ ズ	151
愛知県一宮市立萩原小学校	598
一宮市立浅井中学校	43
6団体	1,622

15. 公害防除施設整備資金利子補給制度



15. 公害防除施設整備資金利子補給制度

一宮市では、中小企業者に対する助成措置として利子補給制度を設けている。

この制度は、公害を防止し、良好な生活環境を保全するため、市が公害防除施設として適当と認めたものに対し、利子の10分の9を助成する制度である。

この助成を受けるためには、小規模企業等振興資金又は(株)日本政策金融公庫の融資を受けることが、前提となっている。

この利子補給実績は、表-60のとおりである。

表 - 60 利子補給実績

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
件 数	1件	1件	1件	1件	0件
金 額	152,645円	101,552円	50,455円	5,914円	0円

一宮市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公害防除施設の整備に必要な資金として、小規模企業等振興資金又は株式会社日本政策金融公庫の融資を受けて公害防除施設の整備を行うものが、金融機関等に支払う利子の一部を当該年度の予算の範囲内で補助する利子補給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この要綱の補助の対象となるものは、市内の工場又は事業場から発生する公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。以下同じ。）を防除するために必要な機械、装置又は工作物の整備その他市長が必要と認める施設の整備（以下「機械の整備」という。）に要する経費を、自己資本によって行うことが困難なため融資を受けたものとする。この場合において、補助対象の適否を審査するため、市長が特に必要があると認めるときは、一宮市公害防除施設整備資金利子補給審査会を設置し、同審査会において審査することができる。

なお、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と緊密な関係を有する者、暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と緊密な関係を有する団体を除く。

(補助に伴う条件)

第3条 利子補給対象額の限度は、小規模企業等振興資金融資制度に定める融資限度額の範囲内とする。

(補助の申込み)

第4条 補助の申込みを希望するものは、あらかじめ公害防除施設整備計画書（様式第1）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 公害防除の具体的な内容を記載した書面（1通）
- (2) 公害防除施設整備工事見積書、仕様書、カタログ、平面図及び配置図（1通）
- (3) 法人については、最近1期分の決算書（1通）
- (4) 前3号のほか、市長が必要と認める書類

2 前項の補助の申込みをしたものは、公害防除の整備が完了した後7日以内に公害防除施設整備完了届（様式第2）を市長に提出しなければならない。

(補助の額)

第5条 補助金の額は、借受人が当該年度中に支払った当該融資（機械等の整備に要する費用に係る部分に限る。以下同じ。）に係る利子（以下「支払利子」という。）の額（借受人と取扱金融機関との間の約定により計算した当該融資に係る利子の額で当該年度中に支払わなければならない額を限度とする。）に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

2 当該工場又は事業所を市外へ移転する場合は、補助対象融資に係る利子の総額（借受人と取扱金融機関との間の約定により計算した当該融資に係る利子の額をいう。）に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）を一括して補助することができる。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、公害防除施設整備資金利子補給補助金交付申請書（様式第3）に補助金計算書（様式第4）及び支払利子実績報告書（様式第5）（当該工場又は事業所を市外へ移転する場合は、当該融資に係る償還表）を添えて3月31日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第6）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付の決定を受けたものは、当該補助金の請求書（様式第7）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（補助金の決定の取り消し等）

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）融資金の返還を命ぜられたとき。

（3）この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

（4）一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者、暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と緊密な関係を有する団体であることが判明したとき。

（準用規定）

第10条 この要綱に定めのない事項については、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18条）の規定を準用する。

（雑 則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項については別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

（一宮市公害防除施設整備資金利子補給審査会要領の廃止）

2 改正前の一宮市公害防除施設整備資金利子補給補助交付要綱の規定によりなされた利子補給は、この要綱の相当規定によりなされた利子補給とみなして、この要綱の規定を適用する。

付 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定の適用については、平成16年4月1日以後に補助金の交付決定がなされたものについて適用し、同日前に補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定の適用については、平成23年4月1日以後に補助金の交付決定がなされたものについて適用し、同日前に補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

16. 公害防止管理者等

16. 公害防止管理者等

概 況

特定工場（表-61）を設置している者（以下「特定事業者」という。）は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年6月10日法律第107号）に基づき、公害防止管理者等を選任し、届出が義務付けられている。

本市における公害防止管理者等選任状況は、表-62のとおりである。

(1) 選 任

○ 公害防止統括者（法第3条）

当該特定工場に係る公害防止に関する業務を統括管理する者である。ただし、常時使用する従業員の数が20人以下である特定工場は選任する必要はない。工場長等の職責にある者が適任で、資格は不要である。

○ 公害防止管理者（法第4条）

当該特定工場において技術的事項に関する業務（騒音・振動関係においては施設の配置の改善、施設の点検等。水質関係においては使用する原材料の検査、施設の点検、測定及び記録、事故時における応急の措置の実施等）を担う。施設の直接の責任者が想定され、公害発生施設の区分ごとに選任し、資格を必要とする。

○ 代理者（法第6条）

公害防止統括者、公害防止管理者等が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う。

○ 公害防止統括者及びその代理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から30日以内にしなければならない。（規則第2条・第10条第1項）

○ 公害防止管理者及びその代理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から60日以内にしなければならない。（規則5条第1項・第10条第2項）

(2) 届出（法第3条第3項・第4条第3項・第6条第2項）

○ 特定事業者は、公害防止統括者、公害防止管理者等を選任したときは、その日から30日以内に届け出なければならない。

表 - 61 騒音・振動・水質・一般粉じん関係の公害防止管理者を選任しなければならない特定工場

製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場	
1 騒音関係 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内にあって、次の施設が設置されている工場 金属加工機械のうち （1）機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） （2）鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	
2 振動関係 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内にあって、次の施設が設置されている工場 金属加工機械のうち （1）液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る。） （2）機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） （3）鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	
3 水質関係 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第1条の規定による公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透にあって、同法第2条第2項の規定による特定施設のうち汚水等排出施設（汚水又は廃液を排出する施設）が設置されている工場の中で、次の施設が設置されている工場	
水質関係第1種	水質関係有害物質発生施設（令別表第1）で、排出水量が10,000m ³ ／日以上に設置されるもの
水質関係第2種	水質関係有害物質発生施設（令別表第1）で、排出水量が10,000m ³ ／日未満の工場、又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの
水質関係第3種	水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が10,000m ³ ／日以上に設置されるもの
水質関係第4種	水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が1,000m ³ ／日以上10,000m ³ ／日未満の工場に設置されるもの
4 一般粉じん関係 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第10項に規定する「一般粉じん発生施設」が設置されている工場	

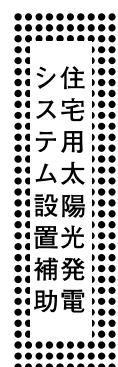
表 - 62 公害防止管理者等選任状況

平成25年3月31日現在

業種	特定工場数	公害防止者		公害防止						管理者			
		本人	代理人	騒音	関係		振動		関係		水質	関係	
					本人	代理人	本人	代理人	本人	代理人		本人	代理人
総計	22	9	9	16	16	18	18	4	4	0	0	0	0
9 食品製造業	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
14 家具・装備品製造業	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
25 金属製品製造業	10	2	2	4	2	4	2	3	3	0	0	0	0
26 一般機械器具製造業	4	3	3	3	2	4	3	0	0	0	0	0	0
30 輸送用機械器具製造業	6	2	2	5	1	5	1	0	0	0	0	0	0

- ※ 1 業種は日本標準産業分野の中分類による
 2 総計の上段数字は該当する特定工場数
 3 総計の下段数字は選任されている特定工場数

17. 住宅用太陽光発電システム設置補助



住宅用太陽光
発電システム
設置補助

17. 住宅用太陽光発電システム設置補助

住宅用太陽光発電システム設置補助は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、平成19年度から、自ら居住する住宅にシステムを設置する者に対し、経費の一部を補助するものである。

平成24年度の補助金額は、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（上限4kw）に2万円を乗じた額である。

表 - 63 補助実績

	22 年 度	23 年 度	24 年 度
件 数	868件	937件	912件
補助額	62,177,000円	68,924,000円	67,417,000円

一宮市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において一宮市住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「補助対象システム」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 電力会社と電力受給契約を締結していること。
- (2) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（補助対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（キロワット表示で少数点以下2桁未満を四捨五入した値とする。）が10キロワット未満であること。
- (3) 設置前において使用に供されたものでないこと。
- (4) 太陽電池の出力を監視する等により、起動及び停止等に関して全自動運転（自動起動・自動停止）を行う機能を有するものであること。
- (5) 別表に定める技術要件に適合するものであること。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。ただし、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と緊密な関係を有する者を除く。

- (1) 自ら居住し、又は居住予定である市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に補助対象システムを新たに設置する者
 - (2) 市内において自ら居住するため、建売住宅供給者から対象システム付き新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入しようとする者
- 2 補助対象システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象システムの設置に要する費用のうち別表に掲げる費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1キロワット当たり2万円に、補助対象システムを構成する太陽光発電モジュールの公称最大出力の合計値（キロワット表示で少数点以下2桁未満を四捨五入した値（その値が4キロワットを超える場合にあっては、4キロワット）とする。）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第2項の規定により、補助対象システムに係る設置工事の着手前（建売住宅を購入する場合は当該住宅の引渡し前）に、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電システム設置計画書（様式第2）
- (2) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は補助対象システム設置工事に係る見積書の写し
- (3) 補助対象システムを設置しようとする住宅の所在地を示した地図
- (4) 補助対象システム設置予定場所の工事着手前（建売住宅の場合は引渡し前）の現況が確認できるカラー写真
- (5) 建売住宅の場合は建築確認済証の写し
- (6) その他市長が必要と認めたもの

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定日以後に新築及び既築の場合は補助対象システムの工事に着手することが、又は建売の場合は対象システムを設置された建物の引渡しを受けることができる。

第8条 削除

(計画変更等の承認)

第9条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに住宅用

太陽光発電システム設置補助金計画変更承認申請書（様式第5）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、計画変更により補助金の交付申請額を増額することはできない。

- 2 市長は、住宅用太陽光発電システム設置補助金計画変更承認申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金変更決定通知書（様式第6）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助対象システムの設置を完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置補助事業実績報告書（様式第7）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、対象システム設置の完了日から起算して30日目が閉庁日の場合はそれ以降直近の開庁日までに報告しなければならない。また該当年度の3月31日が閉庁日の場合は、当該年度の最後に到来する開庁日までに報告しなければならない。

- （1）住宅用太陽光発電システム概要書（様式第8）
- （2）補助対象システムの設置費に係る領収書の写し
- （3）申請時の見積書と金額が異なる場合は内訳書の写し
- （4）電力会社との電力受給契約の締結に関する通知の写し
- （5）製造者または製造者を代行できる業者の発行する設置枚数分の製造番号と太陽電池モジュール出力が明記された未使用品であることが確認できる、出力対比表の写し
- （6）補助対象システムの設置場所と設置状態が確認できるカラー写真（設置した太陽電池モジュールすべてが確認出来るものを含めること）
- （7）システム配置図
- （8）住民票の写し
- （9）その他市長が必要と認めたもの

2 前項の完了日とは、次に掲げる日のうちで、いずれか遅い日とする。

- （1）電力会社との系統連系・受給開始日
- （2）発電システム設置工事に係る支払が完了した日
（交付金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、

又は必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付額確定通知書（様式第9）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

（取得財産の管理及び処分）

第13条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第17条第1項の規定により、補助対象者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、又は貸し付けてはならない。

3 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ住宅用太陽光発電システム設置補助金処分承認申請書（様式第11）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象システムを処分する場合は、事後の提出でよいものとする。

4 補助対象者は、取得財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

（補助金の決定の取消し等）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）第10条第1項に規定する住宅用太陽光発電システム設置補助事業実績報告書（様式第7）を同項に規定する期限までに提出しないとき。

(4) この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(5) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(協 力)

第15条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて売電量及び買電量データの提供その他の協力を求めることができる。この場合において、補助対象者は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

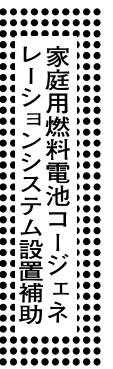
付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

補助対象経費	技 術 要 件
太陽電池モジュール	財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの又はそれに準ずる製品であることを製造事業者が証明したもの
架台	住宅に設置される場合には、架台だけでなく太陽電池モジュールも含めた太陽電池アレイとして据え、当該建築物においては太陽電池アレイを含めて建築基準法に準拠した設計がなされているもの
接続箱・直流側開閉器	電気設備の技術基準及び内線規定（J E A C 8001）に準拠しているもの
インバーター・保護装置	系統連系技術要件ガイドラインに基づく任意認証制度の技術基準に準拠しているもの又はその地域を電力供給区域とする電力会社が個別に認めるもの
発生電力量計	太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるもの
余剰電力販売用電力量計	太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電力会社の仕様に適合するもの
配線・配線器具の購入・据付	
工事に関する費用	工事・施工については、電気設備の技術基準及び内線規定（J E A C 8001）に準拠していること

18. 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助



18. 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、平成23年度から、自ら居住する住宅にシステムを設置する者に対し、経費の一部を補助するものである。

平成24年度の補助金額は、1件あたり定額7万円である。

表 - 64 補助実績

	23 年 度	24 年 度
件 数	20件	35件
補助額	1,400,000円	2,450,000円

一宮市家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを設置する者に対し、予算の範囲内において一宮市家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となる家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（以下「補助対象システム」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 設置予定の補助対象システムが、一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定した補助対象システムであること。
- (2) 設置前において使用に供されたものでないこと。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と緊密な関係を有する者を除く。

- (1) 自ら居住し、又は居住予定である市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に補助対象システムを新たに設置する者
- (2) 市内において自ら居住するため、建売住宅供給者から対象システム付き新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入しようとする者

2 補助対象システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1基につき定額7万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第2項の規定により、補助対象システムに係る設置工事の着手前（建売住宅を購入する場合は当該住宅の引渡し前）に、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置計画書（様式第2）
- (2) 工事請負契約書又は補助対象システム設置工事に係る見積書の写し
- (3) 補助対象システムを設置しようとする住宅の所在地を示した地図
- (4) 補助対象システム設置予定場所の工事着手前（建売住宅の場合は引渡し前）の現況が確認できるカラー写真
- (5) 新築建売住宅に設置する場合は建築確認済証の写し
- (6) その他市長が必要と認めたもの
（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定日以後に新築及び既築の場合は補助対象システムの工事に着手すること（建売住宅の場合は対象システムを設置された建物の引渡しを受けること）ができる。
（計画変更等の承認）

第7条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金計画変更承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金計画変更承認申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金変更決定通知書（様式第5）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助対象システムの設置を完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助事業実績報告書（様式第6）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、対象システム設置の完了日から起算して30日目が閉庁日の場合はそれ以降直近の開庁日までに報告しなければならない。また該当年度の3月31日が閉庁日の場合は、当該年度の最後に到来する開庁日までに報告しなければならない。

ない。

- (1) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム概要書（様式第7）
- (2) 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し
- (3) 申請時の見積書又は契約書と金額が異なる場合は内訳書の写し
- (4) 補助対象システムの保証書の写し（日付及び販売会社名が記載されているもの）
- (5) 次に挙げるカラー写真
 - ・ 設置場所と設置状態が確認できるシステムの全景
 - ・ 燃料電池ユニットの品名番号と製造番号（銘板）の拡大写真
 - ・ 貯湯ユニットの品名番号と製造番号（銘板）の拡大写真
- (6) 住民票の写し
- (7) その他市長が必要と認めたもの

2 前項の完了日とは、次に掲げる日のうちで、いずれか遅い日とする。

- (1) 補助対象システム設置工事に係る支払が完了した日
- (2) 補助対象システムの保証書に記載される保証の開始日
(交付金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付額確定通知書（様式第8）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付請求書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

（取得財産の管理及び処分）

第11条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業の完了日から6年間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、又は貸し付けてはならない。

3 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金処分承認申請書（様式第10）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象システムを処分する場合は、事後の提出でよいものとする。

4 補助対象者は、取得財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

（補助金の決定の取消し等）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）第8条第1項に規定する家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助事業実績報告書（様式第6）を同項に規定する期限までに提出しないとき。

（4）この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

（5）一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

（協 力）

第13条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて電気使用量及びガス使用量の提供その他の協力を求めることができる。この場合において、補助対象者は、これに協力するよう努めなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

参 考 资 料

参
考
资
料

一宮市環境基本条例

平成16年3月24日
条例第19号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条－第21条）

第3章 地球環境保全の推進のための施策（第22条・第23条）

第4章 一宮市環境審議会（第24条－第29条）

付則

私たちのまち一宮市は、本州のほぼ中央の濃尾平野中央部に位置し、木曾川をはじめとする幾筋もの河川が織り成す豊かな自然といにしえからの歴史に恵まれ、先人たちの長年の努力により、産業を興し、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、今日の都市化の進展や生活様式の変化は、資源やエネルギーを大量に消費し、様々な環境への負荷を与えてきた。その結果、環境問題は、ますます複雑化、多様化し、環境への影響は、地域にとどまらず、地球的規模に広がり、将来の世代にわたる問題として認識されるに至った。

もとより、私たちは、良好な環境のもとで、安心、安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を守り育て、健全な状態で将来の世代に引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識のもとに、市、事業者及び市民がそれぞれの自覚と責任において、相互の協力により、持続的発展が可能な社会を目指すとともに、安全で快適な魅力あふれる環境都市を実現するため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに一宮市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活が将来にわたって確保されることを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境の保全等 安全で快適な生活環境や良好な自然環境を維持するとともに、適切に環境の向上を図るため、環境にやさしい快適な生活空間を作り出すことをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (3) 市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。

(4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全等について配慮するものとする。

3 市は、率先してその活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、市、事業者及び市民が協働して総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 市民の健康が保持され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 緑地、水辺等における自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて体系的に保全すること。

- (3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある都市景観の創出及び保全並びに歴史的文化遺産の保護及び活用を図ること。
- (4) 環境に配慮した生活様式の定着を図ること。
- (5) エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量を促進すること。
- (6) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定及び変更)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、一宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全等に関する施策
- (3) 環境の保全等に関する行動指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ一宮市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境基本計画の推進)

第9条 市長は、環境基本計画の推進に当たっては、十分な進行管理のもと、継続的な計画の見直しや改善を図りながら、実効性を確保するとともに、その内容を総合的かつ計画的に推進し、掲げられた各施策の目標の実現を図らなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全等を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備等)

第11条 市は、環境の保全等に資する施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の利用の促進及び適正な管理に努めるものとする。

(エネルギーの有効利用等の促進)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等によるエネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第13条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の参加の機会の確保)

第14条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習の推進)

第15条 市は、市民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、それに関する活動が促進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の支援)

第16条 前条に定めるもののほか、市は、市民等による環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を収集するとともに、その情報を市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第18条 市は、環境の保全等に資するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を的確に把握するため、環境に係る監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第20条 市は、市の区域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等のため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第21条 市は、環境政策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第22条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第23条 市は、国等と連携し、環境の保全等に関する技術及び情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 一宮市環境審議会

(一宮市環境審議会の設置)

第24条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、一宮市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第25条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する18人以内の委員で組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(審議会の運営に関する事項)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章並びに次項及び付則第3項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年4月1日（以下「施行日」という。）以後最初に策定される環境基本計画に対する第8条第4項の規定の適用については、同項中「一宮市環境審議会」とあるのは、「一宮市環境基本計画策定審議会の設置に関する条例（平成14年一宮市条例第26号）に規定する一宮市環境基本計画策定審議会」と読み替えるものとする。
- 3 第28条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される審議会の会議は、市長が招集する。

付 則（平成18年9月29日条例第49条）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の一宮市環境基本条例（以下「新条例」という。）第25条の規定により新たに選任される委員の任期は、新条例第26条の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に改正前の一宮市環境基本条例の規定により選任されている委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

付 則（平成22年3月26日条例第17条）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年6月29日条例第21号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第25条の規定により新たに委嘱される委員（当該委員の欠員による後任者を含む。）の任期の終期については、改正後の第26条の規定にかかわらず、平成24年3月31日とする。

一宮市環境審議会の運営に関する規則

平成18年9月29日
規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、一宮市環境基本条例（平成16年一宮市条例第19号）第29条の規定に基づき、一宮市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 審議会には、専門的な見地から審議事項を検討させるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、部会での検討結果を審議会に報告しなければならない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に招集される部会の会議は、会長が招集する。

一宮市公害対策協議会設置規程

昭和45年9月28日
規程第9号

(目的)

第1条 市民の健康と快適な生活環境の保全を考慮して、その対策を協議するため、一宮市公害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 協議会は、公害防止及びその対策に関して前条の目的達成のために次の事項を協議する。

- (1) 公害防止の対策、指導に関する事。
- (2) 公害防止の調査、研究に関する事。
- (3) 公害防止の思想の高揚に関する事。
- (4) その他公害に関して必要と認めた事。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係業界の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係官公署の代表者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 副会長は、副市長をもってあてる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(専門部会)

第6条 会長は、公害に関する専門の事項を調査協議するため、必要があるときは協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指定する委員をもって組織する。

3 部会には、前項の委員のほか、必要に応じて専門知識を有する者のうちから会長が委嘱する。

(庶務)

第7条 協議会の事務は、環境部環境保全課において処理する。

2 協議会の事務処理をさせるために主事を置く。

(運営その他必要事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に基づく公害に関する委員会または附属機関を設立するときは効力を失なう。

付 則（昭和45年11月9日規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年9月27日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年3月27日訓令第4号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月28日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

一宮市公害対策協議会委員名簿

(H25.12.1現在)

(順不同)

会 長 谷 一 夫 一宮市長
副会長 山 口 善 司 一宮副市長

(市議会議員)

委 員 野 村 直 弘
〃 竹 山 聡
〃 神 戸 健太郎
〃 森 利 明
〃 高 木 宏 昌
〃 浅 野 清 二
〃 井 上 文 男
〃 尾 関 宗 夫
〃 西 脇 保 廣
〃 浅 井 俊 彦
〃 渡 辺 宣 之
〃 倉 石 義 夫

(関係業界の代表者)

委 員 早 川 隆 雄 尾西毛織工業協同組合理事長
〃 梶 田 廣 英 一宮金属工業会会長
〃 吉 田 達 弘 尾西建設協同組合理事長
〃 今 枝 桂 一宮市農業委員会会長
〃 今 枝 桂 愛知西農業協同組合代表理事組合長
〃 赤 尾 剛 正 木曾川漁業協同組合代表理事組合長

(学識経験者)

委員	豊島半七	一宮商工会議所会頭
〃	田嶋清智	一宮市町会長連区代表者連絡協議会会長
〃	森川昌樹	一宮市公民館長連絡協議会会長
〃	野口良樹	一宮市医師会会長
〃	杉本重雄	一宮地区薬剤師会会長
〃	佐々木澄和	連合愛知尾張西地域協議会代表
〃	堀部恵美子	一宮市地域女性団体連絡会会長

(関係官公署の代表者)

委員	石川康夫	一宮警察署長
〃	福井恒司	一宮建設事務所長
〃	伊藤裕通	一宮労働基準監督署長
〃	服部宏之	尾張農林水産事務所一宮支所長
〃	酒井秀雄	尾張県民事務所環境保全課長

一宮市公害対策会議要綱

(設 置)

第1条 公害に関する連絡、協議及び調査研究を行い、その対策を樹立し、もって公害処理の円滑な推進を図るため、一宮市公害対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項の実施について協議する。

- (1) 公害の発生防止対策に関すること。
- (2) 公害対策に関する連絡調整及びその推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公害対策に関し必要なこと。

(組 織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には副市長、副会長には環境部長をもって充てる。
- 3 委員には、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(幹 事)

第4条 会議に幹事を置き、第2条に規定する事務の予備的調査研究及び資料の収集を行う。

- 2 幹事には、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(招 集)

第5条 会議及び幹事の招集は、必要に応じて随時会長が行う。

- 2 会長は、必要に応じて、別表第2の幹事以外の者を招集することができる。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

付 則

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

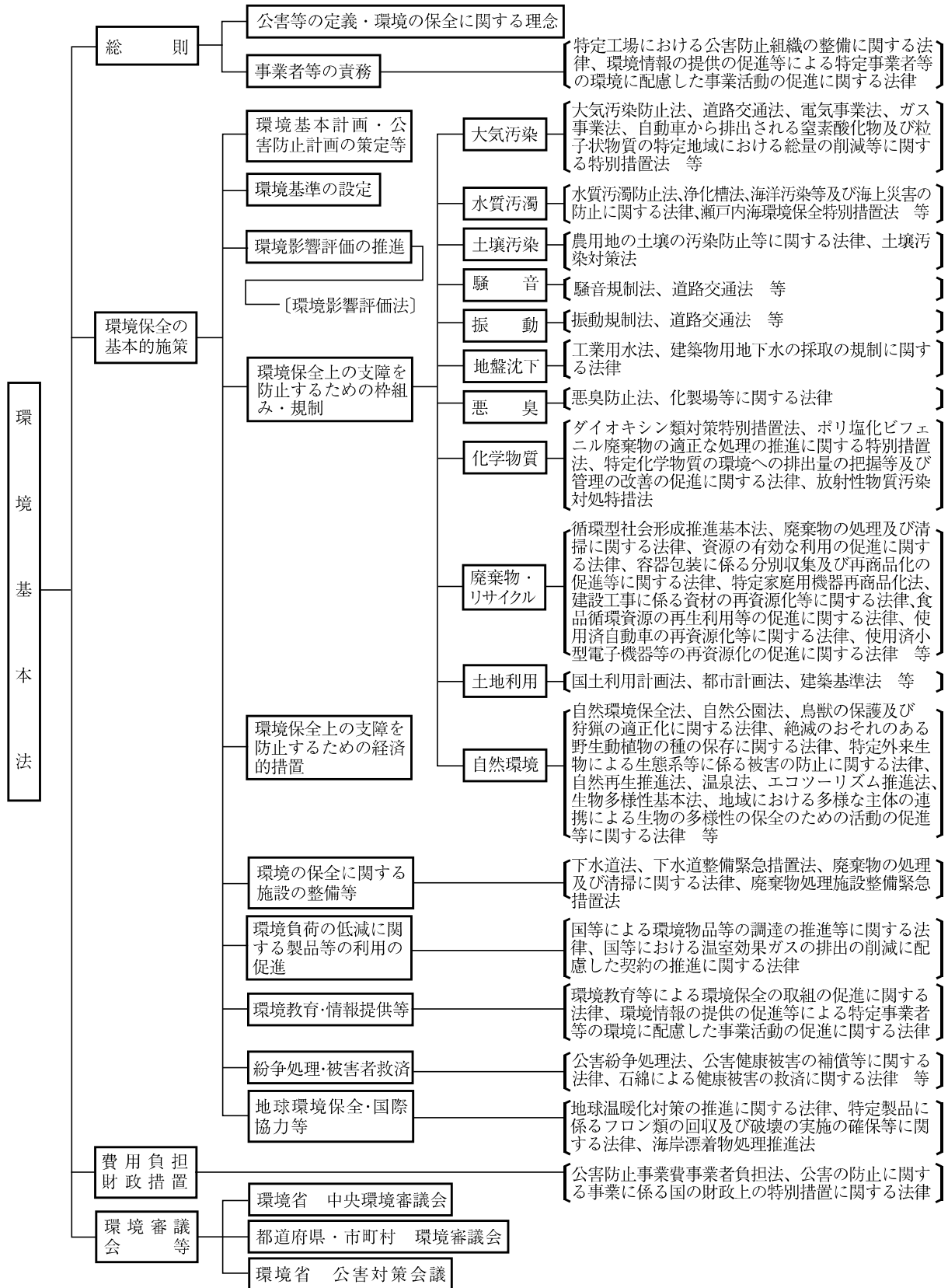
別表第 1（第 3 条関係）

総務部長 市民福祉部長 経済部長 建設部長 教育長 水道事業等管理者

別表第 2（第 4 条、第 5 条関係）

健康づくり課長 清掃対策課長 施設管理課長 浄化課長 経済振興課長
農業振興課長 まちづくり課長 公園緑地課長 維持課長 建築指導課長
教育委員会総務課長 下水道建設 1 課長 施設保全課長

環境法の体系



公害関係の主な基準について

騒音・振動に係る基準

工場・事業場に係る規制基準

騒音の規制基準

時間区分 地域区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	8:00~19:00	6:00~ 8:00 19:00~22:00	22:00~6:00
第1種低層住居専用地域	デシベル	デシベル	デシベル
第1種中高層住居専用地域	45	40	40
第2種低層住居専用地域			
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域	50	45	40
第2種住居地域			
標準住居地域			
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
近隣商業地域	65	60	50
商業地域			
準工業地域			
工業地域	70	65	60
工業専用地域	75	75	70

振動の規制基準

時間区分 地域区分	昼 間	夜 間
	7:00~20:00	20:00~7:00
第1種低層住居専用地域	デシベル	デシベル
第1種中高層住居専用地域	60	55
第2種低層住居専用地域		
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域	65	55
第2種住居地域		
標準住居地域		
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
近隣商業地域	65	60
商業地域		
準工業地域		
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70

- I 騒音関係では、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域内、振動関係では、工業地域及び工業専用地域内の学校、病院、診療所、図書館及び保育所等の敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。
- II 第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に接する工業地域及び工業専用地域の境界線から内側50m範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

建設作業に係る規制基準

規制の種別	地域の区分	騒音	振動
		1. くい打機等を使用する作業 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業 4. 空気圧縮機を使用する作業 5. コンクリートプラント等を設けて行う作業 6. バックホウを使用する作業 7. トラクターショベルを使用する作業 8. ブルドーザーを使用する作業 9. 鉄筋コンクリート造り等の建造物を解体・破壊する作業 10. コンクリートミキサー車を用いる作業 11. コンクリートカッターを使用する作業 12. ブルドーザー・バックホウ等を用いる作業 13. ロードローラー等を用いる作業	1. くい打機等を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物等を破壊する作業 3. 舗装板破碎機を使用する作業 4. ブレーカーを使用する作業
基準値	①②③	85デシベル	75デシベル
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと	
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

- (注) 1. 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
 2. 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
 3. ①地域とは第1種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域及び準工業地域並びに工業地域・工業専用地域内の学校・病院・診療所・保育所・図書館・特別養護老人ホームの敷地周囲80mの区域と都市計画区域で用途地域の定められていない地域及び都市計画区域外の地域である。
 ②地域とは工業地域(①地域の区域を除く)である。
 ③地域とは工業専用地域(①地域の区域を除く)である。

一般騒音に係る環境基準

地域の区分及び類型	道路に面する地域以外の地域				道路に面する地域		特 例
	AA	A	B	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	幹線交通を担う道路に近接する空間
基準値	昼間	50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下	70デシベル以下 *45デシベル以下
	夜間	40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下 *40デシベル以下
該 当 地 域	該 当 な し		第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域		
達 成 期 間	環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。				既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。 ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるように努めるものとする。 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては上記にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとする。		
備 考	<p>1 地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p> <p>2 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで</p> <p>3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。）</p> <p>4 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。</p>						

〔新たな環境基準について〕

平成10年9月に騒音に係る新たな環境基準が環境庁から告示され、平成11年4月に施行された。新たな環境基準の主なポイントは次のとおりである。

- ① 騒音の評価手法が、これまでの騒音レベルの中央値（L₅₀）から、等価騒音レベル（L_{Aeq}）に変更された。
等価騒音レベル（L_{Aeq}）は変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値のことで、住民反応との対応が良好で、国際的にも広く採用されている。
- ② 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うこととされた。
 - ・ 道路に面する地域以外の地域
原則として、一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価
 - ・ 道路に面する地域
原則として、一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価
- ③ 道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として別に基準値が定められるとともに、屋内へ透過する騒音に係る基準値が示された。

航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)

環境基本法第16条による騒音に係る環境上の条件につき生活環境を保全し、人の健康に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は次のとおりとする。

環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県が指定する。Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

1 県営名古屋空港・岐阜飛行場の航空機騒音に係る環境基準（昭和52年4月30日県告示第483号）

地域の類型	基準値	該 当 地 域	
Ⅰ	70W E C P N L 以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	1 県営名古屋空港（愛知県西春日井郡豊山町豊場）の位置を示す標点（北緯35度15分06秒、東経136度55分39秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「名古屋中心線」という。）と直角方向に東方5km、西方4kmの点を通る名古屋中心線との平行線、標点から名古屋中心線上に南方へ18kmの点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によって囲まれる地域。ただし、県営名古屋空港の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く。
Ⅱ	75W E C P N L 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	2 岐阜飛行場（岐阜県各務原市那加町）の位置を示す標点（北緯35度23分28秒、東経136度52分21秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「岐阜中心線」という。）と直角方向に南方6km、北方1kmの点を通る岐阜中心線との平行線、標点から岐阜中心線上に東方へ13kmの点を通る岐阜中心線との垂線及び名古屋中心線と直角方向に東方へ5kmの点を通る名古屋中心線との平行線によって囲まれる愛知県内の地域。ただし、河川区域及び工業専用地域を除く。

2 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準（平成18年3月31日 県告示第305号）

地域の類型	基準値	該 当 地 域
I	70WECPNL 以下	常滑市、弥富市、飛鳥村、南知多町及び美浜町の区域。ただし、空港島の区域、河川区域及び工業専用地域を除く。

達成期間

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。

この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標	
新設飛行場		直ちに		
既設飛行場	第3種空港及びこれに準ずるもの			
	第2種空港	A	5年以内	
	名古屋空港はここに該当（福岡空港は除く。）	B	10年以内	5年以内に85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
	新東京国際空港			
第1種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港		10年を超える期間内に可及的速やかに	1. 5年以内に85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2. 10年以内に75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とする。	

備考

1. 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
2. 第2種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
3. 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するために期間は、環境基準が定められた日から起算する。

※ WECPNL（加重等価騒音レベル……1日の航空機の総音量を示す単位）
航空機騒音を評価するため国際的に採用された単位、1日に観測されたすべての航空機について1機ずつの騒音量を加え、さらに感覚的な不快感や昼夜別の時間帯なども加味して評価量にする。たとえば、深夜の1回の飛行は昼間の10回に相当する形で平均、通称“うるさい指数”といわれている。

自動車騒音の限度

1 要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a区域及びb区域のうち1車線以上の車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考 区域の区分

第 a 区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

第 b 区域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

第 c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路の近接する区域に係る限度の特例

昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
75デシベル	70デシベル

- (注) 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
 2 近接する区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から20メートル

2 測定方法等

- (1) 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
- (2) 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。

- (3) 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
- (4) 騒音の評価手法は、等価騒音 (L_{Aeq}) レベルによるものとする。
- (5) 騒音の測定方法は、原則として、日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間（道路の敷地の境界線を含む。）の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りでない。
- (6) 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。
- (7) 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

道路交通振動の限度

1 要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (7:00~20:00)	夜間 (20:00~7:00)
1	第1種区域	65デシベル	60デシベル
2	第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考 区域の区分

第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第2種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

2 測定方法等

- (1) 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- (2) 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- (3) 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
- (4) 振動の測定方法は、次のとおりとする。

① 振動ピックアップの設置場所は次のとおりとする。

- イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

② 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で、当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	三デシベル	四デシベル	五デシベル	六デシベル	七デシベル	八デシベル	九デシベル
補正値	三デシベル	二デシベル		一デシベル			

- (5) 振動レベルは、5秒間隔・100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値（L10）を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」

(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)

(1) 地域の類型ごとの基準値

地域の類型	用途地域	基準値	達成期限
I	・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70 dB以下	昭和60年7月28日
	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域		

(2) 基準値の測定・評価方法

ア 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。

イ 測定は、屋外において原則として地上1.2mの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。

ウ 評価は、アのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

2 環境基準達成期限以降の当面の目標

(1) 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成について」

(昭和60年10月21日環大企第659号)

対象となる地域	当面の目標	達成期限
住宅が集合する地域	75デシベル以下となるよう努めること	住宅密集地域が連続する地域においては、5年以内を目途に対策を完了するよう努めること(平成2年度末)。

(2) 「新幹線鉄道騒音に係る75デシベル対策の達成状況について」

(平成4年3月19日環大企第79号)

ア 東海道新幹線沿線の住宅密集地域が連続する地域のうち、75デシベル以下を達成することができなかった地域にあっては、平成5年度末までに75デシベル以下とすること。

イ 東海道新幹線沿線の住宅が集合する地域で、75デシベルを超える地域にあっては、平成8年度末を目途に75デシベル以下にすること。

(3) 「新幹線鉄道騒音に係る75デシベル対策の達成状況について」

(平成10年3月31日環大一第35号)

ア 東海道新幹線沿線の住宅集合地域に準じる地域のうち75デシベルを超える地域にあっては、平成14年度末を目途に75デシベル以下とするとともに、その他の地域についても環境基準の達成に向けて対策の実施に努めること。

大気汚染に係る基準

大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件	達成期間	適用除外
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	維持されまたは原則として5年以内（昭和53年度当初）において達成されるよう努めるものとする。	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内（昭和60年度当初）とする。 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。	
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。		
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。		

備考

- 1.浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 2.光化学オキシダントとは、オゾン(O₃)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

環境基準の評価方法

1 二酸化硫黄(SO₂) [長期的評価]

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

2 二酸化窒素(NO₂) [長期的評価]

年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。

3 一酸化炭素(CO) [長期的評価]

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

4 浮遊粒子状物質(SPM) [長期的評価]

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m³以下にであること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

5 光化学オキシダント(Ox) [短期的評価]

年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

6 微小粒子状物質(PM_{2.5}) [長期的評価]

1年平均値及び1日平均値のうちの98パーセントイル値で評価する。

水質汚濁に係る基準

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

	利用目的の 適 応 性	基 準				値
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大 腸 菌 群 数
AA	水 道 1 級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以 下	25mg/ℓ 以 下	7.5mg/ℓ 以 上	50MPN/100mℓ 以下
A	水 道 2 級 水 産 1 級 水 浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以 下	25mg/ℓ 以 下	7.5mg/ℓ 以 上	1,000MPN/100mℓ 以下
B	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以 下	25mg/ℓ 以 下	5mg/ℓ 以 上	5,000MPN/100mℓ 以下
C	水 産 3 級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以 下	50mg/ℓ 以 下	5mg/ℓ 以 上	
D	工業用水2級 農 業 用 水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以 下	100mg/ℓ 以 下	2mg/ℓ 以 上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以 下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/ℓ 以 上	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。） 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。（湖沼もこれに準ずる。） 3 省 略						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

　　〳 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

　　〳 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

　　〳 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

　　〳 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

　　〳 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

　　〳 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/ℓ 以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ 以下
六 価 ク ロ ム	0.05mg/ℓ 以下
砒 素	0.01mg/ℓ 以下
総 水 銀	0.0005mg/ℓ 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ℓ 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004mg/ℓ 以下
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1mg/ℓ 以下
シス - 1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04mg/ℓ 以下
1, 1, 1 - トリククロロエタン	1mg/ℓ 以下
1, 1, 2 - トリククロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
トリククロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
テトラククロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
1, 3 - ジククロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ 以下
シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/ℓ 以下
ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ 以下
セ レ ン	0.01mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
ふ っ 素	0.8mg/ℓ 以下
ほ う 素	1mg/ℓ 以下
1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05mg/ℓ 以下
備 考	
1	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2	「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回るという。
3	海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4	省 略

底質の暫定除去基準(河川および湖沼)

物質の種類	基準値
水銀	25ppm以上
P C B	10ppm以上
<p>備考</p> <p>底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は「底質調査方法」(昭和50年10月28日付環水管第120号、以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあつては、それぞれのメッシュの通常四つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあつては隣り合う二点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度とし、それぞれの平均濃度において判定する。</p> <p>なお、その測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。</p>	

環境省令で定める排水基準（一律基準）

健康項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L(注)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

(注) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

生活環境項目

生活環境項目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6 以下、海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8 mg/L)
備 考	
<p>1 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>2 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>3 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>4 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p>	

土壤汚染に係る基準

土壤の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カ ド ミ ウ ム	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと
有 機 燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液10につき0.01mg以下であること
六 価 ク ロ ム	検液10につき0.05mg以下であること
砒 素	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
総 水 銀	検液10につき0.0005mg以下であること
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液10につき0.02mg以下であること
四 塩 化 炭 素	検液10につき0.002mg以下であること
1, 2-ジクロロエタン	検液10につき0.004mg以下であること
1, 1-ジクロロエチレン	検液10につき0.02mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液10につき0.04mg以下であること
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液10につき1mg以下であること
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液10につき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液10につき0.03mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液10につき0.01mg以下であること

1, 3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること
<p>備考</p> <p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg、及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p>	

指定基準

特定有害物質の種類	土 壤 溶 出 量 基 準	土 壤 含 有 量 基 準
四塩化炭素	検液 1 l につき0.002mg以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	検液 1 l につき0.004mg以下であること。	
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 l につき0.02mg以下であること。	
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 l につき0.04mg以下であること。	
1,3-ジクロロプロパン	検液 1 l につき0.002mg以下であること。	
ジクロロメタン	検液 1 l につき0.02mg以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき0.01mg以下であること。	
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 l につき1mg以下であること。	
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 l につき0.006mg以下であること。	
トリクロロエチレン	検液 1 l につき0.03mg以下であること。	
ベンゼン	検液 1 l につき0.01mg以下であること。	
カドミウム及びその化合物	検液 1 l につきカドミウム0.01mg以下であること。	土壌 1 kgにつきカドミウム 150mg以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 l につき六価クロム0.05mg以下であること。	土壌 1 kgにつき六価クロム 250mg以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌 1 kgにつき遊離シアン 50mg以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 l につき水銀0.0005mg以下であり、 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1 kgにつき水銀 15mg以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1 l につきセレン0.01mg以下であること。	土壌 1 kgにつきセレン 150mg以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1 l につき鉛0.01mg以下であること。	土壌 1 kgにつき鉛 150mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 l につき砒素0.01mg以下であること。	土壌 1 kgにつき砒素 150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 l につきふっ素0.8mg以下であること。	土壌 1 kgにつきふっ素 4000mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 l につきほう素1mg以下であること。	土壌 1 kgにつきほう素 4000mg以下であること。
シマジン	検液 1 l につき0.003mg以下であること。	
チオベンカルブ	検液 1 l につき0.02mg以下であること。	
チウラム	検液 1 l につき0.006mg以下であること。	
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	

悪臭に係る基準

(1) 敷地境界線における規制基準 (1号規制)

(単位：ppm)

規制地域の区分 悪臭物質の種類	第 1 種 地 域	第 2 種 地 域	第 3 種 地 域
ア ン モ ニ ア	1	2	5
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002	0.004	0.01
硫 化 水 素	0.02	0.06	0.2
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05	0.2
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03	0.1
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	0.02	0.07
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.05	0.1	0.5
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05	0.1	0.5
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.03	0.08
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02	0.07	0.2
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.02	0.05
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003	0.006	0.01
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	4	20
酢 酸 エ チ ル	3	7	20
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1	3	6
ト ル エ ン	10	30	60
ス チ レ ン	0.4	0.8	2
キ シ レ ン	1	2	5
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.07	0.2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002	0.006
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002	0.004
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004	0.01

(2) 煙突等の排出口における規制基準 (2号規制)

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象であり、その規制基準は、次の換算式によって得られた排出口からの悪臭物質の排出量

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q : 悪臭物質の排出量 (Nm³/h)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : 敷地境界線の基準値 (ppm)

(補正された排出口の高さが5m未満となる場合は適用されない。)

(3) 排出口からの排出水中における規制基準 (3号規制)

メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルが規制対象であり、その規制基準は、次の表に示す排出水中の悪臭物質の濃度

(単位 : mg/l)

物質名	地域区分	$Q \leq 10^{-3}$	$10^{-3} < Q \leq 10^{-1}$	$10^{-1} < Q$
メチルメルカプタン	第1種地域	0.03	0.007	0.002
	第2種地域	0.06	0.01	0.003
	第3種地域	0.2	0.03	0.007
硫化水素	第1種地域	0.1	0.02	0.005
	第2種地域	0.3	0.07	0.02
	第3種地域	1	0.2	0.05
硫化メチル	第1種地域	0.3	0.07	0.01
	第2種地域	2	0.3	0.07
	第3種地域	6	1	0.3
二硫化メチル	第1種地域	0.6	0.1	0.03
	第2種地域	2	0.4	0.09
	第3種地域	6	1	0.3

※Q (単位 : m³/s) は事業場の敷地外に排出される排出水の量を表す。

公害関係の用語

- 公害：環境基本法において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。同法でいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- 環境基準：典型7公害のうち大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音に係る環境上の条件について人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準をいう。
- 規制基準：公害を防止するため事業者が守るべき基準をいう。
- 環境アセスメント制度：環境に著しい影響を及ぼすおそれのある相当規模以上の開発事業を実施する場合、それによる環境の汚染や破壊などを未然に防止するため、事業者が事前に地域住民、知事及び市町村長の意見などを十分聴き調査予測及び評価を行う手続をする制度。
- 総量規制：濃度規制に対する規制方式。ある地域において環境保全上許容出来る汚染負荷量の総量をその地域の環境容量として設定し、その環境容量の範囲内で汚染物質の総排出量を、各発生源に合理的に配分する規制方式。

[大気汚染関係]

- 一酸化炭素(CO)：有機物が不完全燃焼した際に発生する炭素の酸化物。主に自動車の排気ガス等から排出され、交通の頻繁な道路や交差点近くで高濃度の汚染がみられる。人体に対する作用としては、血液中のヘモグロビンと結合して体内の酸素運搬作用を阻害し、急性毒性としてはまず頭痛、目まい、耳鳴り等をおこし、更にひどくなると意識障害を招き、麻痺状態に陥り、遂には死に至ると言われている。

- 窒素酸化物(NO_x)：大気汚染の原因となるものは一酸化窒素と二酸化窒素で、主に石炭、石油等の燃料が高温下で燃焼する際に発生する。主な発生源は工場と自動車の排ガスである。また、紫外線の作用を受けて炭化水素と反応し、特殊な気象条件の下で光化学スモッグを発生させている。健康に対する影響は、二酸化窒素は肺に対する毒性が強いと言われている。
- 硫黄酸化物(SO_x)：石油系などの硫黄分を含む燃料が燃えた際に生じる二酸化硫黄、三酸化硫黄のことを言う。亜硫酸ガスは無色の刺激性ガスで、大気汚染の主役と考えられる。人体に対する作用としては、粘膜刺激、呼吸器障害を引き起こす。
- 光化学スモッグ：大気中に共存する窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線の作用を受けて二次的に生成された汚染物質（光化学反応生成物）を言う。この物質は大部分がオゾン (O_3) で、ほかにパーオキシアセチルナイトレート (PAN)、二酸化窒素等の酸化性物質、ホルムアルデヒド及びアクロレイン等の還元性物質がある。このうち、二酸化窒素を除く酸化性物質を光化学オキシダントと言い、環境基準が設けられている。夏の日射しが強くて風の弱い日に発生しやすいと言われている。光化学スモッグは目や呼吸器の粘膜を刺激してクシャミや涙を誘発するほか、植物の葉を白く枯らしたりゴムの損傷を早めたりする。
- 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状物質であって、その大きさが $10\mu\text{m}$ 以下のものを言う。発生源は、土壌の舞い上がりや火山の噴煙、海水の飛沫が乾燥してできた海塩粒子等自然由来のものほか、工場から排出されるばいじん、自動車の排気ガス等の人為由来のもの、燃焼等に伴い排出された硫黄酸化物 (SO_x) や窒素酸化物 (NO_x)、炭化水素などのガス状物質が大気中で光化学反応により粒子化した二次粒子、煙突から排出された高温のガスが大気中出冷やされてできる凝縮性ダストなどがある。黄砂など大陸からの風に乗って流入するものもある。一般的に粒径10

μm 以上の粒子は、大部分が鼻の粘膜に吸着されるため呼吸により肺まで達することはないが、それより小さい粒子は気管に入りやすいと言われている。

○微小粒子状物質：浮遊粒子状物質のうち、その大きさが $2.5\mu\text{m}$ 以下のものを言う。
(PM_{2.5}) 人体に取り込まれた場合、下気道（咽頭から肺まで）に沈着する割合が多くなり、マクロファージや上皮細胞によって排除されるまでの間非常に長く呼吸器系に滞留することから健康に密接な影響を与えると考えられる。

○降下ばいじん：大気中の粒子状物質のうち、自己重量や雨の作用によって地表面に降下する比較的粗大な粒子を言う。発生源は、石炭、コークス、重油等の燃料の燃焼に伴い大気中に放出されたもの、風により土砂が舞い上げられたものや火山の噴煙などがある。気象条件等の影響を受けると言われている。

○K値規制：大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の濃度を規制したもので、K値が小さいほど規制基準は厳しくなる。計算式は次のとおりである。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q：硫黄酸化物の許容排出量 (Nm³/h)

K：係数（地域毎に定められており、一宮市は9.0）

H e：補正された排出口の高さ (m)

○鉛 (Pb)：やわらかい灰白色の金属で、空気中では酸化されやすい。鉛化合物による中毒は昔から鉛毒として知られていたが、現在では印刷業、塗装業、電池工場などに見受けられる。鉛化合物は、肺、消化器、皮膚などを通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こす。

○カドミウム (Cd)：銀白色のやわらかい金属で主に金属精錬、メッキ工場、化学工場等から排出される。少量でも体内に蓄積され、吐気、下痢を起こし、腎症状のほか貧血、肝臓障害を起こす。

○マンガン (Mn)：赤灰色又は銀色の金属で、粉末は空気中で自然発火しやすい。

希酸には容易に溶けて塩となる。マンガンによる中毒例は比較的少ないが、筋神経系を侵し、言語障害、顔面硬直、歩行不随などを起こす強い毒性を有する。

- 鉄 (F e) : 鉄は炭素の含量によって銑鉄、鋼、軟鉄と大別され、それぞれ性質が異なる。鉄そのものの毒性はほとんどないが、微粉鉄は呼吸器に機械的刺激や障害を起こし、酸化鉄粉は“じん肺”を起こす。イオンの形で吸収される第1鉄塩類は有毒で、幼児には特に危険である。
- 銅 (C u) : 貨幣、電線、合金、殺虫剤用として使用されている。硫酸銅は最も用途の多い銅塩で、中毒症状は緑色または青色の吐物を出し、皮膚は青色を帯び、流涎、粘膜の疼痛、血圧降下、虚脱などの症状を呈する。

[水質汚濁関係]

- pH(水素イオン濃度) : 溶液中の水素イオン濃度。pH7が中性でそれより低いのを酸性、高いのをアルカリ性という。酸性排水は化学工業、金属仕上げ業、食品工業等から排出される。アルカリ性排水は化学工業、製紙工業、繊維工業、石油精製工業等から排出される。
- B O D : 河川等の水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって分解され、(生物化学的酸素要求量) 主として無機性酸化物とガス体になる際に消費される酸素量であらわされる。食品製造業、パルプ紙製造業等からの排水が高い値を示す。
- C O D : 湖沼、海域等の水中の汚濁物質(有機物)が過マンガン酸カリ(化学的酸素要求量) 等酸化剤によって分解され、主として無機性酸化物とガス体になる際消費される酸素量であらわされる。
- D O (溶存酸素) : 水中に溶けている酸素の量をあらわす。酸素の溶解量は水温、気圧、塩分などに影響され、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなる。水中の酸素は普通15℃で10mg/ℓ溶ける。又、魚はDOが永続して4~5mg/ℓ以下になると、生息出来ないといわれている。

- S S（浮遊物質）：水中懸濁している物質のことで、ろ紙でろ過して捕集し、乾燥して重量をはかる。窯業、土石関係の工場排水が高い値を示す。
- シアン：青酸（シアン化水素）およびその塩類の総称をシアン化合物といい、猛毒性があり、消化器や皮膚から容易に吸収されて、迅速に中毒症状を示し、時には突然意識不明になることもある。
- フェノール（類）：クレゾール、キシレノールなどの総称で、タール酸類とも呼ばれる。いずれも高濃度では有害で毒性および劇物に指定されている。合成樹脂、界面活性剤などの原料として大量に使用されているが、水にはいずれもわずかに溶けて、人畜魚類にきわめて有害となる。
- 砒素（As）：銅鉱業の副産物で、砒素、亜砒素、砒化水素などの化合物もすべて猛毒であり、“農薬”の成分（殺虫剤）として用いられる。砒素化合物は皮膚、消化器、呼吸器から吸収され、骨や内臓に沈積して貧血、嘔吐などの慢性中毒を起こす。
- 大腸菌：主に人及び動物の腸内の寄生しているが、水、土壌など自然界にも広く分布している。水100mℓ中の大腸菌を培養してその集落数で表す。単位：MPN/100mℓ
- PCB：水に不溶で、有機溶剤に安定、不燃性で絶縁性がよい。そのため、コンデンサー等の絶縁油ほか感圧複写紙・可塑剤等に広く使用されてきた。人体への害は、カネミ油症事件のような皮膚障害を起こし、黒い斑点ができる。
- アルキル水銀(R-Hg)：天然にはほとんど存在せず、水銀、触媒を使用する有機化学工場などの排水に含まれる。人体へは下痢、けいれん等を起こし、慢性中毒では視野がせまくなったり運動失調を起こす。

[地盤沈下関係]

- 標高(T・P)：東京湾の平均海水面からの高さ。

[最近の環境問題]

- オゾン層の破壊：「フロン」という人工的な化学物質は、使用後大気中に放出されると、化学的に安定であるため、長い間分解されず、成層圏

にまで達し、オゾン層を破壊する。オゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生物を守る役割を果たしているため、オゾン層が破壊されると、皮膚ガンや白内障が増えるといった人の健康への悪影響が生ずると指摘されている。

○地球の温暖化：地球を取り巻く大気中の二酸化炭素、フロンガス等は、太陽からの放射エネルギーを透過させるが、地表から宇宙空間に放出される熱を途中で吸収して、地球を温暖化させるという性質を持っている。この現象を温室効果と呼び、大気中にこうした温室効果ガスが増加すると、地表の平均気温が上昇し、異常気象が引き起こされる。

○酸性雨：工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が硫酸塩や硝酸塩に変化し、これらが溶け込んで酸性が強くなった雨をいう。酸性の度合いはpH（水素イオン濃度）で表現され、このpHの値が小さいほど酸性が強くなり、一般にpH5.6よりも低い数値を示す雨を酸性雨という。

○外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）：人や生物の正常なホルモンの働きに影響を与え、生殖機能の阻害や悪性腫瘍を引き起こす可能性があると言われる化学物質で、代表的なものとしてPCB、DDT、ノニルフェノール、ビスフェノールA等がある。

○ダイオキシン：ポリ塩化ジベンゾ-p-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめた有機塩素化合物の総称で計21種類ある。自然界ではほとんど分解されず、食物や大気を通じ体内に入り、脂肪に蓄積する。強い毒性があり、発癌性、生殖機能への阻害、催奇形性や免疫力低下等の人体への影響があるとされている。その8割から9割が廃棄物の焼却により発生するとみられている。

○バイオトープ：生物を意味するBioと場所を意味するTopeを合成したドイツ語で、生物生存空間のことをいう。

○グリーン購入：環境への負担の少ない製品や部材を優先的に購入する行動

- ゼロエミッション：生産・流通工程から出る廃棄物を新たな原材料として再利用し、廃棄物をゼロにする生産システム
- 環境管理：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することを指し、そのために①環境保全に関する方針、目標、計画等の策定（Plan）、②これらの実行・記録（Do）、③実施状況の点検（Check）、④方針等の見直し（Action）という一連の手続きを環境マネジメントシステム（環境管理システム）と呼ぶ。

いちのみやの環境
平成25年版

平成26年2月発行

発行：愛知県一宮市
編集：環境部環境保全課

〒491-0201 一宮市奥町字六丁目山52番地
TEL 0586 (45) 7185

(本書は、再生紙を使用しております。)